

平成31年度版

農業補助事業利用 ガイドブック



鳥取県農林水産部

農業関係支援施策の活用ガイドブック 目次

支援項目			主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ	
大項目	中項目	小項目	事業名	認定農業者(法人含む)	認定農業者以外(任意組織・JA等)	市町村	商工業者等				
体験・研修	研修したい	県	鳥取へ!JU! アグリスタート研修支援事業	○				(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が県内での自営就農を希望する者を研修生として雇用し行う実践研修に係る経費を最大2年間支援。	経営支援課 0857(26)7261	1	
		県	市町村農業公社等就農研修支援事業	○				事業実施主体が農業研修生を雇用し行う新規就農者育成のための実践研修に係る経費を支援。	経営支援課 0857(26)7261	2	
		県	就農研修交付金事業	○					農業大学校で実施する「アグリチャレンジ科」「先進農家実践研修」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険等による生活支援を受けられない方に交付金を支給。	経営支援課 0857(26)7261	3
		国・県	公共職業訓練【アグリチャレンジ科】	○					就農に役立つ農業の基礎知識と実践技能の習得を4か月間の研修(公共職業訓練)で支援。	農業大学校 0858(45)2411	4
		県	先進農家実践研修	○					先進農家を研修先として、自営就農に必要な栽培管理、経営ノウハウの習得を12か月間の研修で支援。	農業大学校 0858(45)2411	5
		県	スキルアップ研修(短期研修)	○					主要野菜(白ねぎ、ブロッコリー、ミニトマト、スイカ)の栽培技術習得を4か月間の研修(座学講義・グループ実習)で支援。	農業大学校 0858(45)2411	6
		県	スキルアップ研修(長期研修)	○					農業の基礎知識と栽培品目の基本技術の習得を12か月間の研修(座学講義・実習)で支援。	農業大学校 0858(45)2411	7
新規就農	自営就農	県	新規就農者総合支援事業【就農条件整備事業】	○				新規就農者が就農時に必要な機械、施設を整備する場合に助成。	経営支援課 0857(26)7261	8	
		国	新規就農者総合支援事業【農業次世代人材投資資金(準備型)】	○				新規就農希望者(原則50歳未満)が県の指定する研修機関でおおむね1年以上就農研修を受ける場合、最長2年間150万円/年の資金を交付。	経営支援課 0857(26)7261	9	
		国	新規就農者総合支援事業【農業次世代人材投資資金(経営開始型)】	○				新規就農者(原則50歳未満)に対して最長5年間150万円/年の資金を交付。	経営支援課 0857(26)7261	10	
	後継者を育成したい	県	新規就農者総合支援事業【就農応援交付金】	○				新規就農者の就農初期(最長3年間)の運転資金、基盤整備費及び生活費等に対する支援。	経営支援課 0857(26)7261	11	
		県	新規就農者総合支援事業【親元就農促進支援交付金】	○	○			認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援。	経営支援課 0857(26)7261	12	
		県	園芸産地継承システムづくり支援事業			○		JAが継承候補優良園地の維持管理や継承者の育成確保を行う場合に支援。	経営支援課 0857(26)7261	13	
雇用	新規に従業員を雇用したい	県	農の雇用ステップアップ支援事業【未来を託す農場リーダー育成事業】	○	○			農業法人等が新規雇用を行い新規就業者のOJT研修等を行う場合、研修経費を最大3年間助成。	経営支援課 0857(26)7261	14	
		県	農の雇用ステップアップ支援事業【県産農林水産物加工業者雇用支援事業】				○	県産農林水産物を使って加工食品を製造する食品加工業者が新規雇用を行い新規就業者のOJT研修等を行う場合、研修経費を1年間助成。(平成30年度研修開始分のみ)	経営支援課 0857(26)7261	15	
	県	他産業と組み合わせる雇用したい	○	○			農業法人等が新規雇用を行った場合であって、農業では通年雇用が困難な場合、他産業と連携して新規就業者のOJT研修等を行う事業に最大2年間助成。	経営支援課 0857(26)7261	16		
担い手	経営発展	県	みんなでやらいや農業支援事業【がんばる農家プラン事業】	○	○	○		農業者等が作成した規模拡大、売上高アップ等に係るプラン(営農計画)の達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7589	17	
		国・県	農業経営法人化総合支援事業【農業法人設立・経営力向上支援事業、農業経営法人化支援総合事業】	○	○			農業者の経営課題に関係機関と連携して、適切にアドバイスする相談体制の整備や、個別経営体や集落営農組織の法人化に係る取組を支援。	経営支援課 0857(26)7276	18	
		国	経営体育成支援事業(強い農業・担い手づくり総合支援交付金)	○	○	○		地域の中心経営体や農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う施設・機械等の整備に係る経費を助成。	経営支援課 0857(26)7258	19	
	企業参入	機械・施設を取得したい	県	企業等農業参入促進支援事業	○	○		企業等が農業へ新規参入する場合、農業用機械・施設等を助成。	経営支援課 0857(26)7258	20	
	農地集積	農地を集積したい	国	機構集積協力金交付事業	○	○		農地中間管理機構に対し農地を貸付けた地域及び個人を支援することにより、担い手の農地集積・集約化を推進。	経営支援課 0857(26)7269	21	

大項目	支援項目		国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ		
	中項目	小項目			認定農業者(法人含む)	認定農業者以外(任意組織・JA等)	農業関係団体等	市町村	商工業者等					
	働き方改革	経営参画、能力向上等 したい	県	とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業	○	○	○				農林水産業へ従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の活躍推進や女性リーダー育成に関する取組を支援します。	農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7388	22	
水田営農	人・農地プランの中心 経営体(個人農業者)	機械を取得したい	県	中山間地域を支える水田農業支援事業		○					中山間地域で水田農業の維持・発展に必要な機械導入等を支援。	農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7589	23	
	集落営農	機械・施設を取得したい	県	集落営農体制強化支援事業			○				小規模農家が共同で営農する集落営農に対して、機械施設の整備を支援。	経営支援課 0857(26)7258	24	
	県産米振興	米の販路拡大を図りたい	県	攻めと守りの米戦略事業(担い手農家等販売対策支援事業)	○	○					意欲的な担い手農家等が行う主食用米の新規販路開拓・販路拡大などの取組を支援。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7283	25	
	直接支払	直接支払	国	経営所得安定対策等	○	○	○				販売農家や集落営農が販売目的で作物を栽培する場合、栽培品目、取組内容に応じて、交付金を交付。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7280	26	
園芸等	園芸品目等の振興	パイプハウスを導入したい	国・県	鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業	○	○	○				高収益な施設園芸品目等の生産振興を図るため、県が開発した鳥取型低コストハウスの導入を支援。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7272	27	
		機械・生産資材を導入したい	国	鳥取県産地パワーアップ事業	○	○	○	○				意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換・拡大等を図るための取組を総合的に支援。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282	28
			国	鳥取野菜産地強化対策事業	○	○	○	○				スイカ、ブロッコリー、アスパラガス等収益力の高い野菜について、生産者等が行う生産拡大等に向けた取組を支援	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282	29
		機械、特産物、新品種・新技術等の導入	県	園芸産地活力増進事業	○	○	○					産地づくりや特産物の育成、新技術のモデル的取組等に必要経費の一部を助成。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7272	30
		機械、新品種・新技術等の導入	国・県	戦略的園芸品目(白ネギ)総合対策事業	○	○	○					白ネギの県内全域の横断・複層的なネットワークづくり、新技術の実証、規模拡大・農作業受委託に必要な機械整備等の経費の一部を助成。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7272	31
		芝を生産拡大したい	県	とっとり芝生産振興事業	○	○	○					鳥取県芝のブランド化、生産拡大及び新品種導入や新技術の普及等を支援。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282	32
		花壇苗等を生産拡大したい	県	ととりの花いきいき戦略事業	○	○	○					花壇苗、ストック等について生産者等が行う生産拡大、流通体制の整備、販売促進に向けた取り組みを支援。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282	33
	パイプハウス等の補強がしたい	県	ハウス強靱化による施設園芸加速化対策事業	○	○	○	○				「防災・減災」の観点から、大雪、台風等の気象災害による農業用ハウスの被害対策を図るため、被害防止計画を策定するとともに、被害防止講習会の開催、ハウス補強等の活動を支援する。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7272	34	
野菜・花き	価格補填	価格下落時の影響を緩和したい	国・県	指定野菜価格安定対策事業	○	○	○				作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3以上ある指定野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。【基金】	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282	35	
		価格下落時の影響を緩和したい	国・県	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	○	○	○				作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3以上ある特定野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。【基金】	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282	36	
		価格下落時の影響を緩和したい	県	鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業				○				作付面積が一定以上のブランド野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282	37

大項目	支援項目		国庫・単 県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所 ・電話番号	ページ	
	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外(任意組織・JA等)	農業関係 団体等	市町村	商工業者 等				
果樹	果樹生産 基盤の 整備	新品種等の 植栽、高接 ぎ、果樹園 を整備した い	県	鳥取梨生産振興事業	○	○	○	○	JA、生産組織、認定農業者等が梨「新甘泉」等の植栽や果樹園整備や気象災害対策を行う経費の一部を助成。苗木を植栽した生産者に奨励金を交付。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414	38		
			県	鳥取柿ぶどう等生産振興事業	○	○	○	○	JA、生産組織、認定農業者等が柿「輝太郎」、ぶどう等の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。苗木を植栽した生産者に奨励金を交付。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414	39		
			県	戦略的スーパー園芸団地整備 事業				○	○	新規就農者等の担い手の参入を促すため、JA等が主体となって果樹園等の整備を行う経費や、新規就農者が入植する場合の借地料、入植者の募集に係る経費の一部を助成。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414	40	
	利子助成	災害時等の 再生産資金 を確保した い	県	果樹等経営安定資金利子助成 事業				○	災害、市場価格の低落又は原油価格高騰時の再生産資金を確保するため、経営安定資金融資制度を創設し、次年度に向けた農家の生産意欲を高揚させる。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414	41		
地域農業	農業活性化	話し合いに より農業を 活性化した い	県	みんなでやらいや農業支援事 業【がんばる地域プラン事業】	○	○	○	○	市町村やJA等が農業の生産拡大や担い手育成等に係るプランを作成し、また、その達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7589	42		
畜産	全畜種	規模拡大の ための施設・ 機械整備や 家畜の導入	国	畜産クラスター施設整備事業 (全畜種)～畜産・酪農収益力 強化総合対策基金事業～	○		○		畜産クラスター協議会が策定する畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な経営体が行う規模拡大のための施設・機械整備や家畜の導入を支援。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26) 7291,7290	43		
			県	畜産クラスター施設整備事業 (酪農)～担い手施設整備対策 事業～	○	○	○		生産性向上に取り組む酪農家の施設・機械整備等のうち、国事業では補助対象とならないものに対して助成。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7288	44		
	酪農	増頭したい	増頭したい	県	生乳生産拡大緊急支援事業	○	○	○		県内生乳生産量6万トン以上を確保することを目的に、初妊牛導入費用の一部を助成。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7831	45	
				県	酪農用非常電源緊急整備事業		○			災害時の備えとして非常用発電機の運転に必要な関連装置導入を支援。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7831	46	
				県	第15回全日本ホルスタイン共 進会対策事業				○		2020年に宮崎県で開催される第15回全日本ホルスタイン共進会に向けた出品牛づくりに係る経費に対し助成。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7831	47
				県	和牛受精卵・放牧拡大支援事 業	○	○	○			受精卵の移植への助成を行うとともに、和牛放牧のための機器整備に対し助成。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7290	48
	和牛	「鳥取和牛」 を増頭したい	東京へ出荷 してみたい	国・ 県	鳥取和牛ブランド強化対策事業	○	○	○		「鳥取和牛」を首都圏へPRするために「鳥取和牛」の東京市場へ出荷に係る輸送費等に対し助成。また、食肉卸売業者や旅館及び飲食店従業員への研修等への助成。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7290	49	
				県	和牛改良・増頭対策支援事業	○	○	○		和牛の生産拡大及び「鳥取和牛」や「鳥取和牛オレイン55」といった高品質和牛肉の増産を図るため、和牛繁殖雌牛や肥育素牛の導入・保留に係る経費に対し助成。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7290	50	
				県	鳥取和牛緊急増頭対策事業	○	○	○			「鳥取和牛」を生産するために、農家が肥育素牛を購入または農業団体等が購入して預託を実施する場合に助成。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7290	51
				県	第12回全共出品対策事業				○		2022年に鹿児島県で開催される第12回全共に向けた出品牛対策の経費について助成。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7829	52
国・ 県				肉用牛肥育経営安定対策事業	○	○				牛枝肉価格が著しく低下した場合、配合飼料価格安定基金へ継続加入している肉用牛肥育経営者(大企業は除く)に対し、補填金を交付。【基金】	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7288	53	
国・ 県				肉用子牛価格 下落時の影 響を緩和し たい	肉用子牛価格安定対策事業	○	○				肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期別)が基準価格・合理化目標価格を下回った場合、その期間中に子牛を販売、又は自家保留していた生産者や法人(大企業は除く)に対し、補給金を交付。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7288	54

大項目	支援項目		国庫・単 県の別	事業名	主な対象者						事業の概要等	担当部所 ・電話番号	ページ
	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外 の農業者	農業関係 団体等 (任意組織 ・JA等)	市町村	商工業者 等				
	地どり	施設整備・ 機械を導入 したい	県	鳥取地どりブランド生産拡大支 援事業	○	○					鳥取地どり生産者又は生産を開始する者が生産に必要な飼養施設や排せつ物処理施設等を整備し、又は生産性を向上させるために機械を導入する場合、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7831	55
	豚	枝肉価格下 落時の影響 を緩和したい	国・ 県	肉豚経営安定対策事業	○	○					豚枝肉平均価格が保証基準価格を下回った場合、配合飼料価格安定基金へ継続加入し、かつ耕畜連携等の取組に努める養豚経営者(大企業は除く)に対し、補填金を交付。 【基金】	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7288	56
	衛生管理	農場認証制 度を導入し たい	国・ 県	農場認証普及推進事業	○	○					農場HACCP又は畜産GAP導入のための技術支援と認定に係る手数料を助成。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7287	57
6 次 産 業 化	農林漁業 者等の取 組	販路開拓や 機械・施設を 取得したい	県	初めての6次産業化バックアッ プ事業	○	○	○				農林水産業者、農業法人、任意団体等が初めて6次産業化に取組む場合等に必要な経費の一部を助成。	食のみやこ 推進課 0857(26)7807	58
	農家・加 工グルー プの取組	食品加工に 必要な機器 を取得したい	県	もうかる6次化・農商工連携支 援事業【スタートアップ型】	○	○	○				農林漁業者や県内加工グループ等が食品加工に必要な備品を購入する場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ 推進課 0857(26)7807	59
6 次 産 業 化	農林漁業 者等の取 組	販路開拓や 機械・施設を 取得したい	県	もうかる6次化・農商工連携支 援事業【6次産業型】	○	○	○				農林漁業者や農漁協等が6次産業化の取組を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ 推進課 0857(26)7807	60
	農林漁業 者等の取 組	機械・施設を 取得したい	国	鳥取県6次産業化ネットワーク 活動交付金	○	○	○		○		多様な事業者が参画するネットワークを構築して取り組む6次産業化事業の実施に必要な施設整備等に必要な経費の一部を助成。	食のみやこ 推進課 0857(26)7807	61
加 工	加工グ ループ等 の取組	商品開発や 販路開拓に 取り組みた い	県	とっとりオリジナル加工品づく り支援事業	○						県内の農産物加工グループ等が地元農林水産物を利用した新商品の開発・販売を行い、又は開発を目的として成功事例の視察研修等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ 推進課 0857(26)7853	62
	企業等	加工施設整 備をしたい	県	鳥取県フードビジネス拡大支援 事業補助金	○	○	○		○		県産加工食品の輸出拡大を目的とした施設整備に要する経費の一部を助成。	販路拡大・ 輸出促進課 0857(26)7963	63
	企業等	国際認証を 取得したい	県	鳥取県食の安全・安心プロジェ クト推進事業補助金	○	○	○		○		県内事業所の認証取得や衛生管理対策等に必要な経費の一部を助成。	販路拡大・ 輸出促進課 0857(26)7963	64
他 産 業 と の 連 携	農商工連携	機械・施設を 取得したい	県	もうかる6次化・農商工連携支 援事業【農商工連携型】					○		食品加工業者等が農林漁業者と連携して県内農水産物を原料とする食品加工等の取組を行う場合、必要な施設・機械整備の経費の一部を助成。	食のみやこ 推進課 0857(26)7807	65
		機械・施設を 取得したい	国	【再掲】 鳥取県6次産業化ネットワーク 活動交付金	○	○	○		○		多様な事業者が参画するネットワークを構築して取り組む6次産業化事業の実施に必要な施設整備等に必要な経費の一部を助成。	食のみやこ 推進課 0857(26)7807	61
		機械・施設を 取得したい	県	鳥取県食品加工施設整備補助 金					○		県内に事業所を有する食品産業事業者又は誘致企業が県内において農産物加工施設を新・増設する場合、必要な施設・機械整備に係る経費の一部を助成。	食のみやこ 推進課 0857(26)7807	66

大項目	支援項目		国庫・単 県の別	事業名	主な対象者						事業の概要等	担当部所 ・電話番号	ページ
	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外	農業関係 団体等 (任意組織・JA等)	市町村	商工業者 等				
										〇			
販路拡大	販路開拓・消費拡大	国内での販路開拓や消費者交流会をしたい	県	おいしい鳥取PR推進事業費補助金			〇		〇	農協や農業者等のグループが国内の見本市への参加、県外量販店で試食宣伝、インショップ等に取り組んだり、消費者との交流会を開催する場合、必要な経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7828	67	
	販路開拓・消費拡大	国内での販路開拓や消費者交流会をしたい	県	物産展・県フェア及び見本市への出展支援	〇	〇	〇		〇	県外で行われる鳥取県フェア等の催事、見本市、商談会等(概ね3日間以上の催事等で県内から5社以上の事業者が参加するもの)に3日以上出展する県内事業者に対して、出展に要する旅費又は臨時補助員人件費(人件費は販売を伴わない出展のみ)のいずれかの費	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7767	68	
	海外販路開拓	農産品や加工食品を輸出したい	県	「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業補助金	〇	〇	〇		〇	県内で生産された農林水産物及び加工食品の輸出活動の促進を図るため実施する海外での市場調査活動や販売促進活動及び物流実験の費用の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7963	69	
	販路開拓	商品パッケージを作りたい	県	「食のみやこ鳥取県」マーク推奨事業	〇	〇	〇		〇	「食のみやこ鳥取県」推進サポーター事業者、とっとり県産品の登録事業者、鳥取県ふるさと認証食品を持つ事業者が、各事業のロゴマークを入れた商品パッケージを作成する経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7853	70	
	販路開拓・地域活性化	食を活用した地域振興をしたい	県	食のみやこ鳥取県づくり支援交付金	〇	〇	〇		〇	食のみやこ鳥取県のイメージアップ及び県産品のブランド化、名物料理開発による地域振興等、食のみやこ鳥取県につながる活動経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7835	71	
	販路開拓	料理の開発・PRをしたい	県	とっとりオリジナルメニューづくり支援事業	〇	〇	〇		〇	地元食材を使った料理の開発(ジビエ料理をむ)・PR活動経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7853	72	
環境にやさしい農業	有機・特裁	機器購入や市場調査したい	県	鳥取県有機・特別栽培農産物等総合支援事業	〇	〇				有機JAS認証事業者や鳥取県特別栽培農産物認証事業者等が農産物の有機的管理で使用する機器の購入、イベント等での消費者交流、市場調査の実施及び販路開拓等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7415	73	
	減化学肥料、減農薬	環境保全型農業直接支払	国	環境保全型農業直接支払対策事業	〇	〇	〇			販売農家等が化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する栽培を行い、かつ地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う場合、取組面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7336	74	
災害対策	農地災害	被災した農地等を復旧したい	国	農地・農業用施設災害復旧事業					〇	暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7325	75	
耕作放棄地対策	発生防止	中山間地域等直接支払	国	農地を守る直接支払事業	〇	〇	〇			生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7336	76	
農地・基盤	基盤整備	小規模な基盤整備	県	しっかり守る農林基盤交付金					〇	市町村が小規模な農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に係る事業を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7326	77	
		基盤整備に伴う資金が借りたい	国	農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金	〇	〇	〇			農業者等が生産性の向上を図るために生産基盤整備(農地等の新設、改良、造成及び復旧、農用地集積等)を行う場合、低金利又は無利子での資金貸付を行う。	農地・水保全課 0857(26)7321	78	
	施設の維持・補修	土地改良施設の補修をしたい	国	土地改良施設維持管理適正化事業					〇	市町等の土地改良施設管理団体等が団体営規模以上の事業により造成された施設(ダム、ため池、水路等)の整備補修を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7336	79	
	施設の維持・補修	保全活動に対する支援を受けたい	国	多面的機能支払交付金事業					〇	市町村と協定を締結した活動組織等が農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の補修・更新を行う場合、区域内の農用地の農地区分や面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7334	80	
	防災減災	ため池の防災・減災対策をしたい	国・県	ため池防災減災対策推進事業					〇	農村地域の防災力向上を図るため、ため池の調査点検やハザードマップの作成、ため池の廃止や浚渫等の保全対策、工事負担金の軽減などハード・ソフト両面から、必要な経費を助成。	農地・水保全課 0857(26)7323	81	
	【再掲】災害復旧	被災した農地等を復旧したい	国	【再掲】農地・農業用施設災害復旧事業					〇	暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7325	75	

大項目	支援項目		国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
	中項目	小項目			認定農業者(法人含む)	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等(任意組織・JA等)	市町村	商工業者等			
鳥獣対策	鳥獣対策	鳥獣被害を防ぎたい	国	鳥獣被害防止総合対策交付金			○	○		市町村やJA等で構成する協議会等が、地域ぐるみの鳥獣被害防止活動や侵入防止柵等の整備等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	鳥獣対策センター 0858(72)3821	82
		鳥獣被害を防ぎたい	県	鳥取県鳥獣被害総合対策事業補助金	○		○	○		集落等、市町村、JA等が野生鳥獣の農地等への進入を防ぐ対策(侵入防止柵等の設置)や個体数を減らす対策(捕獲等)等を行う場合、必要な経費等を助成。	鳥獣対策センター 0858(72)3821	83
	販路開拓	ジビエ料理の開発・PRをしたい	県	【再掲】とっとりオリジナルメニューづくり支援事業	○	○	○	○		地元食材を使った料理の開発(ジビエ料理をむ)・PR活動経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7853	72
地域農業	地域活性化	農山漁村を活性化したい	県	農山漁村滞在促進事業(農林漁業者が進める農泊チャレンジ支援事業)	○	○	○			農林水産業の特性を活かした新たな観光資材の掘り起しや磨き上げ、農林漁業者による試行的な農泊(農山漁村滞在型観光)の取組を支援。	農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7589	84
			国	農山漁村滞在促進事業(観光客の心に響く滞在型地域創造事業)	○	○	○	○		特色ある宿泊体験を中心に農山漁村における地域資源を活用したコンテンツ(観光素材)づくりや、これらを結びつけた魅力ある滞在エリアの創造を支援。	農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7589	85
中山間地域対策	地域活性化	コミュニティづくりに取り組みたい	県	みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業			○	○	○	地域活性化支援(特産物育成、交流施設等整備)、地域コミュニティビジネス支援(加工品製造施設、農家レストラン等整備)、自然災害対策、遊休施設活用などの取組に必要な経費を支援する。	とっとり暮らし支援課 0857(26)7129	86
	地域活性化	移住者を確保したい	県	若者定住等による集落活性化総合対策事業			○	○	○	小規模高齢化集落等が地域プランを策定し、地域の活性化に向けた取組等を行う場合、必要な経費の一部を助成。また、IUターン者に対し、定住に向けた支援を行う。	とっとり暮らし支援課 0857(26)7129	87
	地域活性化	学生と一緒に地域活動がしたい	県	中山間地域集落活動支援事業				○	○	中山間地域の集落等で行う安全・安心な暮らしづくり支援、地域づくり支援の取組に係る経費を支援。	とっとり暮らし支援課 0857(26)7129	88
	販路開拓・地域活性化	食を活用した地域振興をしたい	県	【再掲】食のみやこ鳥取県づくり支援交付金	○	○	○	○		食のみやこ鳥取県のイメージアップ及び県産品のブランド化、名物料理開発による地域振興等、食のみやこ鳥取県につながる活動経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7835	71
	地域活性化	地域資源保全や特産品の育成に組みたい。	県	とっとり共生の里保全活動推進事業	○	○	○			農山村集落等が企業・団体等及び市街地住民組織等と協働で行う農地や農業用水路、ため池、農道の保全活動や、農作物の生産、農産加工品等の製造・販売を通じた6次産業化の取組を支援する。	農地・水保全課 0857(26)7336	89
中山間地域対策	【再掲】人・農地プランの中心経営体(個人農業者)	機械を取得したい	県	【再掲】中山間地域を支える水田農業支援事業		○				中山間地域で水田農業の維持・発展に必要な機械導入等を支援	農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7589	23
	【再掲】耕作放棄地発生防止	中山間地域等直接支払	国	【再掲】農地を守る直接支払事業	○	○	○			生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7336	76
	管理省力化	農地法面管理省力化支援事業	県	農地法面管理省力化支援事業	○	○	○			センチピードグラス(ムカデ芝)による農地法面管理省力化技術の普及促進を図るため、各市町で設置するモデル展示・PRほ場に助成。	農地・水保全課 0857(26)7334	90
自然エネルギー	発電	発電施設を導入したい	県	農業農村自然エネルギー活用支援事業		○			農協や土地改良区、農村集落等が太陽光発電施設を導入する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7334	91	

名称

鳥取へJU！アグリスタート研修支援事業

施策対象

農業者等

施策主体

(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構 (研修実施経費については県が補助)

対象者

県内に就農する農業研修生として、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が雇用した者。

施策概要

県内での自営就農希望者を(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生として雇用し、県内の農業法人、農家等での実践的研修や農家経営に関する研修を行い、県内での独立就農を目指します。

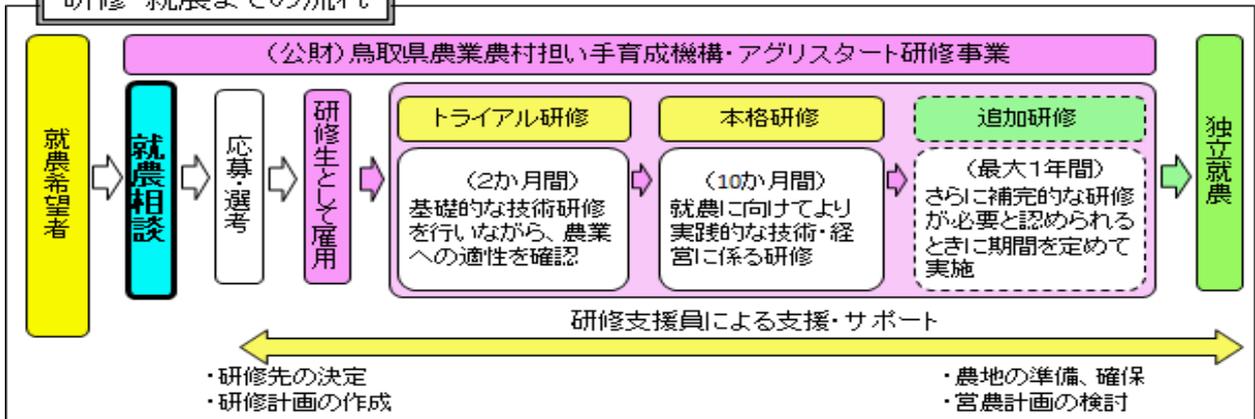
●支援内容

研修期間	1年間(引き続き研修が必要と認められる場合は最大2年間)
助成内容	事業実施主体が農業研修生を雇用し行う新規就農者育成のための実践研修に係る経費を支援します。研修生に支給される給与は次のとおりとなります。 給与 134,120円/月 住居・通勤手当等 33,000円/月(上限) ※県外からのJUターン者には、定住準備金、赴任旅費(上限あり)を支給

●研修生の雇用にあたっては、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生を募集し、選考を行います。

研修生の要件	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、県立農業大学校の研修を受講している等、研修を円滑に受講するために必要な知識、技能を有すること。 ○当機構の就農相談を受けて就農品目と就農地域の想定ができていること ○就農予定地域において、研修受入れ、就農・定着支援が予定されていること ○鳥取県へ移住又は在住し、就農する意欲を有すること。 ○農業就業が可能な健康状態であること。 ○過去に農業への就業又は農業研修の経験がある者にあつては、その期間が短期間(本研修と同一の品目で3年以内)等により、本研修を受けることが必要と認められる者。 ○地域住民と協調し生活する意思のある者 ○普通運転免許証(AT限定免許を除く。)を有していること。
--------	--

研修・就農までの流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構 鳥取本部	0857-26-8349
米子本部	0859-31-9644
農林水産部 経営支援課	0857-26-7261

関連サイト

名称

市町村農業公社等就農研修支援事業

施策対象

農業者等

施策主体

(一財)鳥取市農業公社、(一財)岩美町農業振興公社、(一財)日南町産業振興センター、鳥取中央農業協同組合など市町村農業公社等の農地利用集積円滑化団体

対象者

事業実施主体が雇用した農業研修生

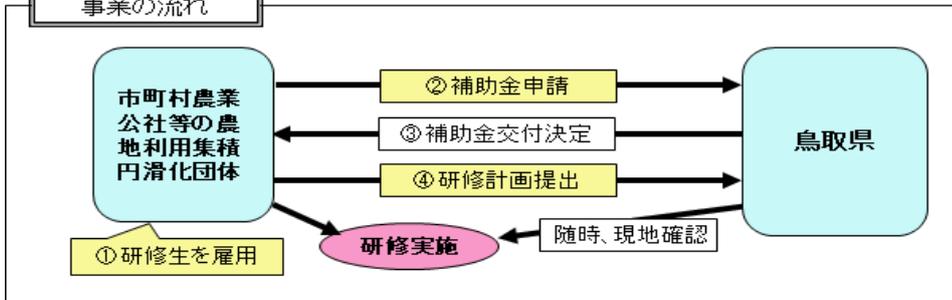
施策概要

県内での自営就農希望者を各市町村農業公社が研修生として雇用し、県内の農業法人、農家等での実践的研修や農家経営に関する研修を行い、県内での独立就農を目指します。

○支援内容

研修期間	1年間
助成内容	事業実施主体が農業研修生を雇用し行う新規就農者育成のための実践研修に係る経費を支援します。 【補助上限額】①新規就業者への研修実施に対する助成 最大162,900円/月 ②新規就業者に支払う手当等に対する助成 最大33,000円/月 ※研修生に支給される給与と補助金額は異なります。
研修実施主体の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに農業に就くことを希望する者を雇用(パート、季節雇用、アルバイトを除く。)し、就農に必要な技術等を習得させるための研修を行うことができること。 ・研修生に対して十分な指導を行うことのできる指導者を確保するため、研修責任者を明確にすること。 ・研修生と雇用契約を締結し、雇用保険、労働者災害補償保険等の社会保険に加入させること。 ・過去における雇用及び研修に関して、法令に違反する等のトラブルがないこと。 ・研修の実施について、本事業の対象経費と重複する他の助成を受けていないこと。 ・おおむね6か月以上の研修を実施すること。
研修生の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・就農意欲を有し、本事業での研修修了後県内就農する意思がある県内在住又は在住予定者とする。 ・新たに円滑化団体に採用された者又は知事が別に定める日以降に採用された者であること。 ・農業の経験がない又は過去の研修期間が短い等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。

事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部 経営支援課	0857-26-7261

関連サイト

名称 就農研修交付金事業

施策対象 農業者等

施策主体 県

対象者 「アグリチャレンジ科(公共職業訓練)」「先進農家実践研修」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険、農業次世代人材投資資金(準備型)等による生活支援を受けられない方。

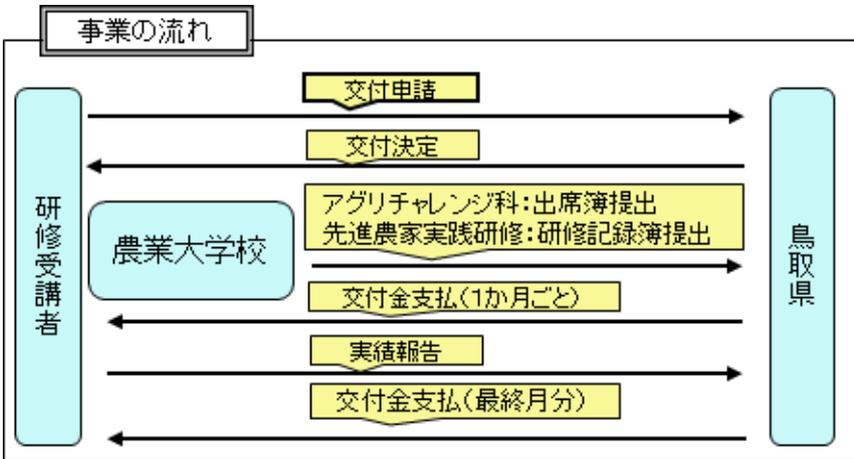
施策概要 農業大学校で実施される「アグリチャレンジ科」「先進農家実践研修」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険等による生活支援を受けられない方に交付金を交付。

●支援内容

支援内容	・研修期間中(「アグリチャレンジ科」は最長4か月、「先進農家実践研修」は最長24か月)に最大10万円/月の交付金を交付する。
補助率	・10/10 (県費のみ)

●交付要件等

交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県在住または在住予定であり、主業として農業に就業する意欲を有していること。 ・「アグリチャレンジ科」においては研修開始時65歳未満、「先進農家実践研修」においては就農予定時65歳未満であること。 ・「アグリチャレンジ科」においては、公共職業訓練による雇用保険、訓練手当、職業訓練受講給付金等、「先進農家実践研修」においては、農業次世代人材投資資金(準備型)等の交付を受けていないこと。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「アグリチャレンジ科」においては、各月の出席日数が8割に満たない場合はその月の交付金は交付されません。 ・「先進農家実践研修」においては、研修休止日数がその月の日数の2割を超える場合は交付金は交付されません。 ・「先進農家実践研修」においては、年間150日以上かつ年間1,200時間以上の研修実施しなかった場合や、研修終了後1年以内に就農しなかった場合、2年間以上就農を継続しなかった場合には交付金の全額を返還していただきます。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部 経営支援課	0857-26-7261
農業大学校	0858-45-2411

関連サイト

名称

公共職業訓練「アグリチャレンジ科」

施策対象

求職者

施策主体

農業大学校(産業人材育成センター委託訓練)

対象者

鳥取県内での就農(農業法人等への就職など)をめざす方
(求職者で公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示が得られる方)

施策概要

農業の基礎知識と実践に活かせる基本技能、各種品目の栽培管理の基礎を学ぶ研修です。特に技能習得を重視し、6割の研修時間を技能演習で構成しています。農家の言葉を理解し、1人でも基本的な機械・農具の扱いができるレベルへの到達が目標です。研修修了後の就職先に関する情報提供等、進路選択のサポートを農大が行います。

①研修期間 約4ヶ月間

研修期間	募集定員
①6月開講 :平成31年6月14日～9月30日	各期25名
②10月開講 :平成31年10月9日～平成32年1月23日	
③2月開講 :平成32年2月6日～5月21日	

②募集期間(予定)

①6月開講 :平成31年4月10日～5月15日
②10月開講 :平成31年8月2日～9月6日
③2月開講 :平成31年12月4日～平成32年1月8日

③受講料 無料(※訓練生総合保険料を別途御負担いただきます。)

④カリキュラム(案)

ア 座学講義	(鳥取県農業の概要、植物生理、病害虫の基礎、農薬の基礎、肥料の基礎、土壌の基礎、鳥獣害対策、作物栽培、有機・特別栽培、畜産概論、農業経営、農業気象、各種支援策、体のメンテナンス等)	
イ 技能演習	a 機械関連	トラクターの操作と耕耘、作業機の脱着とロータリー爪交換の方法、刈払機の取扱い、管理機の取扱い、フォークリフトの操作、農業機械全般の保守点検方法、燃料の基礎
	b 小農具の扱い方	スコップ・鍬・レーキ等の使い方
	c 肥料・薬剤散布のポイント	肥料の手散布の方法、農薬の薬剤量と散布量、散布用機械の取扱い
	d 応用作業	ロープワーク、木工・溶接、刃研ぎ、定規縄作り、針金の扱い、パイプハウス測量・組立・被覆・解体、フラワーネットの設置・解体、かん水チューブの設置
ウ 栽培管理実習	(果樹、野菜、花き、作物、畜産)	

⑤応募方法

住所地を所管する公共職業安定所に入校願書を提出してください。入校願書は、県内の公共職業安定所又は鳥取県立産業人材育成センター倉吉校のホームページから入手いただけます。

⑥その他

雇用保険受給資格を有する方は、雇用保険を受給しながら研修を受講できます。
雇用保険受給資格を有する方で、一定の条件を満たす方は、給付延長される場合があります。
雇用保険受給資格を有さない方には、別途、職業訓練受講給付金、訓練手当、就農研修交付金等の給付措置があります(支給には、それぞれ要件があります)。

問合せ先

担当部署	電話番号
鳥取県立農業大学校	0858-45-2411

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/252164.htm>
<http://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinsenkurayoshi/>

名称 先進農家実践研修

施策対象 新規就農希望者

施策主体 農業大学校

対象者 新たに農業経営の開始を目指す方(原則県内在住者)
※農業に関する基礎知識及び基本技能を習得していることが条件

施策概要

就農予定品目の経営を行う農家を研修先として、自営就農にあたり必要な栽培管理・経営ノウハウの習得ができる1年間の実践研修です。
就農予定地の関係機関や生産組織が、就農に向けた様々な支援(農地情報の提供、作業場・住居の確保、中古機械・施設の情報提供)を実施します。
専任の研修調整員が研修先を定期的に訪問し、研修生、受入農家の困り事などを聞き、効果的な研修が行われるようコーディネートします。

①研修期間 1年間(技術の習得状況を踏まえ、最長2年間まで延長可能)

研修期間	募集定員
①6月開講 :平成31年6月1日～平成32年5月31日	各期3名
②10月開講:平成31年10月1日～平成32年9月30日	
③2月開講 :平成32年2月1日～平成33年1月31日	

②募集期間

①6月開講 :平成31年3月1日～3月31日
②10月開講 :平成31年7月1日～7月31日
③2月開講 :平成31年11月1日～平成31年11月30日

③受講料 無料

④留意事項

就農予定地域で就農予定品目の研修を行うために、あらかじめ受入体制を構築することが必要となります。該当地域の関係機関、生産組織との事前調整を要するため、受講希望があれば、早めに農業大学校までご相談ください。

問合せ先

担当部署	電話番号
鳥取県立農業大学校	0858-45-2411

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/item/992564.htm>

名称 スキルアップ研修(短期研修)

施策対象 農業者等

施策主体 農業大学校

対象者 新規就農者又は鳥取県内での就農を希望し、就農が見込まれる方(受講開始時の年齢が65歳未満の方に限ります)

施策概要 鳥取県内で栽培される主要野菜4品目(白ねぎ、ブロッコリー、スイカ、ミニトマト)について、品目別に実施する基礎研修です。各品目の栽培特性、防除や施肥等に関する基礎知識習得のための座学講義のほか、グループでの栽培管理実習を行います。約4ヶ月間で、植付準備から収穫までの一連の栽培管理作業を経験することができます。

- ①研修期間…約4ヶ月間
- ②定員等

専攻	研修期間(予定)	募集定員
白ねぎ	①4月開講(白ねぎ) 平成31年4月12日～8月9日	各品目 5名程度
ブロッコリー	②6月開講(ミニトマト) 平成31年6月12日～10月11日	
スイカ	③7月開講(ブロッコリー) 平成31年7月11日～11月13日	
ミニトマト	④9月開講(白ねぎ) 平成31年9月13日～平成32年1月16日	
	⑤3月開講(ミニトマト・スイカ) 平成32年3月2日～6月30日	

- ③出願及び開講日程

	4月開講	6月開講	7月開講	9月開講	3月開講
受付期間	平成31年2月1日～2月28日	平成31年4月1日～4月30日	平成31年5月1日～5月31日	平成31年7月1日～7月31日	平成32年1月6日～1月31日
面接実施日	3月13日	5月15日	6月11日	8月9日	2月10日
許可通知日	3月22日	5月22日	6月18日	8月19日	2月18日
開講予定日	4月12日	6月12日	7月11日	9月13日	3月2日

- ④受講料
40,000円
※テキスト代等の実費、傷害保険料、各種資格試験受験料等は別途御負担いただきます。
- ⑤品目ごとの主な作業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
研修実施期間	4月開講		6月開講			7月開講		9月開講			3月開講	
ミニトマト(抑制)			植付準備・定植・仕立管理・ホルモン処理 防除・収穫									
ミニトマト(半促成)	定植・仕立管理・ホルモン処理 防除・収穫										植付準備	
スイカ	仕立管理・交配・防除・収穫										植付準備 定植	
ブロッコリー			播種・育苗管理・定植・追肥土寄せ・防除・収穫									
白ねぎ①	植付準備・定植(秋冬)・土寄せ・防除 収穫(夏)・播種・育苗管理(春)											
白ねぎ②						土寄せ(秋冬・春)・播種・育苗管理(夏)・防除 植付準備・定植(夏)・収穫(秋冬)						

問合せ先

担当部署	電話番号
鳥取県立農業大学校	0858-45-2411

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/272287.htm>

名称 スキルアップ研修(長期研修)**施策対象** 農業者等**施策主体** 農業大学校**対象者** 新規就農者又は鳥取県内での就農を希望し、就農が見込まれる方(受講開始時の年齢が50歳未満の方に限ります)**施策概要**

農業の基礎的な知識と、栽培(飼育)の基本技術の両方が習得できる、座学講義+実習タイプの自営就農希望者向け研修です。
 野菜専攻においては、担当する品目の栽培管理計画(施肥・防除計画、作業スケジュールなど)を作成し、栽培から出荷までの一連の作業を経験の上、実績分析まで行うことで、模擬的に農業経営を体験できます。
 自営に向けた営農計画作成演習や農家派遣研修をカリキュラムに備えており、経営のイメージを固めていくことができます。

①研修期間
12ヶ月間

②定員等

専攻	研修期間(予定)	募集定員
果樹、野菜、花き、作物、畜産	① 4月開講:平成31年4月12日～平成32年3月13日 ② 10月開講:平成31年10月10日～平成32年10月9日	①②合計で15名程度

③出願及び開講日程

	4月開講	10月開講
受付期間	平成31年2月1日～2月28日	平成31年8月1日～8月31日
面接実施日	平成31年3月13日	平成31年9月13日
許可通知日	平成31年3月22日	平成31年9月20日
開講予定日	平成31年4月12日	平成31年10月10日

④受講料
111,600円

※テキスト代等の実費、傷害保険料、各種資格試験受験料等は別途御負担いただきます。

問合せ先

担当部署	電話番号
鳥取県立農業大学校	0858-45-2411

関連サイト<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=53788>

名称 新規就農者総合支援事業【就農条件整備事業】

施策対象 農業者等

施策主体 県、市町村

対象者 認定新規就農者

施策概要 新規就農者の就農時及び就農から5年以内に必要な機械、施設を新規就農者が整備する場合に助成。

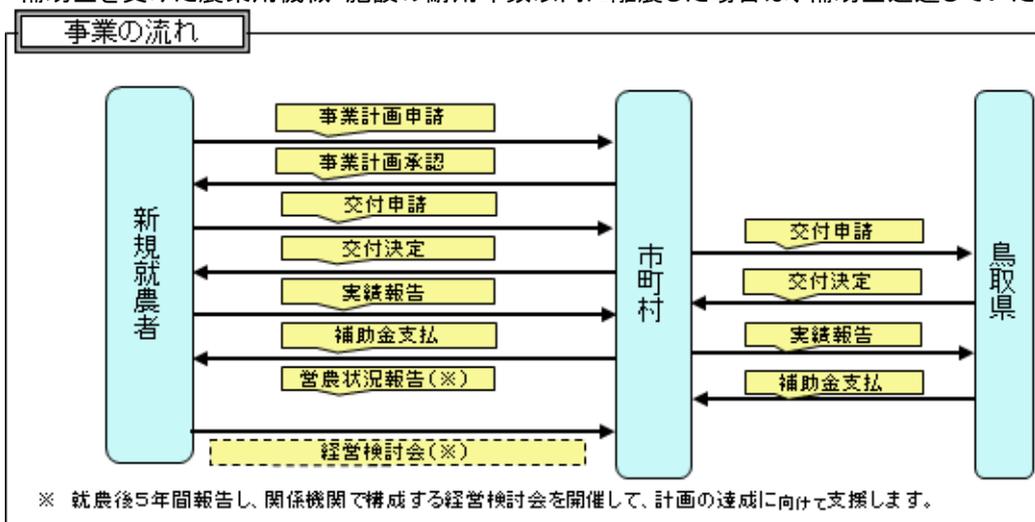
●支援内容

10万円以上(消費税額含む)の農業用機械・施設(※軽トラック等の汎用性のあるもの、家畜、果樹苗等は除く。単年度の事業費が30万円未満の場合は対象外。)

補助率	1/2 (県1/3、市町村1/6)
補助事業対象経費上限	1,200万円5年間の合計)
助成期間	最大5年間

●注意事項等

- ・補助金の交付を受けるためには、青年等就農計画に年次別経営計画を添付したもの(事業計画)を作成して市町村の承認を受ける必要があります。
- ・就農後5年間、毎年、営農状況報告を市町村に提出していただきます。
- ・補助金を受けた農業用機械・施設の耐用年数以内に離農した場合は、補助金返還していただきます。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称

**新規就農者総合支援事業
【農業次世代人材投資事業(準備型)】**

施策対象

農業者等

施策主体

国

対象者

鳥取県が認定する研修機関で概ね1年以上研修を受ける者で、就農予定時の年齢が原則50歳未満の者。

施策概要

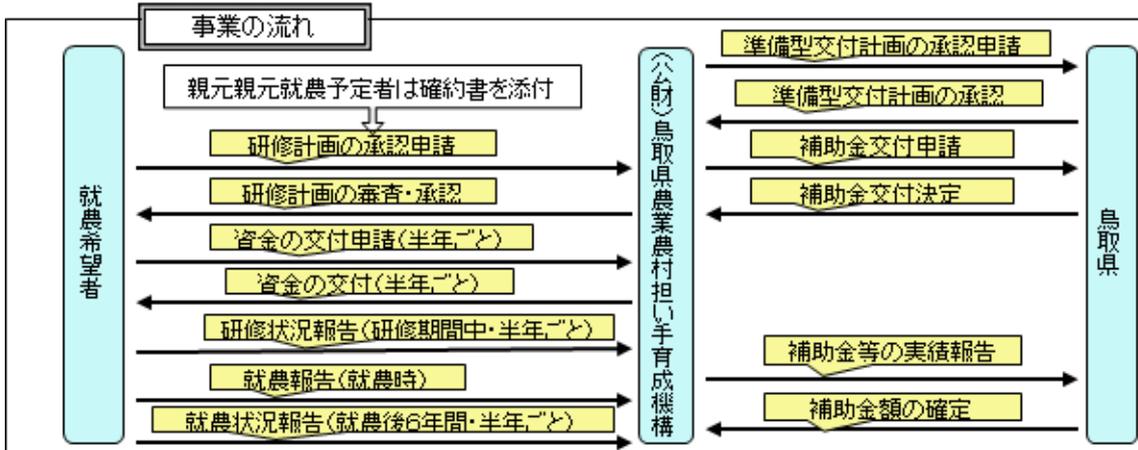
青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農前の研修期間の生活安定を支援する。

●支援内容

支援内容	・研修期間中(最長2年間)に150万円/年の農業次世代人材投資資金を交付する。 ※国内での2年の研修に加え、必要と認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年間延長。
補助率	・10/10 (国費のみ)

●注意事項等

- ・資金の交付を受けるためには、研修計画を作成し、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構の審査を経て、承認を受ける必要があります。
 - ・研修期間中及び研修終了後6年間、半年ごとに研修状況報告書及び就農状況に係る報告書を(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構に提出していただきます。
 - ・以下の場合には、資金の全額を返還していただきます。
 - ① 県終了後1年以内に就農しなかった場合
 - ② 交付期間の1.5倍(最低2年)以上営農を継続しなかった場合
 - ③ 親元就農者が就農から5年以内に経営継承しなかった場合
 - ④ 独立・自営就農者が就農から5年以内に認定新規就農者等にならなかった場合
 - ⑤ 適切な研修を行っていない場合
 - ⑥ 上記の報告を行わなかった場合
 - ⑦ 虚偽の申請を行った場合
- ※その他、要件等の詳細については、お問い合わせください。



問合せ先

担当部署	電話番号
(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構 鳥取本部	0857-26-8349
(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構 米子本部	0859-31-9644
農林水産部 経営支援課	0857-26-7261

関連サイト

名称

**新規就農者総合支援事業
【農業次世代人材投資事業(経営開始型)】**

施策対象

農業者等

施策主体

国

対象者

原則50歳未満で独立・自営就農した者であり、市町村の「人・農地プラン」に位置づけられている又は位置づけられることが確実な者あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている者。

施策概要

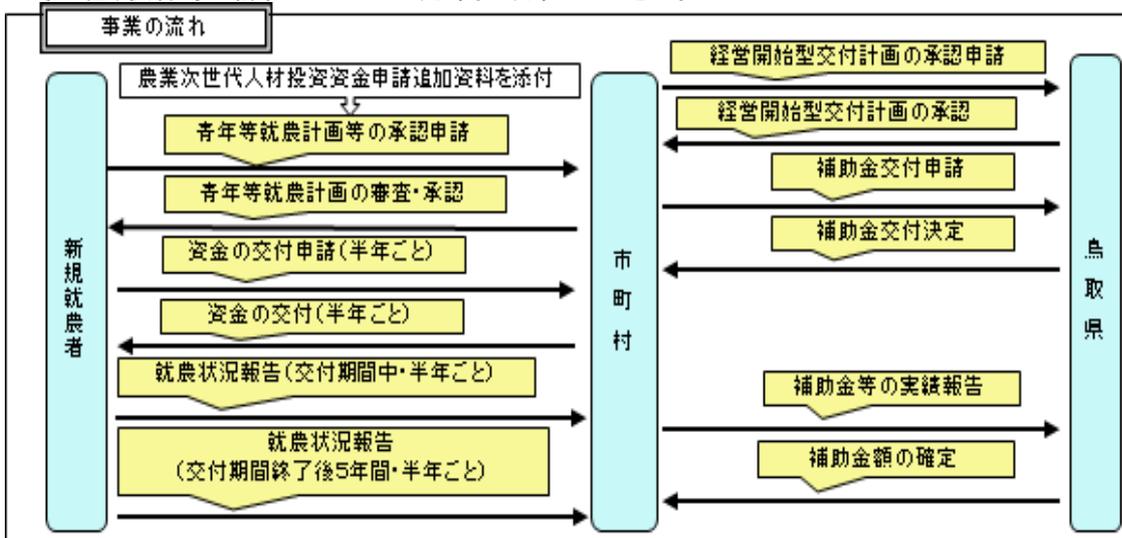
青年の就農意欲の喚起と就農直後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する。

●支援内容

支援内容	・独立・自営就農後(最長5年間)に最大150万円/年の農業次世代人材投資資金を交付する。
補助率	・10/10 (国費のみ)

●注意事項等

- ・資金の交付には、青年等就農計画等を作成し、市町村の審査を経て、承認を受ける必要があります。
 - ・交付期間中及び交付期間終了後5年間、半年ごとに就農状況に係る報告書を市町村に提出していただきます。
 - ・以下の場合には、資金を全額返還していただきます。
 - ①上記の報告を行わなかった場合
 - ②適切な就農を行っていない場合
 - ③虚偽の申請を行った場合
 - ・また、交付終了後に交付期間と同じ期間、営農を継続しない場合は、営農を継続していない期間分の資金を返還していただきます。
 - ・前年の総所得(資金を除く)が100万円以上となった場合は、所得金額に応じて交付額を減額します。
 - ・また、前年の総所得(資金を除く)が350万円以上となった場合は、交付停止となります。
- ※その他、要件等の詳細については、お問い合わせください。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称

新規就農者総合支援事業【就農応援交付金】

施策対象

農業者等

施策主体

県、市町村

対象者

認定新規就農者

施策概要

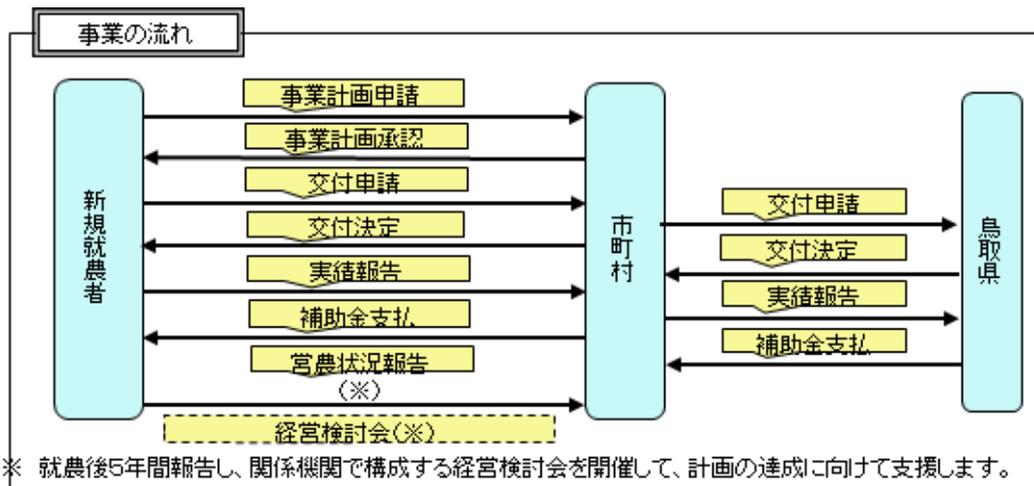
就農初期の運転資金、基盤整備費及び生活費等に活用可能な、用途の定めのない交付金を交付。

●支援内容

補助率	10/10（県2/3、市町村1/3）
助成期間	最大3年間 1年目：100,000 2年目：65,000円/月 3年目：40,000円/月

●注意事項等

- ・交付金の交付を受けるためには、青年等就農計画に年次別経営計画等を添付したもの（事業計画）を作成して市町村の承認を受ける必要があります。
- ・就農後5年間、毎年、営農状況を市町村に提出していただきます。
- ・離農時に交付金の前払いを受けている場合は、離農した月以降の交付金を返還していただきます。
- ・農業次世代人材投資資金（経営開始型）を交付されている方、農の雇用事業（国版・県版）を活用中の方は対象外です。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称

**新規就農者総合支援事業
【親元就農促進支援交付金】**

施策対象

農業者等

施策主体

県、市町村

対象者

認定農業者等

施策概要

認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援する。

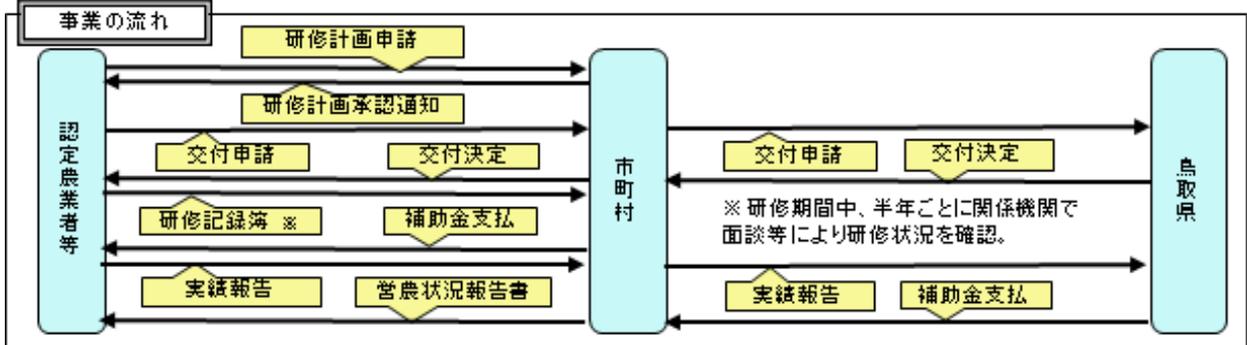
●支援内容

補助率	10/10（県2/3、市町村1/3）
助成期間	最大2年間（10万円/月）

●主な要件

対象者 (農業経営主)	次のいずれかに該当すること。 ①認定農業者。 ②市町村の「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置づけられている者。(5年以上の農業経験を有する者に限る) ③地域農業の担い手として支援することが適当であると市町村が認める者。
研修生 (親元就農者)	・対象者(農業経営主)の3親等以内の親族(配偶者及び兄弟姉妹を除く)で、将来その経営を継承する予定の者であること。 ・申請時の年齢が55歳未満であること。 ・研修開始後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受ける予定の者。
その他	・農業経営主と親元就農者との間で、次の事項を規定した家族経営協定等が締結されていること。 ①経営継承の時期 ②経営継承に向けた研修の実施 ③青色専従者給与等の支払い ④後継者の役割 ・研修計画に基づき、年間150日以上かつ年間1,200時間以上研修を実施すること。 ・親元就農してから1年以内に研修計画の申請を行うこと。

※適切な研修を行っていない場合や、研修終了後に交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、親元就農者が営農を継続しない場合は、全額を返還していただきます。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称

園芸産地継承システムづくり支援事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

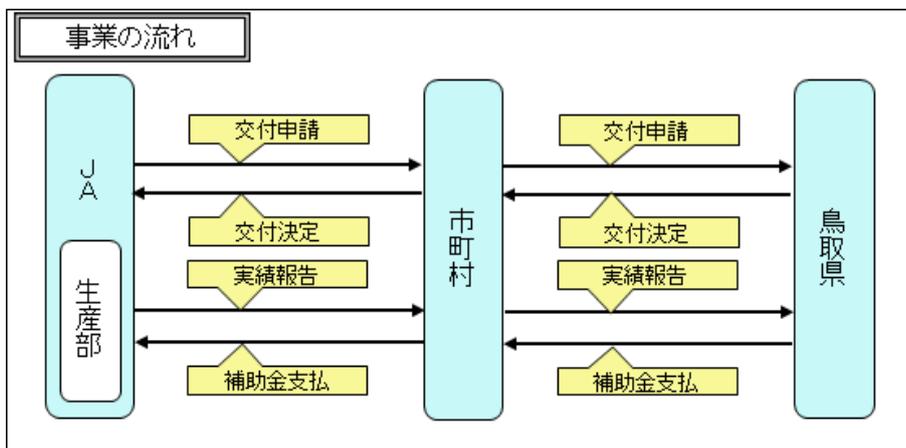
農業協同組合、生産部などの農業者の組織する団体

施策概要

- (1) 将来ビジョンの策定支援
JA生産部が行う、産地の将来像を把握し、次の世代に継承するための後継者受入体制などを記入した「将来ビジョン」の作成を支援する。
- (2) 継承候補優良園の維持管理支援
JA生産部が行う継承候補優良園の維持管理体制づくり及び継承者確保に向けた活動を支援する。

○支援内容

事業主体	JA
事業内容	<p>(1) 継承候補優良園の年間維持管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JA生産部が行う優良園の維持管理に要する肥料・農薬・資材代、労賃等の経費を支援。 ・補助額(定額) 梨4,000千円/1ha、柿:2,000千円/1ha ・補助率:10/10(県1/2、市町村1/2) <p>(2) 継承者募集経費、先進地調査費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継承者確保のため、産地PRと募集を目的とした就農相談会参加、PR素材作成、就農体験ツアー、退職者向け技術研修び産地継承を行う先進地調査に要する経費を支援。ただし、就農相談会等(県内県外を問わない)へ参加すること。 ・補助額(上限) 200千円/地区 ・補助率:10/10(県1/2、市町村1/2)
事業実施期間	平成30年度～33年度 (新規採択は平成32年度までとし、1地区の事業対象期間は平成30、31年度採択は最長3年間、平成32年度採択は最長2年間。)



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

農の雇用ステップアップ支援事業【未来を託す農場リーダー育成事業】

施策対象

農業者等

施策主体

(一社)鳥取県農業会議 (研修実施経費等については県が補助)

対象者

農業法人等

施策概要

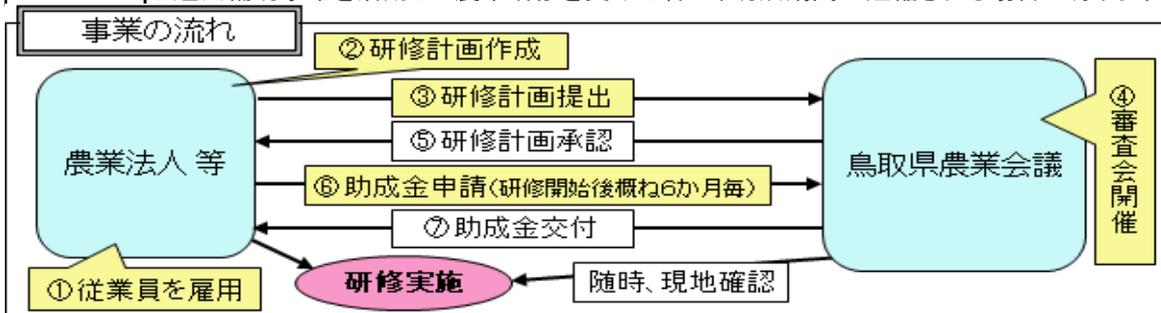
新しく雇用した従業員への研修経費、指導者の研修経費を助成

●支援内容

補助率	10/10
補助上限額	【H30以前採択分】 研修費:1年目 162,900円/月、2年目 97,000円/月、3年目 50,000円/月 住居通勤手当支援: 33,000円/月(1~3年目)、指導者研修費: 36,000円/年(1、2年目) 【H31採択分】 研修費: 97,000円/月、(1~3年目)、指導者研修費: 36,000円/年(1、2年目)
助成期間	最大3年間(ただし3年目は以下の要件あり) ・H30以前採択分:新規就業者1名あたり300万円所得向上する計画を作成 ・H31採択分:研修生が、2年目研修終了までに農業技術研修2級学科試験に合格

●主な要件

受入する農業法人等	<ul style="list-style-type: none"> ◆通年の研修が可能で、研修終了後も継続雇用が可能な経営内容であること(経営計画を提出)。 ◆新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険に加入すること。 ◆税務署に対して、給与支払事務所等の開設届けを提出していること。 ◆新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること。 ◆雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと。 ◆農業次世代人材投資資金、就農応援交付金を受給中の経営体でないこと。 ◆過去5か年度中に本事業で受け入れた研修生が2人以上いる場合、そのうち2分の1以上が農業に従事(雇用または独立自営)していること。
新たな従業員	<ul style="list-style-type: none"> ◆正社員として雇用され、就業している者。 ◆正社員採用時の年齢が65歳未満であること。 ◆経営主と3親等以内でないこと(ただし雇用保険に加入できる場合を除く)。 ◆過去の農業従事期間等が5年未満(アルバイト、研修等を含む)他作目での就業等は要相談。 ◆県内在住者(予定を含む)であること。 ◆過去補助事業を活用して農業研修を受けた者は、助成期間が短縮される場合があります。



問合せ先

担当部署	電話番号
(一社)鳥取県農業会議	0857-26-8371
農林水産部 経営支援課	0857-26-7261

関連サイト

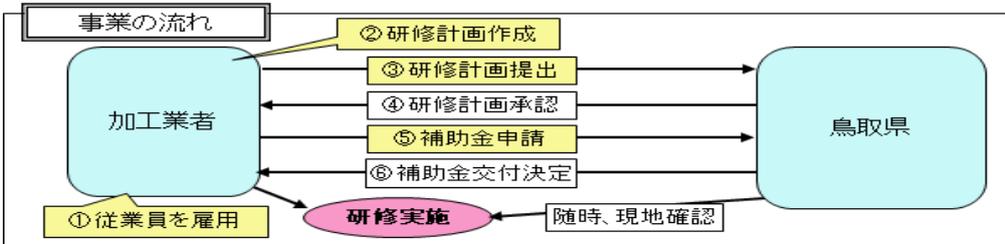
名称	農の雇用ステップアップ支援事業【県産農林水産物加工業者雇用支援事業】
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	食品加工業者
施策概要	新しく雇用した従業員への研修経費を助成（H30年度研修開始分のみ）

●支援内容 ※H30年度研修開始分のみ助成

補助率	10/10
補助上限額	①新規就業者への研修実施に対する助成 最大161,600円/月 ②新規就業者に支払う手当等に対する助成 最大 33,000円/月
助成期間	最大1年間
補助上限人数	3名(1食品加工業者あたり)

●主な要件

受入する食品加工業者	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就業者（県内在住又は在住予定者に限る）と期間の定めのない雇用契約を締結して正規雇用し、雇用保険、労働者災害補償保険等（法人の場合は厚生年金、健康保険）に加入していること。 ・税務署に対して、給与支払事務所等の開設届けを提出している又は新たに提出すること。 ・雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと。 ・規模拡大等に伴う人材確保により正規雇用が純増であること。 ・社内に新規就業者に対して十分な指導を行うことのできる指導者を確保できること。 ・新規就業者が製造等の研修を行う農林水産物の加工食品が、①～③のいずれかに該当すること。 ①原材料に鳥取県産の農林水産物（水・氷を除く）を用いている加工食品 ②地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品 ③鳥取県独自の新技术を用いて作られている加工食品
新たな従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・就業意欲を有し、本事業での研修修了後も継続就業する意思がある県内在住又は在住予定者。 ・新たに食品加工業者に採用する者又は知事が別に定める期間に採用された者であること。 ・就業に必要な健康状態であること。 ・過去の就業期間が短い等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。 ・正社員採用時の年齢が65歳未満であること。



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部 経営支援課	0857-26-7261
関連サイト		

名称

農の雇用ステップアップ支援事業【農業コラボ研修事業】

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業法人等の経営体、食品加工業者等

施策概要

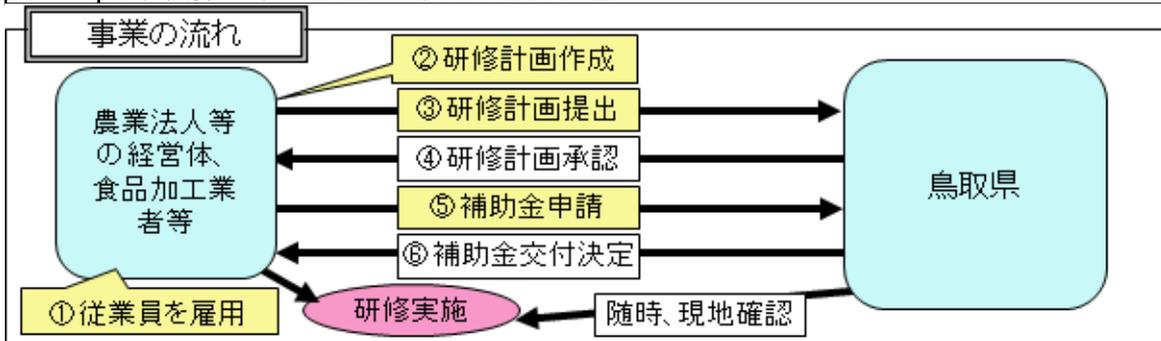
新しく雇用した従業員への研修経費を助成

●支援内容

補助率	10/10
補助上限額	H30以前採択分…研修費 1年目: 162,900円/月 2年目: 100,000円/月、住居通勤手当支援: 33,000円/月 H31採択分…研修費 1,2年目: 97,000円/月、住居通勤手当支援: 33,000円/月、指導者研修費: 36,000円/年

●主要要件

受入する対象者	以下研修実施主体の要件を満たし他産業と連携に際し、出向契約を締結するなど、研修生の雇用を保障すること。(農業分野以外の研修期間は助成の対象外) ・通年の雇用が可能で、研修終了後も継続雇用が可能な経営内容であること。 ・新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険(法人の場合は厚生年金、健康保険)に加入すること。 ・税務署に対して、給与支払事務所等の開設届けを提出していること。 ・新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること。 ・雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと。 ・食品加工業者の場合、研修を行う加工食品が鳥取県ふるさと認証食品と同様の要件を満たすこと。
新たな従業員	本事業の対象となる研修生は、次の要件をすべて満たす者とする。 ・就業意欲を有し、本事業での研修終了後も継続して就業する意思がある県内在住又は在住予定者。 ・新たに農業法人等、食品加工業者等に採用する者又は知事が別に定める期間に採用された者。 ・就業に必要な健康状態であること。 ・過去の就業期間が短い等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。 ・正社員採用時の年齢が65歳未満であること。



問合せ先

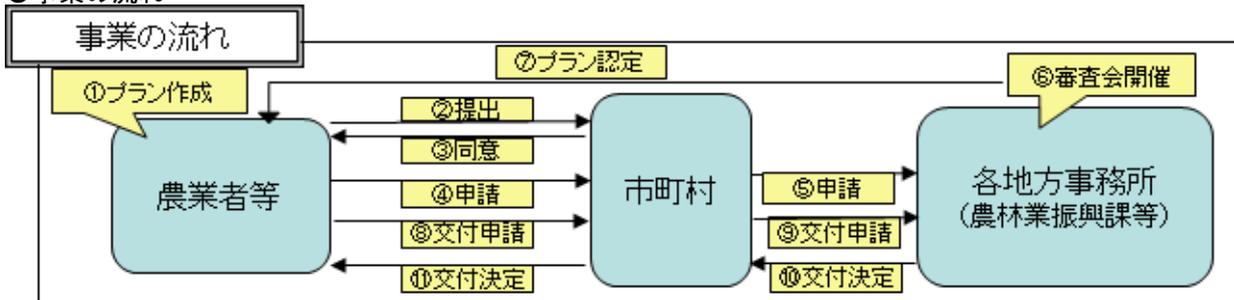
担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称	みんなでやらいや農業支援事業(がんばる農家プラン事業)
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県、市町村
対象者	農業者、農業を営む法人、任意組織(構成員が10名以下)
施策概要	農業者等が作成したプラン(営農計画)の達成のために行う取り組みに必要な経費を支援します。 ※研修会開催、先進地視察などに必要な経費(ソフト) ※生産拡大などに必要な施設、機械設備の経費(ハード) ※農業(畜産(豚・鶏)含む)、特用林産物に関する経費を対象とし、水産の生産経費は対象外

プランの内容	以下のいずれかに該当するもの ・認定農業者の取組であること ・社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業関係所得相当額が基本構想の所得並であること ・雇用増につながる取組であること ・省エネルギー対策に係る取組であること (主業農家の取組であり、エネルギー消費量10%以上の削減) ※他の補助事業で対応できるものは除く
補助金額・補助率	【補助率】 事業費の1/2を補助する(県1/3、市町村1/6) 【単年度補助上限額】 農業者(個人)3,000千円 農業を営む法人、任意組織(構成員が10名以下)7,000千円 ※認定プランのうち、一部事業で国事業を活用する場合は、一定の条件を満たした場合は当事業で上乗せ支援

●事業の流れ



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課	0857-26-7589
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/193798.htm
-------	---

名称

農業経営法人化総合支援事業
【農業法人設立・経営力向上支援事業、農業経営法人化支援総合事業】

施策対象

農業者等

施策主体

一般社団法人鳥取県農業会議及び鳥取県農業経営サポート協議会（農業経営相談所）

対象者

個別経営体又は集落営農

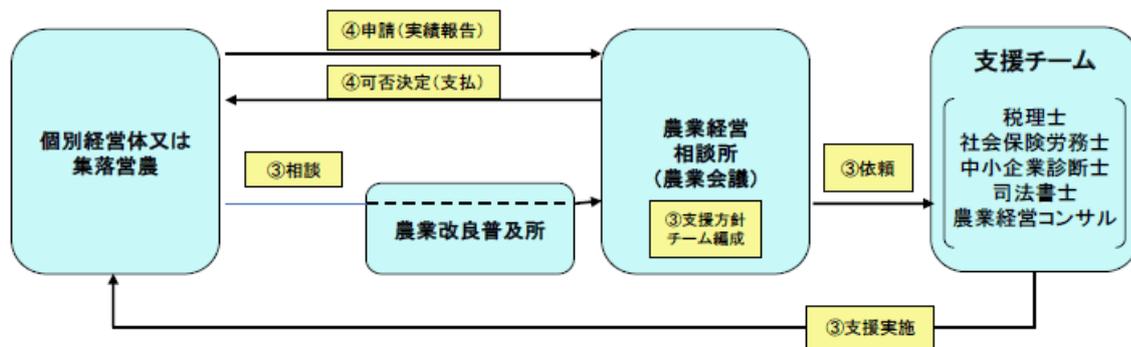
施策概要

経営意欲のある農業者等が創意工夫を生かした農業経営の展開できるよう、円滑な事業継承など農業者等の経営課題に関係機関と連携して適切にアドバイスする経営相談体制の整備や農業経営の法人化を推進する。

○支援内容

区分	支援内容等
①農業経営相談所の設置(法人化や法人の経営安定等に関する相談窓口の設置)	農業者等の経営課題に関係機関と連携して、専門家の派遣などにより適切にアドバイスする経営相談体制を整備するとともにコーディネーター(アドバイザー)を配置し、相談活動を実施。
②法人設立研修	法人化を目指す認定農業者、人・農地プランの中心経営体に位置づけられた農業者及び集落営農組織に対して、法人設立に関する基礎知識の研修を実施。
③専門家(スペシャリスト)派遣	農業経営戦略会議を開催し、支援方策及び支援チームの編成を決定して、農業者の経営課題及び法人化を目指す農業者や集落営農組織等に対して助言を行う税理士等の専門家を派遣。
④法人設立への助成	個別経営体※又は集落営農組織が法人化する場合に、定款作成及び登記等の費用として、定額40万円を助成。 (※個別経営体が助成を受ける場合、法人設立研修を受講する必要があります。)
⑤法人設立後フォローアップ	法人設立後3年までの法人に対するサポートとして特に困難とされる税務申告等の疑問点に関する相談窓口を設置。
⑥スペシャリスト等を対象とした農業関係研修会開催	農業法人にアドバイスができる人材の養成、確保につなげるための税理士等専門家への農業施策や農業経営に関する研修を実施。

○事業の流れ(③、④に係る部分)



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7276
(一社)鳥取県農業会議(農業経営相談所)	0857-26-8371
各農業改良普及所、各市町村農業委員会	

関連サイト

名称

経営体育成支援事業(強い農業・担い手づくり総合支援交付金)

施策対象

農業者等

施策主体

市町村

対象者

【融資主体補助型】適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等
 【条件不利地域型】農業者等が組織する団体(集落営農組織、農業生産法人等)等
 【追加的信用供与】県農業信用基金協会

施策概要

適切な人・農地プランを作成した地域の中心経営体等が行う機械等の整備、農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う共同利用施設・機械等の整備に係る経費を助成し、担い手・集落営農組織等の経営発展を支援する。

○支援内容

1. 融資主体型補助事業

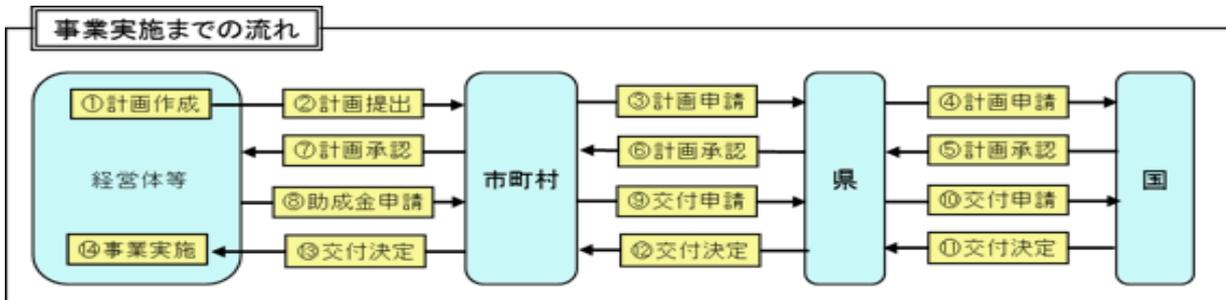
事業内容	金融機関から融資を受けて、農産物の生産その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等を整備する場合の融資残額に対して助成する。
補助対象	農業用機械施設等の導入
補助率、上限額	補助率:3/10又は融資額のいずれか低い額(国費のみ) 補助金上限 (1)先進的農業経営確立支援タイプ 法人15,000千円、個人10,000千円 (2)地域担い手育成支援タイプ 3,000千円
主な要件	(1)事業内容の経費について、融資を受けるものであること (2)事業の整備内容ごとに50万円以上であること

2. 条件不利地域補助型事業

事業内容	農地条件等が不利な地域で経営発展を目指す経営体の共同利用施設、機械等を助成。
補助対象	農業用機械施設等の導入、簡易な基盤整備
補助率、上限額	1/2又は1/3(国費のみ) 補助上限 40,000千円
主な要件	農業者等が組織する団体(集落営農組織、農業生産法人等)等であること

3. 追加的信用供与補助事業

事業内容	融資主体型補助事業の事業実施主体への融資に対して無担保・無保証人の債務保証を行う県農業信用基金協会の保証債務の弁済、求償権の償却の費用補てんの経費を助成。
------	---



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7258
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/205153.htm>

名称 企業等農業参入促進支援事業

施策対象 企業等

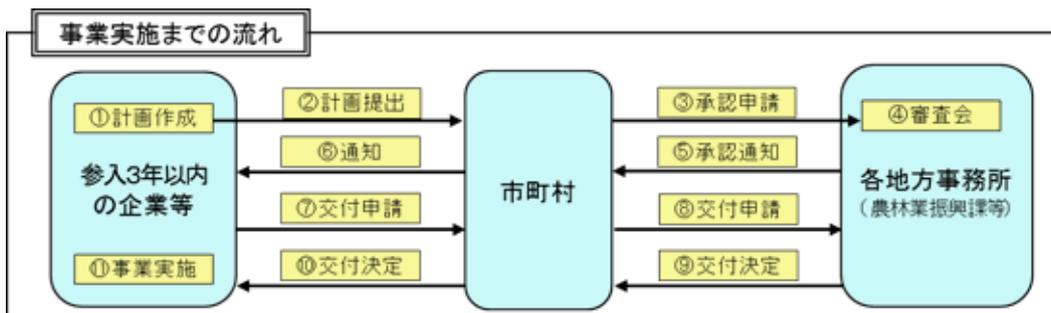
施策主体 市町村

対象者 参入を検討している企業、参入後3年以内の企業

施策概要 農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促すとともに、農業経営の初期段階の円滑な経営の推進を支援する。

○支援内容

対象者	参入を検討している企業、参入後3年以内の企業
事業内容	農業経営の開始又は推進のための機械・施設の整備又はリースに係る経費の支援
補助率、補助上限	・補助率:1/3以内(県1/3以内) 市町村は任意負担 ・補助上限:5,000千円
主な要件	(1) 農業又は関連事業に常時従事する職員を1名以上配置していること又は配置が確実と見込まれること (2) 農業部門及び関連事業を別部門会計としていること又は確実と見込まれること (3) 農業及びその関連事業を行うために必要な定款となっていること又はそれが確実と見込まれること (4) 過去2年間に重大な法令違反がないこと



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7258
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局倉吉農業改良普及所	0858-23-3191
中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所	0858-52-2125
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/64643.htm>

名称 機構集積協力金交付事業

施策対象 農業者等

施策主体 市町村

対象者 下記参照

施策概要

農地中間管理機構(以下、「機構」という。)に対し農地を貸し付けた地域及び農業者等を支援することにより、担い手への農地集積・集約化を推進する。
 ※交付対象農地は、2019年1月から2020年2月末までに機構に貸し付けられた農地

○支援内容

1-1 地域集積協力金交付事業(集積・集約化タイプ)

(1)交付対象地域

農地の一定割合以上を機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域

※地域とは、集落など外苑が明確である同一市町村内の区域

(2)交付要件…交付対象農地のうち1割以上が新たに担い手に集積されることが確実であること

(3)交付単価

		区分1	区分2	区分3	区分4
機構の活用率	一般地域	20%超40%以下	40%超70%以下	70%超	—
	中山間地域	4%超15%以下	15%超30%以下	30%超50%以下	50%超
交付単価		1.0万円/10a	1.6万円/10a	2.2万円/10a	2.8万円/10a

注1 機構への貸付期間が6年未満の農地は交付対象外(機構の活用率の算定には加える)

注2 一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1の20%超を10%超とする

1-2 地域集積協力金交付事業(集約化タイプ)

(1)交付対象地域

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域

(2)交付要件…次のいずれかを満たすこと

- 地域の農地面積に占める担い手の1ha以上(中山間地及び樹園地については50a以上)の団地面積の割合が20%ポイント以上増加することが確実と見込まれること
- 既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となることが確実と見込まれること

(3)交付単価

		区分1	区分2
機構の活用率		40%超70%以下	70%超
交付単価		0.5万円/10a	1.0万円/10a

<地域集積協力金の交付額算定方法>

1. 「機構の活用率」=(対象期間内の貸付面積-再貸付面積)÷(地域の農地面積-対象期間前の既貸付面積)
2. 「交付対象面積」=対象期間内の貸付面積-再貸付面積-貸付期間6年未満の農地面積

2 経営転換協力金

交付対象者	・経営転換する農業者、リタイアする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない者
交付要件	農地を10年以上機構に貸し付けること 等
交付単価	1.5万円/10a (上限額50万円/1戸)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7269
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業

施策対象

農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性

施策主体

鳥取県

対象者

- ・とっとり農業女子ネットワーク
- ・家族経営協定締結者・認定農業者等の女性農林水産業者等で構成する任意団体
- ・家族経営協定締結者・認定農業者等の女性農林水産業者

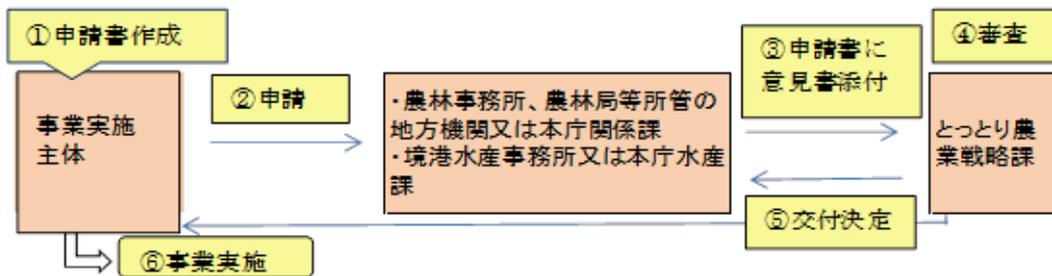
施策概要

農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の活躍推進や地域の農林水産業界を牽引する女性リーダー育成に関する取組等を支援し、女性活躍の一層の推進を図ります。

●支援の内容

区分	内容	補助率・上限額
とっとり農業女子ネットワーク取組支援	全県域の農業女子を対象としたメンバーで構成する「とっとり農業女子ネットワーク」が取り組む働き方改革等に向けた主体的な活動を支援。	補助率:定額 上限額: 1,000千円
地域農林水産業の振興や女性の経営参画などの働き方改革等の具体的成果に繋がる取組や女性の活躍推進に繋がる取組支援 (1)任意団体	家族経営協定締結者・認定農業者等の女性農林水産業者及びそれらの者で構成する団体等が行う女性の活躍推進に繋がる取組を支援。 例)女性が働きやすい環境整備による生産性・所得向上等の取組、人材育成に関する取組等 〈補助対象経費〉 未就学児童託児費用、ヘルパー等確保費用、アシスト機器導入による労力軽減費用、経営コンサルティング費用、経営力向上・リーダー育成のための研修会の実施・参加費用等	補助率:1/2 (県費のみ) 上限額: 500千円/1団体
(2)個人	農林水産業経営参画等に向け資質向上やレベルアップを図るための必要な技術、資格習得のための経費 〈補助対象経費〉 受験料、受講料、教材費、受講又は受験に伴い県外に旅行する場合には交通費(公共交通機関を利用する場合に限る。)及び宿泊費(1泊9,800円上限)	上限額: 150千円/1人

●事業の流れ



●募集期間等

【団体】 第1募集:平成31年4月5日～20日/第2募集 令和元年5月15日～30日
【個人】 平成31年4月5日～令和2年2月末日まで、随時受け付け

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課	0857-26-7589

関連サイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/250720.htm>

名称 中山間地域を支える水田農業支援事業

施策対象 農業者等

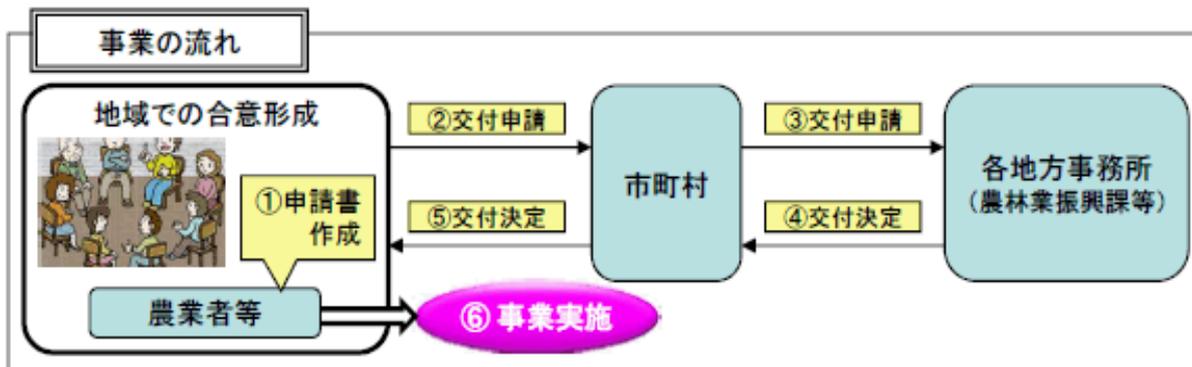
施策主体 鳥取県、市町村

対象者 人・農地プランの中心経営体に位置づけられている個人農業者(概ね3名以内の共同体含む)
※認定農業者、集落営農組織、集落営農組織の構成員、認定新規就農者は除く

施策概要 水田農業の維持・発展に必要な農業用機械(軽トラック等の汎用性がある車両を除く。)の導入等に必要な経費を支援する※土地基盤の整備に関するものは除く

○支援内容

主な要件	<p>○以下すべての項目を満たすこと</p> <p>(1) 農業経営又は基幹的農作業を行う水田が中山間地域内にあること</p> <p>(2) 集落営農組織化又は認定農業者を目指した事業活用であること</p> <p>(3) 申請時の農業経営を行う水田面積が概ね2.5ha以上であること、又は、経営集積率が25%以上であること</p> <p>(4) 農業経営又は基幹的農作業を行う水田の目標面積が、特定高性能農業機械導入時は、特定高性能農業機械導入計画書の利用下限を概ね満たすよう努め、その他の機械導入時は、過剰となるような機械導入を排除した利用計画であること</p>
補助金額・補助率	<p>【補助率】</p> <p>事業費の1/2を補助する(県1/3、市町村1/6)</p> <p>【県補助上限額】</p> <p>2,000千円</p>



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課	0857-26-7589
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

**農業経営法人化総合支援事業
【集落営農体制強化支援事業】**

施策対象

農業者等

施策主体

市町村

対象者

集落営農組織、市町村

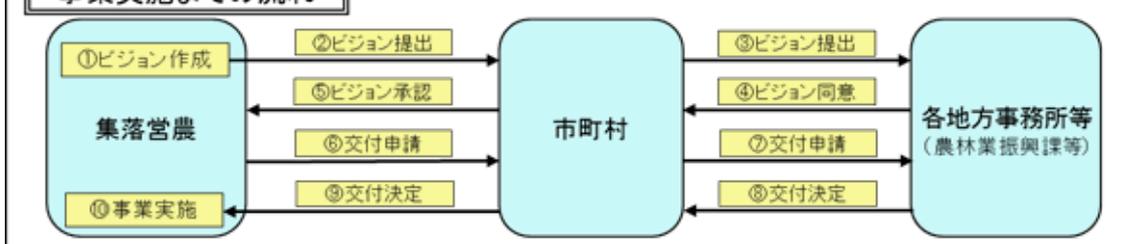
施策概要

小規模農家が共同で営農する集落営農に対して、機械施設の整備などの支援を行います。

●支援内容

対象者	・集落営農組織
事業内容	・農業用機械及び附帯施設の導入に要する経費(単なる機械の更新等、現状維持にとどまるものは除く) ・組織化にあたり不要となる個人所有機械の中古販売、廃棄等に要する経費 ・オペレーター育成に要する経費
補助率、補助上限	・補助率:1/2(県1/3、市町村1/6) (1)小規模組織(経営面積20ha未満):補助上限 7,000千円 (2)大規模組織(経営面積20ha以上):補助上限12,000千円
主な要件	・集落営農の規約を締結する(している)こと ・地区内の水田の過半を集積する目標を定めた「集落営農ビジョン」を策定する(している)こと ・人・農地プランに位置付けられている又は位置付けられることが確実であること

事業実施までの流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7258
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=74438>



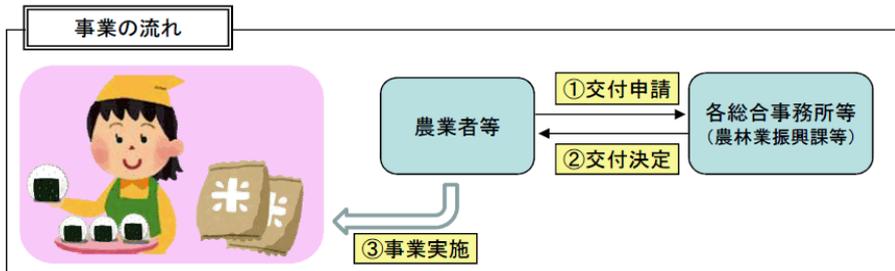
名称	攻めと守りの米戦略事業 (担い手農家等販売対策支援事業)
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、米生産者等で組織する任意団体
施策概要	自ら生産した主食用米を直接販売する担い手や米生産者等で組織する任意団体が、新規販路開拓や取扱量の拡大のために行う販売促進に必要な経費を助成する。 例：試食宣伝等の実施、商談会への出展、販売資材等の作成等 ※主食用米であれば、品種不問。試食・サンプル用の米代5万円以上の機具・備品は対象外

○支援内容

【補助金額・補助率等】

補助率：事業費の1/2以内

補助上限額：1経営体当たり100千円



問合せ先	担当部署	電話
	農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7283
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3274
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト	
--------------	--

名称 経営所得安定対策等

施策対象 農業者等

施策主体 国直接

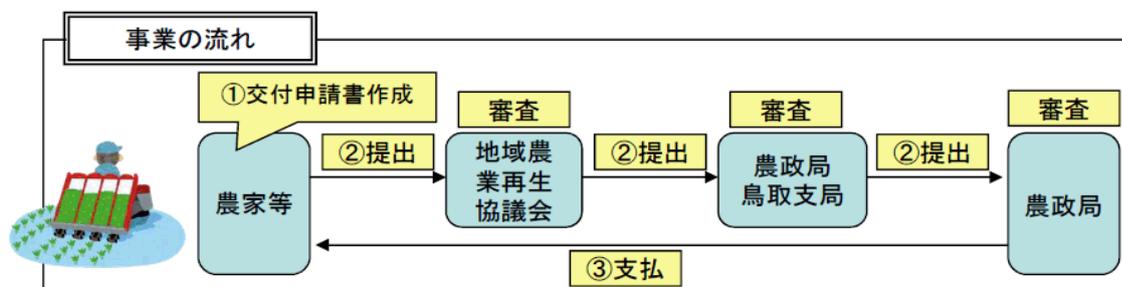
対象者

・販売目的で生産(耕作)する農業者(法人含む)、集落営農組織
 ・①ゲタ対策、②ナラシ対策については、認定農業者、集落営農組織及び認定新規就農者が対象
 ※交付金ごとに定められた要件を満たすこと

施策概要

栽培品目、取組内容に応じて、交付金を交付する。
 ①畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)
 ②米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)
 ③水田活用の直接支払交付金

○支援内容
 【補助金額・補助率等】
 内容に応じて、国から定額交付



問合せ先

担当部署	電話
各市町村地域農業再生協議会	
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3274
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7280
中国四国農政局鳥取支局	0857-22-3256

関連サイト

名称

鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

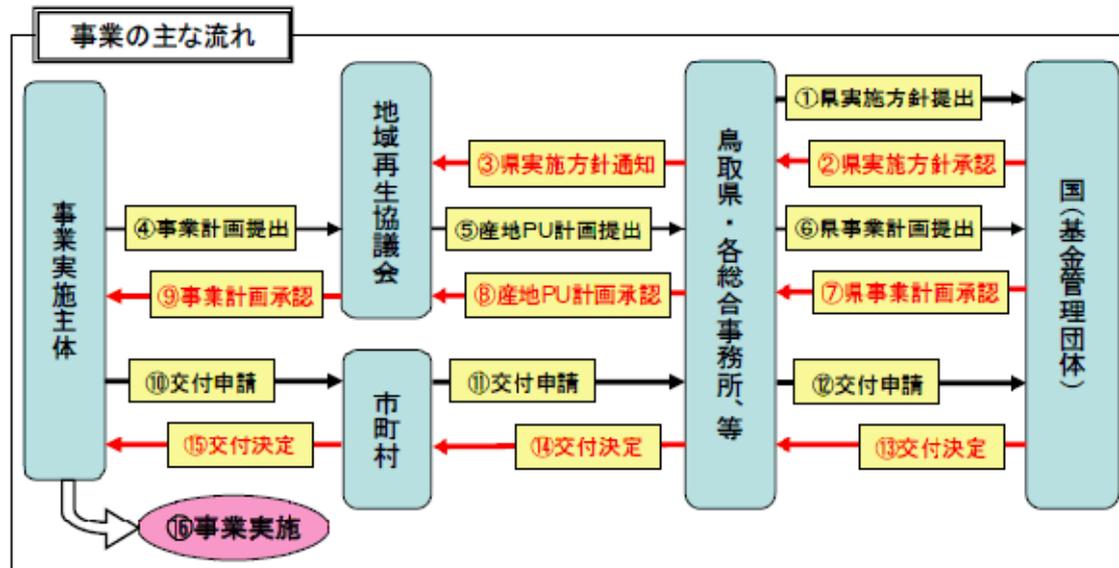
農業者、農業者の組織する団体(JA)等

施策概要

本県農業の活力増進のため、県が開発した鳥取型低コストハウスの導入を推進し、高収益な野菜・花き等のハウス栽培品目の生産振興を図ることにより、施設園芸品目等を緊急的に生産拡大する。

○支援内容

補助対象	産地パワーアップ事業の要件を満たすこと 県、市町村の地域再生協議会が指定する園芸品目を栽培すること
補助率、上限額	2/3(国費1/3程度(資材費1/2)、県費2/9程度、市町村費1/9程度) 補助率が2/3となるように、国負担分以外を県と市町村が2:1の負担割合で嵩上げ ※間接補助対象経費に限度額を設けています ※限度額にはオプション(ツマ窓、裏面ドア両開き、防虫ネット、地際防錆処理)経費を含む



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007

関連サイト

名称

鳥取県産地パワーアップ事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業者、農業者の組織する団体(JA)等

施策概要

農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者のニーズに対応した生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組をソフト・ハードを一体的に支援。
例:) 機械や機器のリース導入に必要な経費、施設整備に必要な経費、改植時に必要な経費、転換時に必要な資材導入等に要する経費等

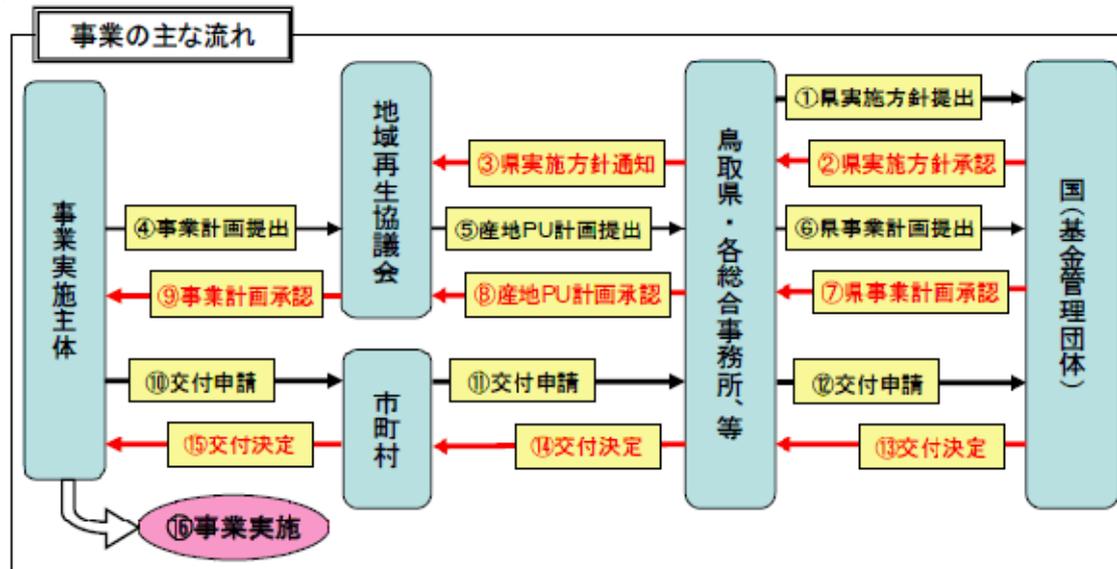
○支援内容

① 整備事業

支援内容	野菜、果樹等の施設整備に要する経費の一部を助成。
補助率	1/2以内(国費のみ)

② 生産支援事業

支援内容	野菜、果樹等の農業機械等のリース導入、生産資材導入に要する経費の一部を助成。
補助率	(1)リース方式による農業機械等の導入 本体価格の1/2以内(国費のみ) (2)生産資材の導入等 1/2以内(国費のみ)



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007

関連サイト

名称 鳥取野菜産地強化対策事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 農業者、農業者の組織する団体(JA)等

施策概要

TPP等の国際環境の変化にも対応できる収益力の高い野菜産地づくりを戦略的に進めるとともに、県農業生産額1千億円達成に向けて、本県の強みである特産のスイカ、ブロッコリー、アスパラガス等の野菜の生産振興を図るために必要な生産資材等の導入支援を行う。
また、特産野菜の産地強化に向け、産地戦略会議を開催し、JA、生産部等関係機関と産地振興に向けた取組を加速的に進める。

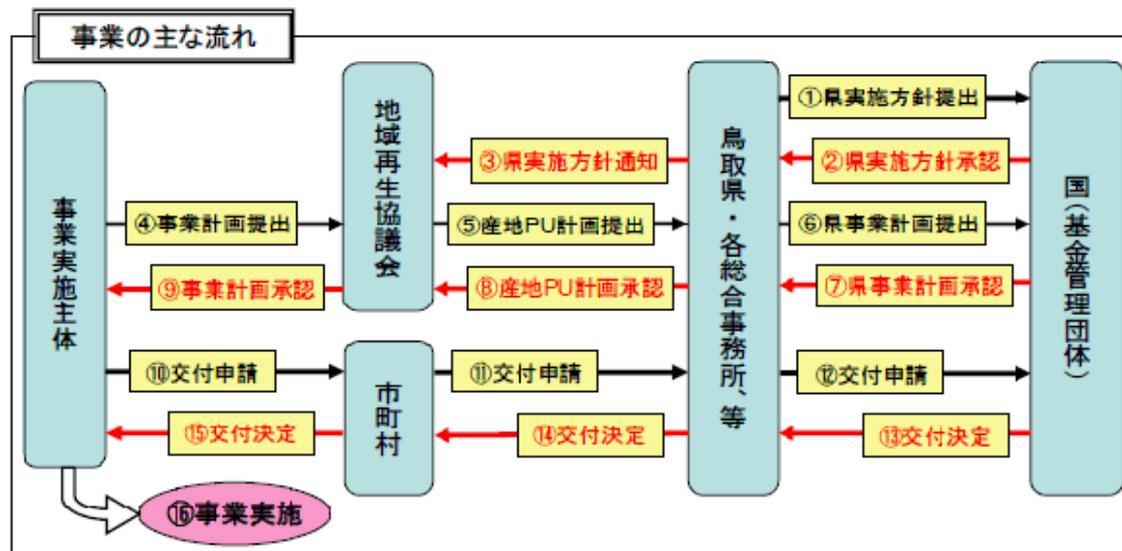
○支援内容

(1) 野菜の産地強化対策

補助対象経費	野菜の生産資材、農業機械リース導入等の生産環境づくりに要する経費。
補助率	生産資材の導入等 1/2以内(国費のみ)、農業機械リース導入 本体価格の1/2以内(国費のみ)

(2) 産地戦略会議の開催

補助対象経費	産地戦略会議の開催に要する経費
補助率	定額 ※県標準事務費



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007

関連サイト

名称

園芸産地活力増進事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

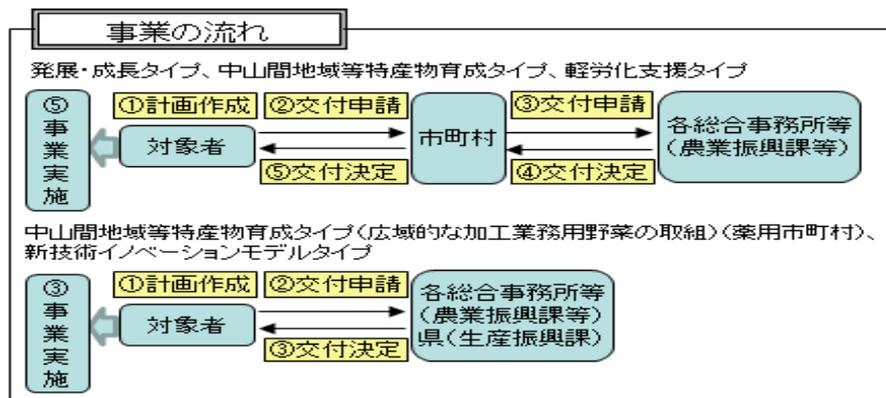
- ①発展・成長タイプ: JA、JA生産部(広域)
- ②中山間地域等特産物育成タイプ: 生産組織、農業法人、市町村公社、広域生産組織、JA、全農等
- ③中山間地域等特産物育成タイプ(薬用市町村): 市町村
- ④軽労化支援タイプ: 生産組織、農業法人、市町村公社等、JA、全農等
- ⑤新技術イノベーションモデルタイプ: 生産組織、農業法人、JA、大学等

施策概要

「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」(平成30年3月策定)の達成に向けて、本県農業の強みである園芸品目等のさらなる生産振興を図るため、産地強化や特産物の育成、新技術のモデル的取組を支援し園芸産地の活力増進を図る。

○支援内容

	支援内容	補助率
①発展・成長タイプ	主要園芸品目に係る農作業用共同機械、簡易な出荷調整機械、集出荷施設の改良、パイプハウス等、主力産地づくりに必要な経費、農家等に対する啓発、研修活動、実証ほの設置に要する経費等	1/2(県費1/3、市町村費1/6)
②中山間地域等特産物育成タイプ	野菜・花き・果樹の生産体制づくり、販売を目的とした特産物の育成に必要な経費、生産に必要な機械・施設の整備(リース含む)、新技術や新品種の試作、農作業受委託の新たな仕組みづくりに必要な経費、農産加工品等の試作に要する経費、加工・業務用野菜の推進に要する経費等	1/2(県費1/3、市町村費1/6) ※広域にまたがる取組は県1/3、又は市町村任意 ※生産組織は2戸以上の販売農家とする
③中山間地域等特産物育成タイプ(薬用市町村)	新規有望品目・品種の選定・試作、栽培技術開発に必要な基礎データ収集、有効成分・品質特性等の把握に要する経費等	1/3(県費のみ)【補助上限】2,000千円/事業実施主体(3年間)
④軽労化支援タイプ	軽労化や効率化による作業性の改善に要する経費(無動力アシストスーツ等)	中山間地等特産物育成タイプと同様
⑤新技術イノベーションモデルタイプ	とっとり農業イノベーション連絡協議会において提案、開発された新技術のモデル的取組に要する経費等	10/10(県費のみ)



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7282
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007

関連サイト

名称

戦略的園芸品目(白ネギ)総合対策事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

- 1 ネットワーク推進事業:生産組織、JA、全農等
- 2 生産向上対策事業:生産組織、JA等
- 3 重要病害緊急対策事業:農業者、法人、生産組織、JA等
- 4 規模拡大支援事業:農業者、法人、生産組織、JA等

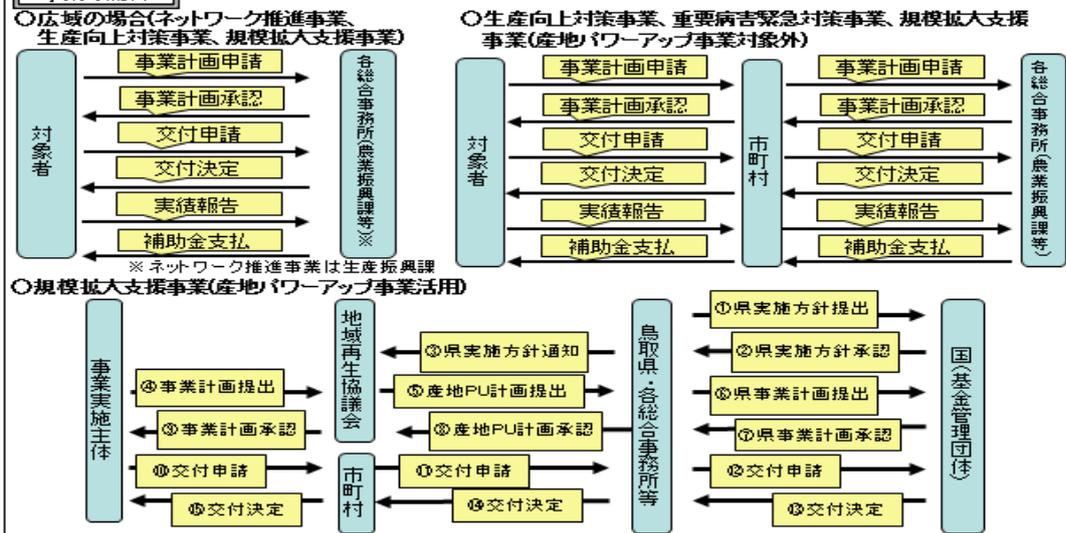
施策概要

白ネギにおいて、県内全域での横断・複層的なネットワークづくり、新技術等の集約、横展開する仕組みづくり等の推進による栽培技術の高位平準化と規模拡大・農作業受委託を図ることにより「県下一産地」を目指すとともに、農家所得の向上、力強い産地づくりを加速化させる。

○支援内容

	支援内容	補助率
① ネットワーク推進事業	「県下一産地」を目指した生産・販売戦略の連携強化、生産者ネットワークづくり、県域で行う栽培技術の高位平準化の取組等を支援。	1/2(県費のみ)
② 生産向上対策事業	現地の高単収・先進技術の実証・普及の取組等を支援	2/3(県1/2、市町村1/6) ※広域の場合は、県1/2又は市町村負担任意
③ 重要病害緊急対策事業	難防除病害「ネギ黒腐菌核病」の緊急防除対策の取組等を支援	2/3(県1/3、市町村1/3)
④ 規模拡大支援事業	意欲ある生産者の規模拡大に必要な機械整備、共同出荷場・ミニ共選場の整備、農作業受委託の体制づくり等に必要な経費等を支援 ※(国)産地パワーアップ事業を最大限活用すること	(1)(国)産地パワーアップ事業対象の取組 1/2(国1/3程度、県1/9程度、市町村1/18程度) 1/2(国1/3程度、県1/6程度、市町村負担任意) ※末端補助率1/2(国補助金が1/2に満たない場合、県・市町村で1/2になるよう上乘せ)(広域の場合は国1/3程度、県1/6程度、市町村負担任意) (2)産地パワーアップ事業対象外の取組 1/2(県費1/3、市町村費1/6) ※広域の場合は、県1/3又は市町村負担任意

事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007

関連サイト

名称 **とっとり芝生産振興事業**

施策対象 農業者等

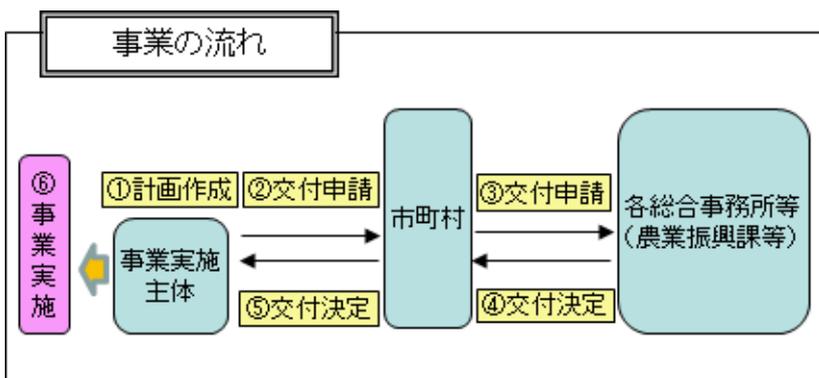
施策主体 鳥取県

対象者 生産組織、法人等

施策概要 「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」(平成30年策定)の達成に向けて、全国2位の産地である芝について、規模拡大の支援、西洋芝等の新品種導入や新技術の普及・拡大により産地強化を図る。

○支援内容

支援内容	①芝の規模拡大支援 芝の規模拡大に必要な機械、設備等の整備に要する経費 (井戸採掘、散水ポンプ、スプリンクラー等) ②高付加価値新品種の普及加速化支援 耕作放棄地を活用した新品種導入に要する経費 (雑木・雑草処理、石礫除去等芝植栽に必要な経費) ③新技術導入支援 早期出荷技術等新技術実証に要する経費 (資材費等)
補助率	1/2(県費1/3、市町村費1/6) ※複数市町村をまたがる場合は市町村任意



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター 日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007

関連サイト

名称

鳥取の花いきいき総合戦略事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

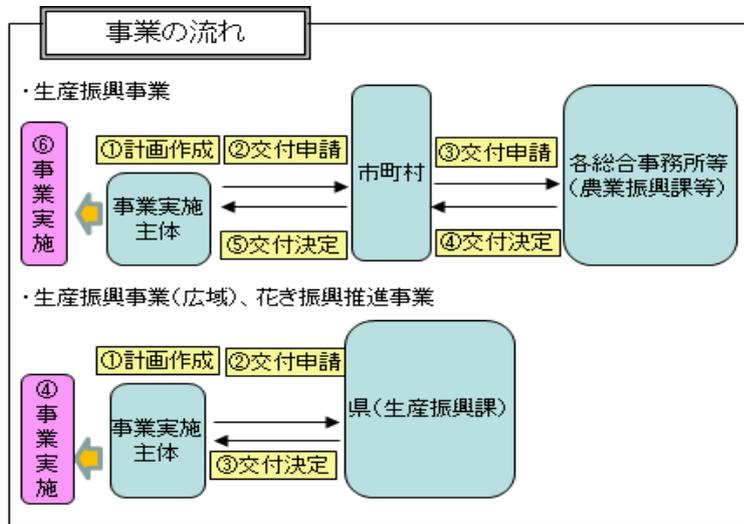
- ①生産振興事業(生産対策):農業者、生産組織、法人、JA等
※高付加価値商品の開発については生産組織等
- ②生産振興事業(物流対策):農業者、生産組織、法人、JA等
- ③生産振興事業(販売対策):生産組織、法人等
- ④花き振興推進事業:鳥取県花き振興協議会

施策概要

本県の強みである花壇苗、ストック、シンテツポウユリ等花き品目において、農業者等が行う生産拡大に繋がる取組、流通環境変化への対応、販売促進などを支援し、花き産地の強化を図るとともに、花き生産者、花き市場・小売業者、JA等関係団体及び県で組織する鳥取県花き振興協議会の活動を支援し、県内花き産業の活性化を図る。

○支援内容

	支援内容	補助率
①生産振興事業(生産対策)	①市場情報に基づく高付加価値商品の開発支援、育苗受委託体制の構築支援、新技術・新品目の導入支援	1/2(県1/3、市町村1/6)
②生産振興事業(物流対策)	②県版花き流通システム確立支援(物流効率化のための台車導入やそのためのハウス周り環境整備、集出荷拠点施設の運営支援)	※複数市町村にまたがる広域生産組織で実施する場合は1/3(県費のみ)
③生産振興事業(販売対策)	③県外商談会への出展支援、東京オリンピック、パラリンピック飾花企画への参画支援	
④花き振興推進事業(消費拡大推進)	花きの消費拡大に向けた他県の先進事例調査支援、消費拡大啓発活動支援	1/2(県費のみ)
⑤花き振興推進事業(協議会活動支援)	県産材を使ったフラワーアレンジメント教室や花のまつりの開催支援、花き生産者の情報交換会・勉強会の開催支援	1/2または10/10(県費のみ)



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007

関連サイト

名称

ハウス強靱化による施設園芸加速化対策事業

施策対象

市町村、農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

市町村、農業者、JA、等

施策概要

「防災・減災」の観点から、大雪、台風等の気象災害による農業用ハウスの被害対策を図るため、被害防止計画を策定するとともに、被害防止講習会の開催、ハウス補強等の活動を支援する。

○支援内容

(1) 既存ハウスへの被害防止対策

・野菜・花き・果樹用のパイプハウスの補強に要する経費の支援

(対象: 今後10年以上の利用が見込まれるハウス)

補助対象経費 | ハウス本体の補強等に係る補強資材費、補強役務費等

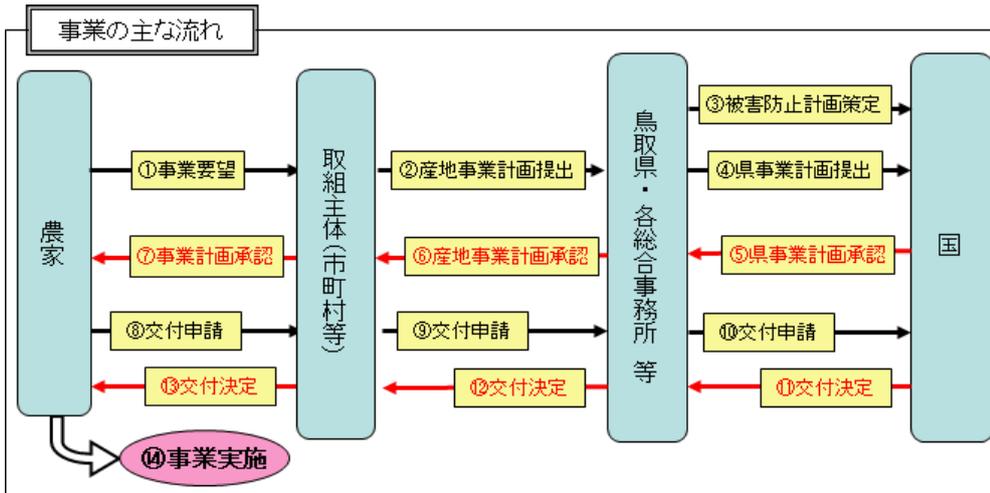
補助率 | 1/2(国費のみ)

(2) 被害防止技術講習会等の開催

・補強や保守管理のために技術指導や講習会の開催 等

補助対象経費 | 会場借料、旅費、謝金、資料印刷費 等

補助率 | 定額



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007

関連サイト

名称 指定野菜価格安定対策事業

施策対象 登録出荷団体と大規模生産者(以下、「登録出荷団体等」という)

施策主体 (独)農畜産業振興機構

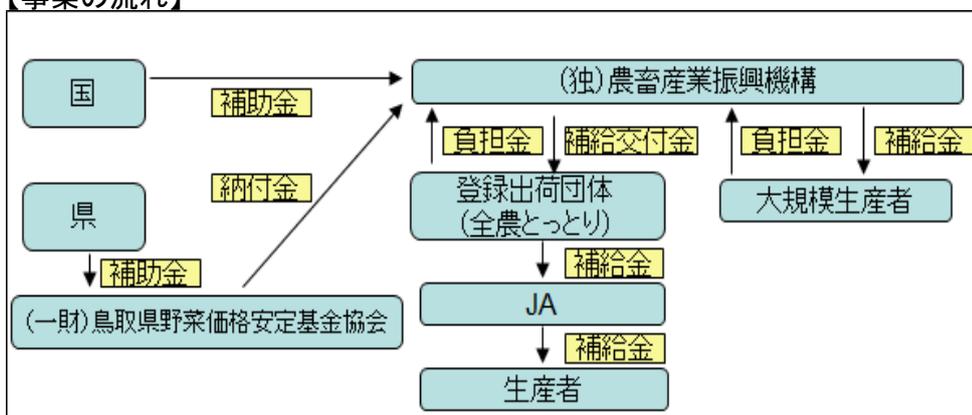
対象者 登録出荷団体と大規模生産者

施策概要 天候などの影響によって供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する事業です。

○支援内容
指定野菜(冬にんじん、春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ、ほうれんそう、夏秋キャベツ、冬キャベツ)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて、補給金が交付。

資金造成負担割合	(調整野菜、一般指定野菜) 登録出荷団体等:20%、県:20%、国:60% (重要野菜) 登録出荷団体等:17.5%、県:17.5%、国:65%
主な要件	<作付面積> (登録出荷団体)・葉茎菜類、根菜類 20ha以上 ・果菜類(夏秋もの)12ha以上 ・果菜類(冬春もの)8ha以上 (大規模生産者)・2ha以上 <共同出荷量> ・総出荷量の2/3以上

【事業の流れ】



問合せ先

担当部署	電話
全国農業協同組合連合会鳥取県本部	0857-32-8331
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7282

関連サイト

名称

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

施策対象

共同出荷組織と相当規模生産者（以下、「共同出荷組織等」という）

施策主体

（一財）鳥取県野菜価格安定基金協会

対象者

共同出荷組織と相当規模生産者

施策概要

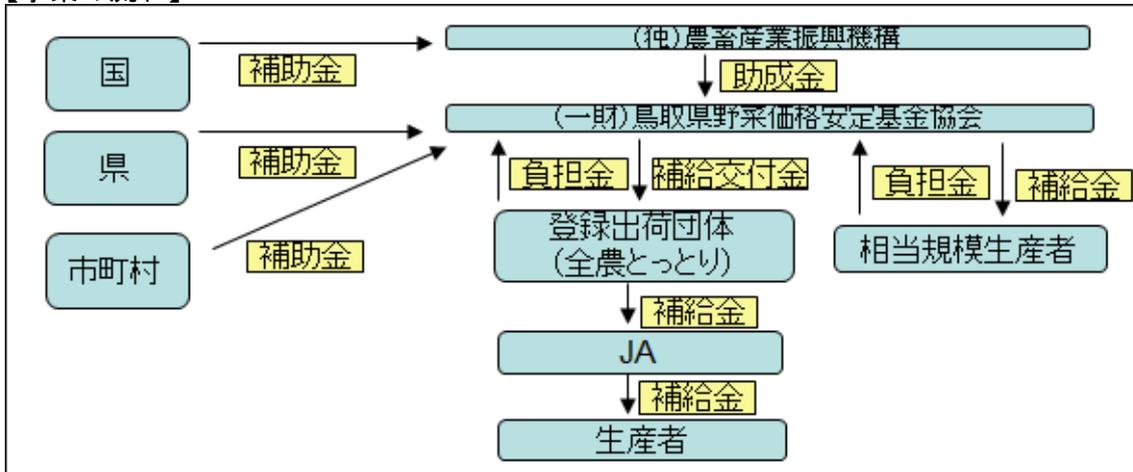
天候などの影響によって供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する事業です。

○支援内容

特定野菜（ブロッコリー、スイートコーン、メロン、らっきょう、やまのいも、ちんげんさい、かんしょ、こまつな）と、指定野菜（夏ねぎ＜白ねぎ＞、夏ねぎ＜青ねぎ＞、秋冬ねぎ＜青ねぎ＞、夏秋トマト、夏秋ピーマン、秋冬はくさい）について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて、補給金が交付。

資金造成負担割合	（重要特定野菜、指定野菜） 共同出荷組織等：7/40、県：10/40、市町村：3/40、（独）農畜産業振興機構：20/40 （重要特定野菜、指定野菜） 共同出荷組織等：7/40、県：10/40、市町村：3/40、（独）農畜産業振興機構：20/40 （重要特定野菜以外の特定野菜） 共同出荷組織等：7/30、県：10/30、市町村：3/30、（独）農畜産業振興機構：10/30	
主な要件	【特定野菜】 ＜作付面積＞ （登録出荷団体） ・一部軟弱野菜を除く野菜5ha以上 ・一部軟弱野菜3ha以上 （相当規模生産者） ・1.5ha以上 ＜共同出荷量＞ 総出荷量の2/3以上	【指定野菜】 ＜作付面積＞ （登録出荷団体） ・果菜類を除く野菜10ha以上 ・果菜類野菜3ha以上 （相当規模生産者） ・2.0ha以上 ＜共同出荷量＞ 総出荷量の1/2以上

【事業の流れ】



問合せ先

担当部署	電話番号
(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会	0857-32-8351
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7282

関連サイト

名称

鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業

施策対象

JA

施策主体

(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会

対象者

JA

施策概要

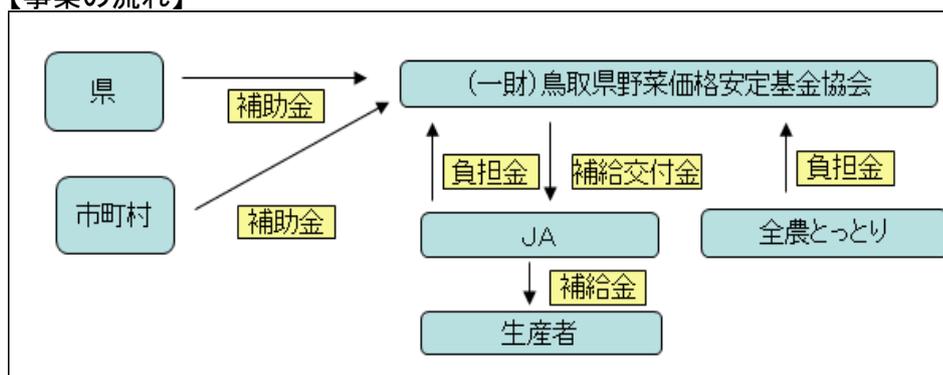
天候などの影響によって、供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する事業です。

○支援内容

ブランド野菜(夏だいこん、春ねぎ、アスパラガス、夏にんじん、春ねぎ<青ねぎ>、夏ねぎ<白ねぎ>、春キャベツ、夏秋ピーマン、秋冬ブロッコリー、たまねぎ、夏秋きゅうり、夏秋トマト)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて、補給金が交付。

負担割合	JA:25%、全農とっとり10%、県:50%、市町村:15%
主な要件	(作付面積)露地野菜:3ha以上 施設野菜:1ha以上

【事業の流れ】



問合せ先

所 属	電 話
(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会	0857-32-8351
農林水産部農業振興戦略監生産振興課 園芸振興担当	0857-26-7282

関連サイト

名称

鳥取梨生産振興事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業協同組合、生産組織、農業公社、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、認定農業者に準ずるもの、産地計画の担い手、リース事業者、市町村

施策概要

- ①【緊急対策】気象災害に強い施設整備事業…機能向上した防災網への更新を支援。
- ②「新甘泉等」特別対策事業…「新甘泉」「秋甘泉」生産拡大及び「王秋」導入を促進。
- ③梨生産拡大事業…鳥取オリジナル新品種、産地振興品種の生産拡大を図る。
- ④低コスト体制強化事業…機械の共同利用、オペレータ体制を整備し、コスト削減や廃園化防止を図る。
- ⑤元気な鳥取梨産地復興・発展加速化事業…「ジョイント栽培」促進のため、ジョイント栽培用2年生大苗の育苗を支援。

○支援内容

①【緊急対策】気象災害に強い施設整備事業

補助対象経費	補助率	
機能向上した防災網への更新に係る経費	1/2(県のみ)	令和元年、2年度は1/2 補助上限額200,000円/10a

②「新甘泉等」特別対策事業③梨生産拡大事業

I：生産基盤整備対策

補助対象経費	「新甘泉等」特別対策事業	梨生産拡大事業
新植・全面改植及び果樹棚・網掛け施設の整備、王秋の土壌改良機械の導入に係る経費	2/3(県のみ)	1/2(県のみ)
高接ぎ・間植え改植及びその果樹棚・網掛け施設、かん水施設、園内道、防風施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯、防除用機械の導入に係る経費	1/2(県のみ)	1/3(県のみ)

※果樹経営支援対策事業(国事業)で新植又は全面改植する場合は、国と県あわせて2/3補助

※産地で守り次の生産者へ継承していく「やらいや果樹園」を整備する場合、県3/4または2/3補助(国事業が活用できる経費については、国と県あわせて3/4または2/3補助)

II：育成促進対策

	奨励金(円/10a)
新植、全面改植	200,000(県1/2、市町村1/2)
間植え改植、高接ぎ一挙更新	106,000(県1/2、市町村1/2)
新改植には5年間分、高接ぎ一挙更新には3年間分の育成経費相当額の奨励金を植栽または高接ぎした年度に一括交付	

III：高接ぎ奨励(「新甘泉」「秋甘泉」のみ)

	奨励金(円/10a)
組織的取組への一律奨励金	一律100,000(県のみ)
高接ぎ一挙更新	50,000(県のみ)
高接ぎ順次更新	20,000(県のみ)

	④低コスト・体制強化事業	⑤元気な鳥取梨産地復興・発展加速化事業
補助対象経費	作業受託する農業機械の購入費	ジョイント栽培用大苗の育苗委託に係る経費
補助率	1/3(県のみ)	2/3(県のみ)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636>

名称

鳥取柿ぶどう等生産振興事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業協同組合、生産組織、農業公社、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、認定農業者に準ずるもの、産地計画の担い手、リース事業者、市町村

施策概要

- 「輝太郎」特別対策事業
早生柿の中でもトップクラスの品質を誇る「輝太郎」を全国ブランドとするため、生産拡大を図る。
- 柿ぶどう等生産拡大事業
産地で振興する果樹の品目・品種の生産拡大を図る。
- 低コスト体制強化事業
機械の共同利用、オペレータ体制を整備して、コスト削減や廃園化の防止を図る。

○支援内容

・「輝太郎」特別対策事業、柿ぶどう等生産拡大事業

I：生産基盤整備対策（「輝太郎」特別対策事業）

補助対象経費	①廃園対策による植栽、果樹棚整備等に係る経費 ②植栽、高接ぎ、果樹棚、かん水施設、園内道、防風施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯、防除用機械の導入に係る経費
補助率	①2/3(県のみ) ②1/2(県のみ) ※果樹経営支援対策事業(国事業)で新植又は全面改植する場合は、国と県あわせて2/3補助 ※産地で守り次の生産者へ継承していく「やらいや果樹園」を整備する場合、県3/4補助(国事業が活用できる経費については、国と県あわせて3/4補助)

II：育成促進対策 奨励金(円/10a)

補助対象経費	①新植、全面改植 ②間植え改植 ③高接ぎ一挙更新			
交付単価	品目	かき	ぶどう	もも
	①	48,000	94,000	47,000
	②	24,000	47,000	24,000
	③	48,000	47,000	47,000
※新改植には5年間分(ぶどうのみ3年間分)、高接ぎ一挙更新には3年間分の育成経費相当額の奨励金を植栽または高接ぎした年度に一括交付 補助率10/10(県1/2、市町村1/2)				

・低コスト・体制強化事業

補助対象経費	共同利用、作業受託する農業機械の購入費を補助
補助率	1/3(県のみ)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636>

名称 戦略的スーパー園芸団地整備事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 農業協同組合、生産組織、市町村

施策概要 鳥取県育成新品種を主体とした果樹団地を戦略的に整備して産地活性化の拠点とし、新規就農者や定年退職者等の担い手の参入を促すため、生産施設の整備や新規就農者等への参入後の支援を一体的に行う。

○支援内容

I：生産基盤整備対策

「新甘泉」「秋甘泉」の植栽、果樹園整備を支援

補助対象経費	新植または全面改植、果樹棚・網掛け施設、かん水施設、排水施設、園内道等の整備にかかる経費
補助率	3/4(県のみ)

II：育成促進対策

新規就農者等が入植する場合、新改植に対し育成経費相当額の奨励金を定額交付

補助対象経費	ジョイント栽培の場合：600千円/10a ジョイント栽培以外の場合：340千円/10a
補助率	10/10（県1/2、市町村1/2） ※5年間分の育成経費相当額の奨励金を植栽した年度に一括して交付

III：借地料支援

新規就農者等が入植する場合に支払う借地料の一部を支援

補助率	2/3(県1/3、市町村1/3)、補助上限額：37千円/10a
-----	---------------------------------

IV：参入者募集支援

補助対象経費	果樹団地に入植する新規就農者等の確保に係る経費(募集パンフレットの作成等)を支援
補助率	2/3(県1/2、市町村1/6)、補助上限額：600千円(1事業実施主体あたり)

問合せ先

担当部署	電話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課 農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636>

名称

果樹等経営安定資金利子助成事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

鳥取県農業協同組合中央会

施策概要

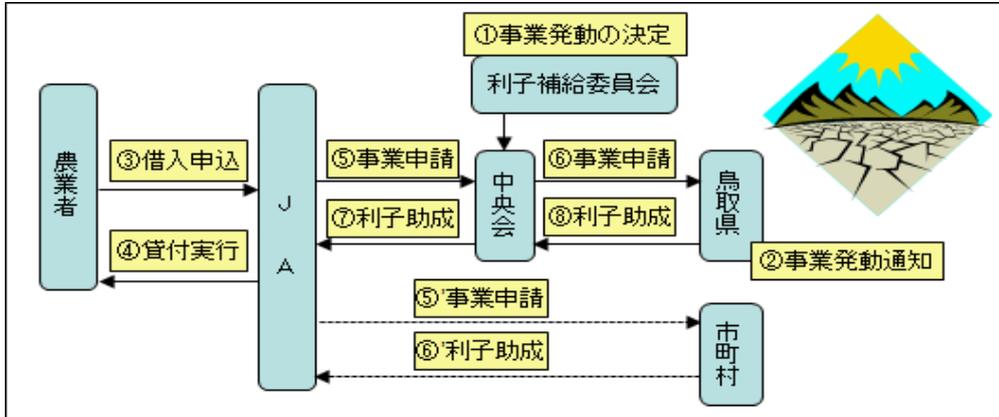
災害、市場価格低落又は原油価格高騰時の再生産資金を確保するため、経営安定資金融資制度を創設し、次年度に向けた農家の生産意欲を高揚させる。

○支援内容

主要内容	災害、市場価格低落又は原油価格高騰時にJA等が貸し出す経営安定資金の利子を助成する。		
補助率	10/10(県1/3、JA2/3) ※ただし、JAと市町村の協議により、市町村が負担を了承した場合、その負担率に応じてJAの負担率を少なくする。		
発動要件	①災害時対応	②価格低落時対応	③原油価格高騰時対応
	気象災害等により収量が減少した場合(原則として、公庫資金等を優先)	出荷期間中に平均価格が損益分岐点を下回った場合	原油価格の高騰により生産資材の調達が困難となった場合

対象品目	果樹、野菜、花き類及び工芸作物(ソバ・茶に限る)
利子補給期間	3年以内、末端金利0%
融資基準額	各品目において再生産に要する額の8割相当額 原油価格高騰においては、1戸あたり100万円が上限
融資機関	各JAまたはJA鳥取信連
融資対象	・原則として公庫資金等の対象とならない農家、またはその上限を超えて融資が必要な場合や、公庫資金等が発動するまでのつなぎ融資が必要な場合。
特記事項	適用災害や品目等の融資基準、融資時期は利子補給運営委員会でその都度決定。

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414

関連サイト

名称

みんなでやらいや農業支援事業(がんばる地域プラン事業)

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

[プラン策定事業]市町村
[プラン支援事業]市町村、農業協同組合、任意組織、市町村農業公社、社会福祉事業を行う法人、市町村が設立した法人(第三セクター)

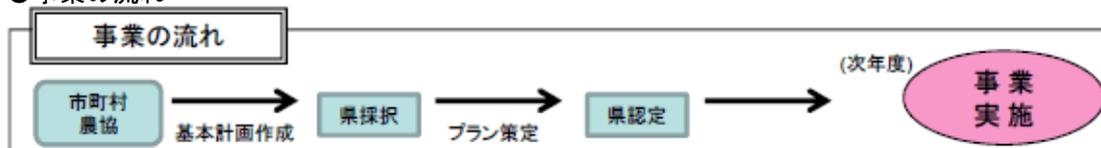
施策概要

(初年度)市町村のプラン策定に必要な経費を支援する。[プラン策定事業]
(2年目以降)策定したプランの実現に向けた取組みに必要な経費を支援する。[プラン支援事業]
※担い手育成など地域活性化に向けた研修会開催、先進地視察などに必要な経費(ソフト)
※農業生産の拡大や農地維持などの地域活性化に必要な施設、機械整備の経費(ハード)
※農業、特用林産物に関する経費を対象とし、畜産(耕畜連携に関するものは対象)、水産の生産経費は対象外。

○支援内容

主な要件	<p>①市町村がプランの方向性をまとめた基本計画を作成し、県が採択していること。</p> <p>②市町村を中心に地域の関係者による話し合いを行い、農業活性化に主眼をおいたプランを策定すること。</p> <p>③プランには以下に関する内容が含まれること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手・新規就農者の確保又は共助体制の取組など地域農業の保全を確保する取組 ・農地利用の効率化・維持管理 ・核となる品目の生産振興
支援対象者	市町村、農業協同組合、任意組織、農業公社等
補助率・補助金額	<p>ハード 1/2(県1/3、市町村1/6)</p> <p>ソフト 2/3(県1/2、市町村1/6)</p> <p>事業費上限額:1億円 (5年間総額)</p> <p>事業期間:5年間</p>

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監とつとり農業戦略課	0857-26-7589
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称 畜産クラスター施設整備事業(全畜種)

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

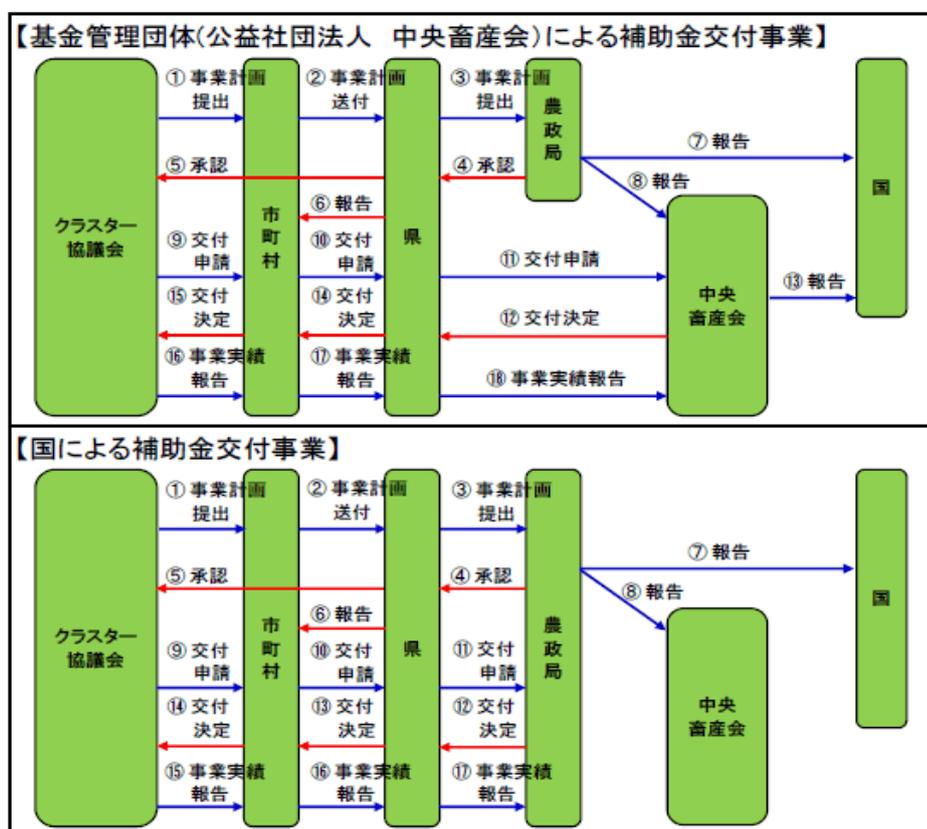
対象者 生産者等

施策概要 畜産クラスター協議会が策定する畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な畜産経営体が行う、規模拡大のための施設・機械整備や家畜の導入を支援します。

○支援内容

主な内容	畜舎等施設、機械整備及び家畜導入
補助率	ハード 1/2(国のみ)

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課 酪農・経済担当(酪農・養豚) 肉用牛担当(肉用牛)	0857-26-7288 0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

畜産クラスター施設整備事業(酪農 担い手施設)

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

酪農家

施策概要

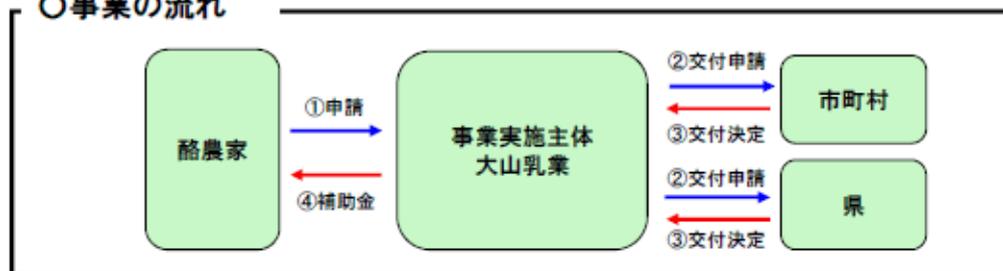
生産性向上に取り組む酪農家の施設・機械整備等のうち国事業では補助対象とならないものに対して助成します。

○支援内容

主な内容	担い手がリース方式で行う、生産性の向上又は省エネルギーに資する施設機械の整備及び牛舎の増改築に要する経費について助成します。
補助率	ハード 1/2 (県1/3、市町村1/6) (事業費上限:5,000千円/1経営体)

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7288
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称 生乳生産拡大緊急支援事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 生産者等

施策概要 高品質な「白バラ牛乳」の増産やアイスクリーム等の乳製品の輸出量を大幅に増加させるために、県内生乳生産量6万トン以上を確保することを目的に、乳牛の導入を進めます。

○支援内容

主な内容	農家が初妊牛を購入する場合又は農業団体等が預託用初妊牛を導入する場合に、購入費と基準価格(600千円/頭)の差額を補助する。
補助率、補助上限	基準価格(600千円/頭)の差額の1/2(県のみ) 補助対象上限額 400千円/頭
主な要件	事業に参加する酪農家は、平成32年度に向けた経産牛増頭目標を設定し、目標を達成するための初妊牛導入計画を大山乳業農業協同組合に提出するものとし、かつその計画を達成すること。

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7831

関連サイト

名称 酪農用非常電源緊急整備事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 酪農家

施策概要 災害時の備えとして非常用発電機の運転に必要な関連装置導入を支援する。

○支援内容

主な内容	非常用発電機の運転に必要な配電盤、PTO発電機ジョイントの導入経費について助成する。
補助率	ハード 1/4(県のみ)、事業限度額 670千円/戸

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7831

関連サイト

名称

第15回全日本ホルスタイン共進会对策事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

生産者等

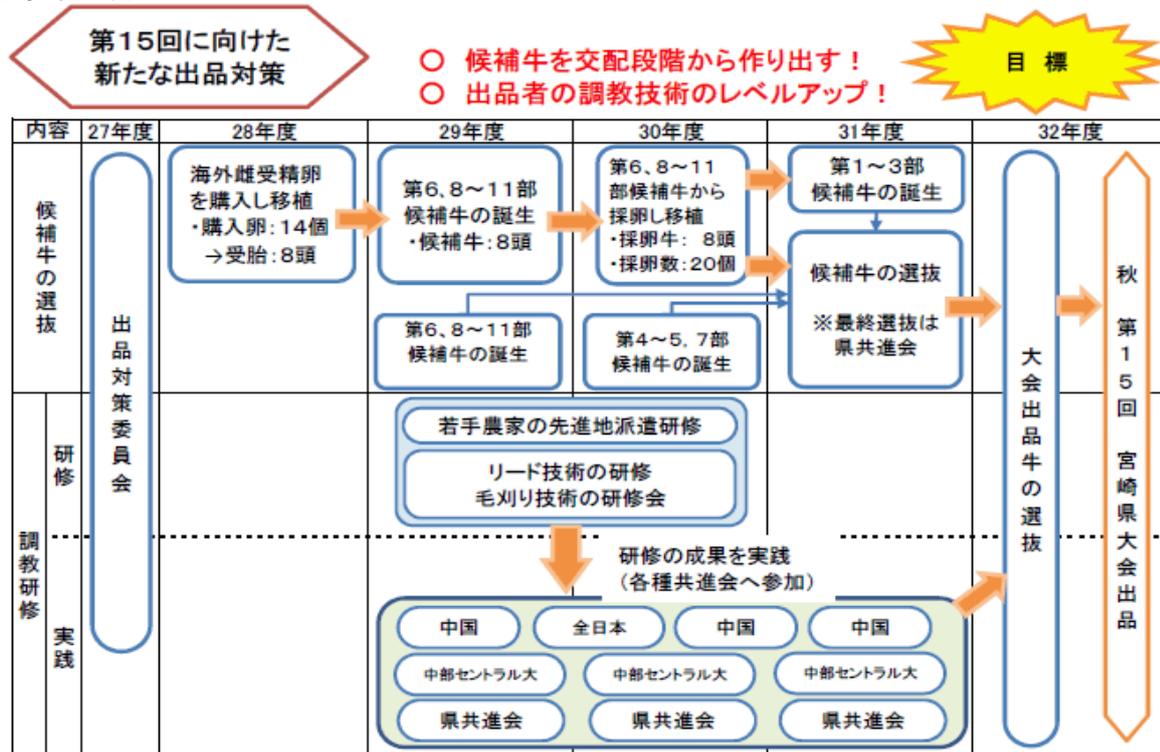
施策概要

鳥取県の乳牛改良を大幅に促進し、白バラブランドの更なるイメージアップを図るため、2020年に宮崎県で開催される第15回全日本ホルスタイン共進会での上位入賞を目指します。

○支援内容

主な内容	出品者となる若手酪農家の調教技術向上を図る取組や県外共進会への出品、優良形質保有牛確保のためのゲノム検査に対して支援を行います。
補助対象経費、補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・優良形質保有牛確保のためのゲノム検査(補助率 1/3(県のみ)) ・調教技術研修(補助率 1/2(県のみ)) ・県外共進会出品助成(補助率 1/2(県のみ))

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7831
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

和牛受精卵・放牧拡大支援事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

- ①和牛受精卵を活用して和子牛を生産したい方
- ②和牛放牧を行いたい方

施策概要

産肉能力が高い種雄牛群を軸として「和牛王国復活」を目指し、和牛ビジョンに沿った生産から販売までの戦略を推進するための総合的な事業を実施します。その中で、和牛生産頭数の増加のために、乳牛等の有効活用(受精卵移植の推進)、和牛放牧の推進を図ります。

○支援内容

区分	事業内容	実施主体	補助率
乳用雌牛等受卵牛活用促進	和牛受精卵移植に前年度実績より多く取り組んだ生産者に対する奨励金を交付します。	農協、生産者	ソフト 定額 (県のみ20千円/頭)
和牛放牧拡大支援	耕作放棄地等で和牛放牧を実施するための電気牧柵等機器整備に対して助成します。	農協、生産者	ハード 1/3以内 (県のみ)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称 鳥取和牛ブランド強化対策事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 和牛肉卸売業者等

施策概要 平成29年9月に宮城県で開催された第11回全国和牛能力共進会(以下「全共」という。)での肉質日本一を契機に県外業者・料理店等に鳥取和牛の売り込みと鳥取和牛のブランド強化を図ります。

○支援内容

区分	事業内容	実施主体	補助率
(1)首都圏販売拡大対策 ア「鳥取和牛」東京市場進出支援			
東京市場出荷輸送費助成	東京食肉市場への肥育牛の出荷にかかる経費(運賃、旅費など)を助成	JA	ソフト 1/2 (県のみ)
イ「鳥取和牛」販売拡大対策			
販売業者による「鳥取和牛」取扱店拡大支援	県内外の卸売業者が「鳥取和牛」を首都圏の高級料理店に販路拡大するための経費を助成 (補助額:2,000千円×6業者)	和牛肉卸売業者	ソフト 1/2 (県のみ)
(2)リピート観光客増加対策			
ブランド力向上対策	肉質向上対策のため生産者の枝肉研究会や販売関係者を交えた研修会の経費を助成	鳥取県牛肉販売協議会	ソフト 1/2 (県のみ)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称 和牛改良・増頭対策事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者

- ①和牛繁殖雌牛の増頭をしたい方
- ②オレイン酸能力及び産肉能力の高い雌牛を導入したい方
- ③オレイン酸能力及び産肉能力の高い肥育素牛を導入したい方

施策概要

和牛の生産拡大及び鳥取和牛オレイン55や高品質和牛肉の増産を図るため、和牛繁殖雌牛や肥育素牛の導入・保留に係る経費に対して助成します。

○支援内容

区分	事業名	事業実施主体	内容
(1)繁殖雌牛	増頭に係る雌牛導入支援	農協	[外部導入] 1/2(県 1/3 市町村 1/6) [自家保留] 定額 県182千円 市町村 91千円 (1/2(生産費のうち県1/2、市町村 1/6相当額))
"	改良更新に係る雌牛導入支援	"	【競りの場合】 ・「百合白清2」などの産子の場合 95千円+(購入価格-競り平均 価格 -95千円)×2/3 ・その他の種雄牛の産子の場合 定額95千円 【自家保留の場合】 定額95千円)
(2)肥育素牛	肥育素牛導入支援	"	【競りの場合】 ・「百合白清2」などの産子の場合 60千円+(購入価格-競り平均 価格 -60千円)×1/2 ・その他の種雄牛の産子の場合 定額60千円
"	肥育素牛(白鵬85の3、百合白清2)緊急確保支援	"	・3/4(県1/2、JA等1/4) ・H28年～H29年に導入し、H30年度に出荷された牛

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称 鳥取和牛緊急増頭対策事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 生産者等

施策概要 EUを始め、アジア(台湾など)への「鳥取和牛」の輸出量を増加、ブランド化を推進させるため、農業団体等と共に肥育素牛の導入を促し、「鳥取和牛」の増産を図ります。

○支援内容

事業内容	「鳥取和牛」を大幅に生産拡大するため、農家が肥育素牛を購入または農業団体等が購入して預託を実施する場合に助成します。
補助率	ソフト 1/2(県のみ) *補助対象経費(1頭あたり) 肥育素牛購入額から基準額560千円を控除した額。350千円を上限とします。
増頭要件	10%以上増頭する県内農家であって、事業終了後5年間は拡大後の飼養頭数を維持すること。

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称 第12回全共出品対策事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 生産者等

施策概要

2022年に鹿児島県で開催される第12回全共に向けて種牛の審査項目についてゲノム育種価を活用した「種牛区で勝てる候補牛づくり」、「種牛区出品牛をよりよく魅せる」技術を習得するための経費について助成します。

- 補助率
ソフト 1/2(県のみ)

●支援の内容

魅せる出品技術習得事業	第12回全共鳥取県推進委員会	・技術者養成に係る経費 ・鹿児島県現場視察及び講師招聘調整のための経費を助成
地域出品対策協議会活動費	〃	・地域出品対策協議会活動費の助成
採卵協力費	〃	・採卵協力謝金の助成
生産振興大会開催経費	〃	・肉用牛振興大会開催経費の助成
事務局経費	〃	・第12回全共鳥取県推進委員会等の開催経費の助成

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称 肉用牛肥育経営安定対策事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

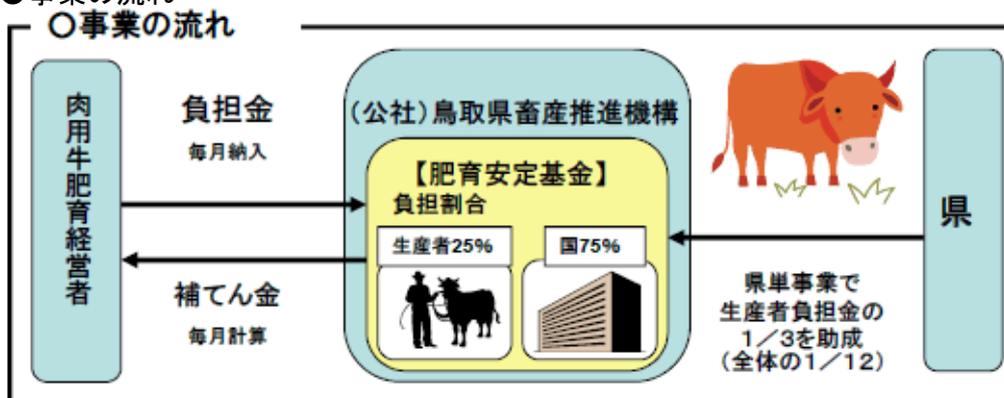
対象者 肉用牛肥育経営者(※大企業は除く)
※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社

施策概要 牛枝肉価格が著しく低下した場合に、交付金を交付して肉用牛肥育経営の安定を図る。

○支援内容

主な内容	四半期(又は1カ月)の肥育牛1頭あたりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に交付金を交付する。
主な要件	①業務対象年間ごとに生産者の要件審査を受け、登録を受けることが必要 ②業務対象年間は平成30年12月30日～平成34年3月31日までで、新規に肉用牛肥育経営を開始する生産者以外は途中加入不可

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7288
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称 肉用子牛価格安定事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 肉用子牛生産者及び法人(※大企業は除く)
※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社

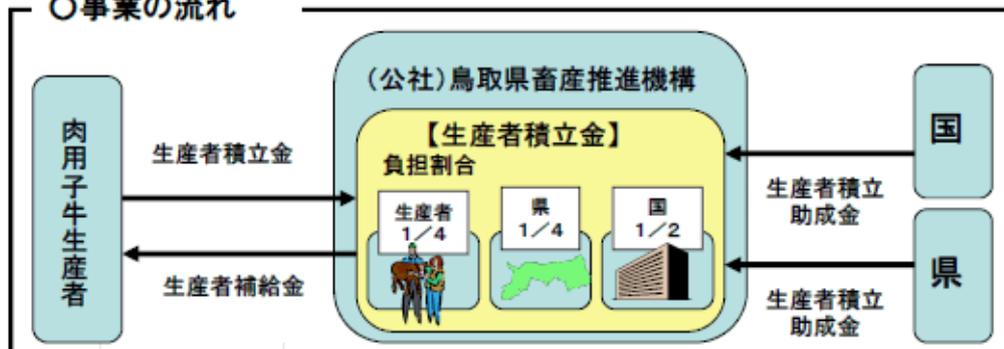
施策概要 子牛価格が低落した場合に、補給金を交付して生産者の畜産経営の安定継続を図ります。

○支援内容

主な内容	肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期毎)が毎年決定する保証基準価格・合理化目標価格を下回った場合に、その期間中に子牛を販売、または自家保留していれば補給金を交付します。
主な要件	①生産者と(公社)鳥取県畜産推進機構との間で肉用子牛生産者補給金交付契約が必要です。 ②指定協会に対し満2カ月齢に達する日までに登録個体の申込を行い、負担金を納入すること。

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7288
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

鳥取地どりブランド生産拡大支援事業

施策対象

生産者等

施策主体

鳥取県

対象者

鳥取地どり生産者

施策概要

「鳥取地どり」を県のブランド品として定着させるため、地どりの生産等に必要な施設及び生産性向上等に資する機械の整備費を助成する。

○支援内容

主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取地どりの生産に必要な飼養施設、排せつ物処理施設等 ・鳥取地どりの生産性を向上させるため、飼養環境の向上、飼料費の低減、労働力の軽減、排せつ物の適正な処理等に資する機械
補助率	<p>ハード 1/3(県のみ)</p> <p>①総事業費が1億円を超えるもので、3人以上の新規雇用を伴う場合にあつては1/10以内</p> <p>②上記①以外の場合は1/3以内(ただし、法人、認定農業者または認定就農者の場合の補助限度額は1千万円、その他の個人または任意団体の場合の補助限度額は200万円とする。)</p>

問合せ先

所属	電話
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7831

関連サイト

名称 肉豚経営安定対策事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 養豚経営者(※大企業は除く)
※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ、従業員数が300名を超えている会社

施策概要 豚枝肉平均価格が著しく低下した場合に、交付金を交付して養豚経営の安定を図る。

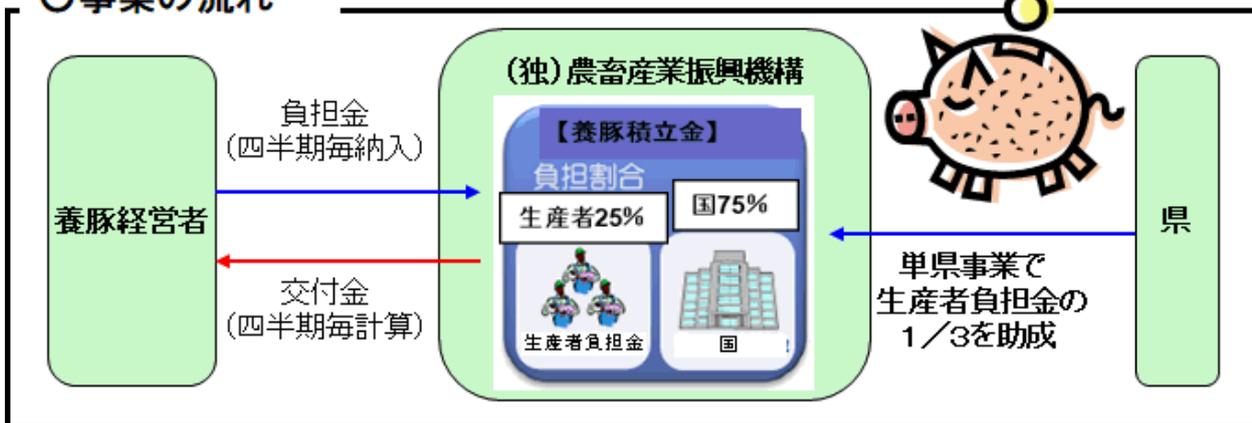
○支援内容

主な内容	標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に交付金を交付する。
主な要件	業務対象年間は平成30年12月30日～平成33年3月31日までで、新規に養豚経営を開始する。 生産者以外は途中加入不可。

補助率(積立金負担割合)	ソフト 1/3(負担割合 国3/4、生産者1/6、県1/12)
--------------	---------------------------------

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7288
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816
農林業振興課農業振興室	
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2006
農林業振興課農業振興室	

関連サイト

名称 農場認証普及推進事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 生産者等

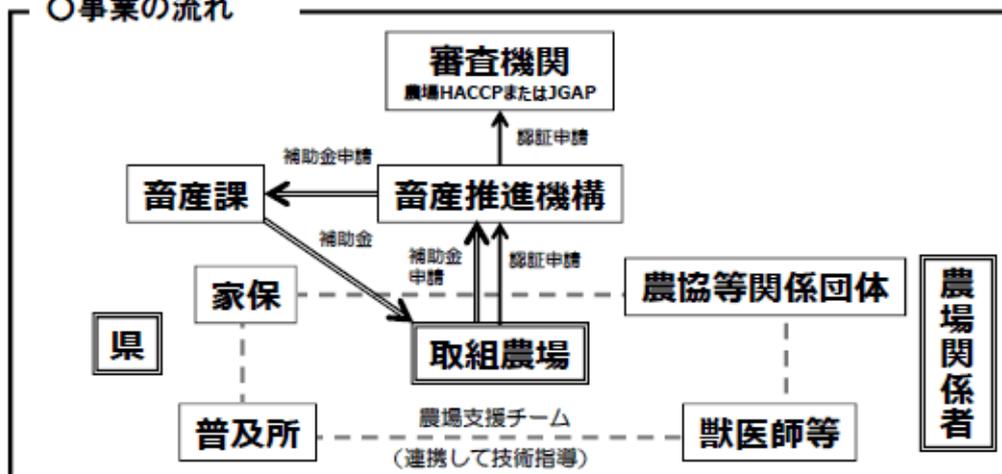
施策概要 畜産物の供給元である生産農場に工程管理を普及定着させ、畜産物の安全・安心を確保し、消費者の信頼向上およびブランド力強化を図る。

○支援内容

主な要件	①農場認証取得への取組意欲を有し、支援体制が構築されていること。 ②農場認証(農場HACCP推進農場指定を含む)の申請を審査機関に行っていること。 (補助金の場合)
補助対象経費、補助率	初回、中間(継続)及び更新審査に係る経費の1/2以内(県費1/4、国費1/4)

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7287
鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816
農林業振興課農業振興室	
中部総合事務所農林局農業興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2006
農林業振興課農業振興室	

関連サイト

名称 初めての6次産業化バックアップ事業

施策対象 農林漁業者等

施策主体 鳥取県

対象者

農林漁業者、農林水産業を営む法人、任意組織
 (規約を有し、主たる構成員が農林水産業者で構成されている団体)
 ※既に商品を販売している場合でも、販売金額が原則年間30万円以下の農林漁業者等は対象とする

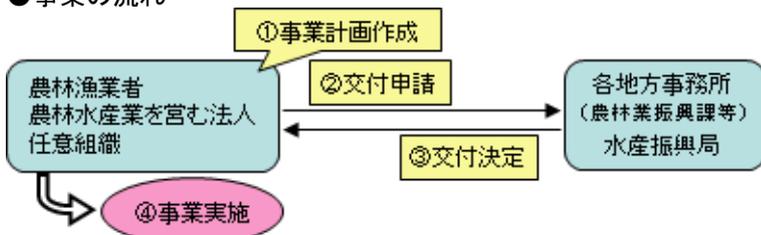
施策概要

県内の6次産業化に係る推進活動及び生産体制を含めた施設・機械整備を支援します。

○支援内容

主な内容	食品加工等に必要生産体制を含めた施設・機械整備(3万円以上のもの)及び推進活動を支援(ただし、土地代及び農業生産に係る機械整備等を除く)
補助金額・補助率	【補助率】ソフト・ハード 2/3 【補助上限額】400千円 ※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります
主な要件	・自ら加工を行うこと ・事業で扱う農林水産物は県産を50%以上使用すること

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006
水産振興局水産課	0857-26-7316

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=250260>

名称

もうかる6次化・農工商連携支援事業(スタートアップ型)

施策対象

農林漁業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農林漁業者、加工グループ、農業法人(農事組合法人又は従業員5人以下の会社法人)

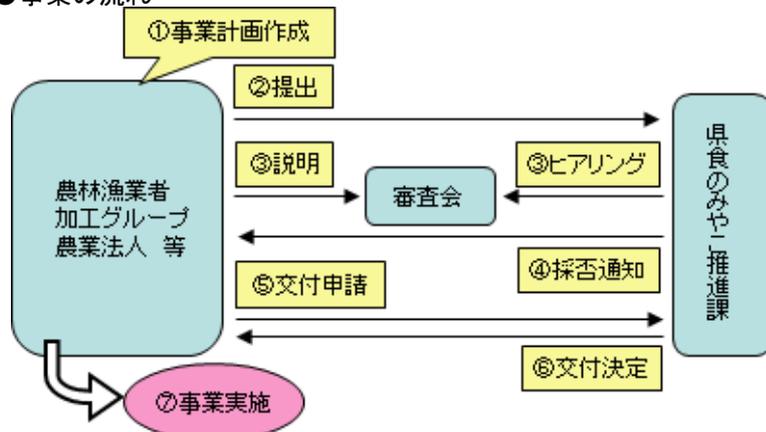
施策概要

農林漁業者や加工グループ等による県産農林水産物を使用した加工品づくりの機械整備を支援します。

○支援内容

主な内容	食品加工に必要な備品購入を支援(3万円以上のもの)
補助率・補助上限額	【補助率】ハード 1/2 【補助上限額】1,000千円 ※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります
主な要件	・自ら加工を行うこと ・事業で扱う農林水産物は県産を50%以上使用すること
その他	事業募集の詳細は、関連サイトでご確認ください

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=246347>

名称 もうかる6次化・農商工連携支援事業(6次産業型)

施策対象 農林業業者等

施策主体 鳥取県、市町村

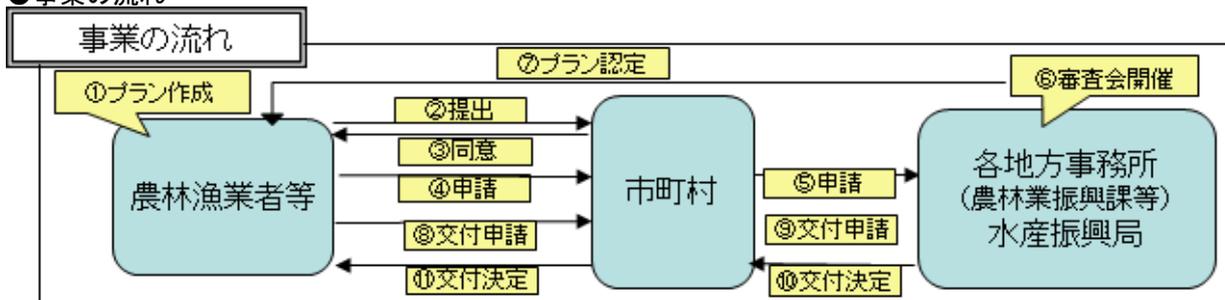
対象者 農林漁業者、農業を営む法人、農林漁業成長産業化ファンドから出資を受けた法人、任意組織(規約を有すること)、農漁協

施策概要 自ら生産、加工・製造、流通・販売を行う6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援します。

○支援内容

主な内容	6次産業化や農商工連携の取組みに必要な経費を支援する。 (1)販路開拓のように6次産業化等の推進に必要な経費(ソフト) (2)生産、加工等に必要な施設、機械整備(土地代を除く、3万円以上のもの)の経費(ハード) ※畜産、水産の生産経費は対象外
補助率	ソフト・ハード 1/2 (県1/3、市町村1/6) ※主要要件(4)に該当する事業は2/3を補助(県1/2、市町村1/6)
県の単年度補助上限額	農林漁業者(個人) 3,000千円 農業を営む法人、農林漁業成長産業化ファンドから出資を受けた法人 7,000千円 任意組織・農漁協 受益者1人当たり3,000千円ただし上限30,000千円 ※主要要件(4)に該当する事業は、上記の額に3/2を乗じた額
主要要件	(1)自ら生産だけでなく加工もしくは商品の販売を行っていること(又はプラン期間中に行う予定) (2)事業で扱う農林水産物は事業実施主体が50%以上生産すること(又はプラン期間中に行う予定) (3)次のいずれかに該当すること (水産以外) ○認定農業者 ○社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業所得相当額が基本構想所得並 (水産) ○1経営体の加工品等の年販売額150万円以上を目指す取組 ○法人等の加工品製造販売額又は直接販売額が10%以上向上 (4)次のいずれかに該当する場合、補助率を向上させる ○新規正規雇用 ○国際認証取得 ○これまで県外で行っていた加工を自ら行う

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006
水産振興局水産課	0857-26-7316

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=245963>



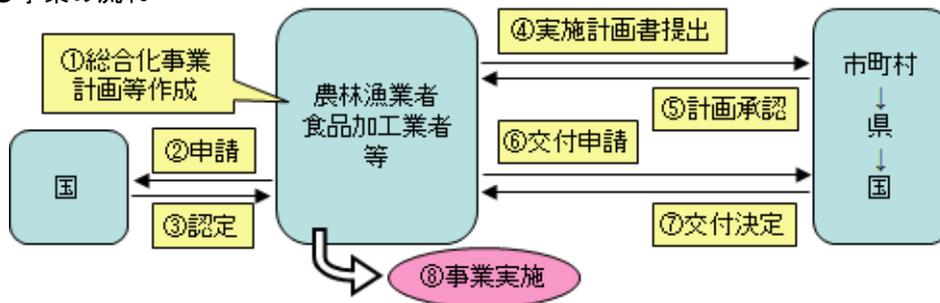
名称	鳥取県6次産業化ネットワーク活動交付金
施策対象	農林漁業者等
施策主体	鳥取県、市町村
対象者	(1)農林漁業者団体 ①農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっている団体 ②①の団体が主たる構成員又は出資者となっている法人 ③常時雇用者を3名以上雇用している又は雇用予定の団体 (2)農林漁業者団体等と連携する中小企業者 農商工等連携促進法第2条第1項に規定する中小企業者であって農林漁業者団体等と連携する者

施策概要	六次産業化・地産地消法及び農商工等連携法により認定を受けた取組を行う場合に必要な施設整備を支援。
-------------	--

○支援内容

主な内容	(1)農林漁業者団体への支援 ①農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設：処理加工施設、販売施設・地域食材提供施設等 ②農林水産物等の生産のために必要な施設等：高生産性農業施設、乾燥調製貯蔵施設等 ※①と併せて行う場合に限る。 ※農商工等連携事業計画で実施する場合は、②単独でも実施が可能。 (2)中小企業者への支援 食品等の加工・販売のために必要な施設(新商品の製造過程に対応したもの) ※販売施設は、加工機械・施設の整備と一体的に整備するものに限る。
補助率・補助上限額	【補助率】 融資残補助3/10以内(国費のみ) ※中山間地農業ルネッサンス事業又は市町村戦略に該当する取組は1/2 【補助上限額】 1億円
主な要件	①多様な事業者が連携する取組であること(事業実施主体を含む3者以上) ②投資効率(費用対効果)が1.0以上であること。等

●事業の流れ



問合せ先	担当部署	電話番号
	市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807

関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=247580
--------------	---

名称

とっとりオリジナル加工品づくり支援事業

施策対象

企業、農産加工グループ等

施策主体

鳥取県

対象者

県内の農産加工グループ、農業法人、ジビエ振興に取り組む任意団体等、「食のみやこ鳥取県」推進サポーター(従業員数が21人以上の事業者を除く。)

施策概要

地元食材を使った加工品の開発・販路開拓を支援します。

○支援内容

補助対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 地元農林水産物を使用した新商品の開発(若しくは地域に古くから伝わる伝統的な加工食品に係る新商品の開発) 2 成功事例の視察研修の実施 3 消費者を対象としたモニタリングの実施 4 県内量販店等での試食・販売PRの実施 5 その他目的達成に必要な事項
補助率及び補助金額等	<ol style="list-style-type: none"> (1) 補助率: 補助対象経費の1/2 (2) 補助限度額: 1事業者 150千円/事業年度(最大3事業年度)
補助対象経費	試作材料費、旅費、食糧費、謝金、会場借上料、試食品代金、パッケージデザイン版下作成費、PR資材作成費等

問合せ先

担当部署	電話
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7853

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178535>

名称

鳥取県フードビジネス拡大支援事業補助金

施策対象

食品製造事業者等

施策主体

鳥取県

対象者

食料品製造業者、県内立地企業

施策概要

県産加工食品の輸出拡大を目的とした施設整備に要する経費の一部を助成する。

○支援内容

対象者	県内に事業所を有する食品製造業者又は立地企業
補助対象経費	飲食料品の製造に係る施設・機械整備費
補助率	1/3以内(県費1/3以内)
上限額	35,000千円
事業期間	3年以内
採択要件	次の要件をすべて満たす企業等 (1) 鳥取県内に事業所を有する食品産業事業者又は立地企業であること (2) 新・増設する加工施設・機械設備は鳥取県内に整備すること (3) 新・増設する加工施設・機械設備について、次の要件をいずれも達成すること ア 利用開始から2年以内に、食品安全規格の輸出向け認証を取得すること イ 利用開始から3年以内に、製品の輸出額割合を継続的に5%以上とすること (4) 新・増設する加工施設・機械設備について、10,000千円以上の投資をすること (5) 補助事業の実施に当たり、食品衛生法その他の法令に基づく許可が必要な場合は、その許可を受けること

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7963

関連サイト

名称 食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金

施策対象 食品製造業者等

施策主体 鳥取県

対象者 食品製造業者、県内立地企業

施策概要

- 認証取得支援事業
輸出向け認証(ISO22000等)の認証取得に必要な経費の一部を補助する。
- 安定化支援事業
輸出向け認証の認証取得から初回の更新までに必要な費用の一部を補助する。

○ 支援の内容
食品安全規格の認証取得もしくは初回更新を目的に実施する事業経費(認証審査費、委託費、研修費等の認証取得に係るソフト面)への補助。
※必ず認証(審査登録)機関等の審査を受ける事業計画とすること。

事業名	認証取得支援事業	安定化支援事業
補助率	補助対象経費の 2/3以内(県費2/3以内)	補助対象経費の 1/2以内(県費1/2以内)
補助金限度額	1件あたりの総額500万円以内	1件あたり上限75万円/年×3年

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7963

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/236687.htm>

名称 もうかる6次化・農商工連携支援事業(農商工連携型)

施策対象 食品加工業者等

施策主体 鳥取県、市町村

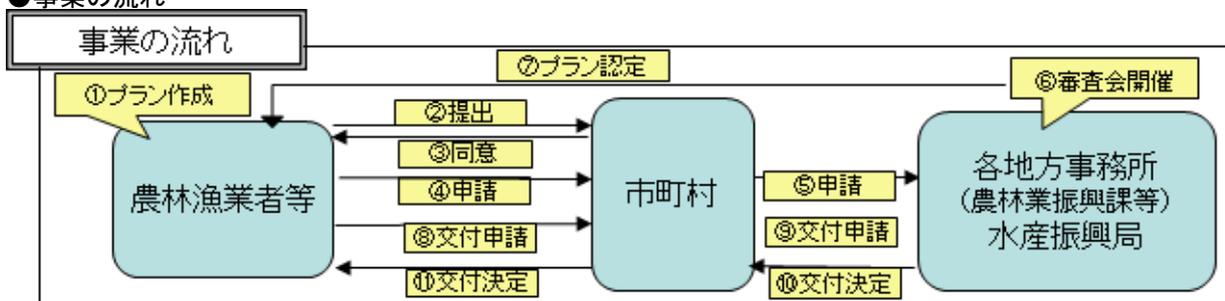
対象者 農林漁業者と連携する食品加工業者等

施策概要 農林漁業者と連携した(農商工連携)、県内農林水産物を原材料とする食品加工等の取り組みを支援します。

○支援内容

主な内容	農林漁業者と連携した食品加工等に必要な施設・機械整備の経費を支援 (土地代を除く、3万円以上のもの)
補助率	ハード 1/3 (県1/3、市町村任意) ※主な要件(1)に該当する事業は1/2を補助
県の単年度補助限度額	10,000千円 ※主な要件(3)に該当する事業は、15,000千円
主な要件	(1)補助金交付申請までに、原材料となる連携農林水産物(注)について仕入れ金額の50%以上を3年間、1戸以上の県内連携農林業者と安定的に取引する契約を締結する(水産物は除く)。 (2)プランの目標年において、連携農林水産物はすべて県産となるよう努める。(水産物にあっては、県内の産地市場を経由したものを含む) (3)国際認証取得又は県外加工から県内加工への切り替えにかかる施設整備は、補助率を向上させる。

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807
元気づくり総本部東部振興監東部振興課農商工連携チーム	0857-20-3654
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所地域振興局中部振興課農商工連携チーム	0858-23-3985
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所地域振興局農商工連携チーム	0859-31-9768
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006
水産振興局水産課	0857-26-7316

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/245964.htm>

名称

鳥取県食品加工施設整備補助金

施策対象

食品加工事業者等

施策主体

鳥取県

対象者

県内に事業所を有する食品産業事業者又は誘致企業

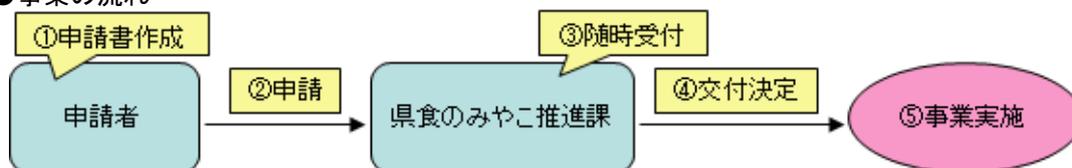
施策概要

農産物加工施設を新・増設する企業に対して、必要な施設・機械整備に係る経費の一部を助成します。

○支援内容

主な内容	農産物加工に係る施設・機械整備費の補助 (水産加工、畜産加工に係るものは除く)
補助率・補助上限額・補助期間	【補助率】ハード 1/3 【補助上限額】 35,000千円 【補助期間】 36月以内
補助対象経費	食品加工に係る施設・機械整備費 (ただし、工事請負費及び委託費については、県内事業者が施行を行ったものに限るが、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合については、この限りでない。)等 ※1 水産加工、畜産加工に係るものは除く ※2 事務用品は除く ※3 リース料も対象とする
補助要件	(1)鳥取県内に事業所を有する食品産業事業者又は誘致企業であること (2)新・増設する加工施設・機械設備は鳥取県内に整備すること (3)新・増設する加工施設・機械設備について次のいずれかを事業計画終了時において達成していること ①加工原料である農産物について仕入れ金額の30%以上を県内産とすること ②県内に事業所を有する事業者からの受託生産額割合を30%以上とすること (4)事業計画期間中に新・増設に係る加工施設について30,000千円以上の補助事業に関する投資をすること ※ただし、リースについては物件価格とする (5)事業計画終了時において補助事業に係る従業員を1人以上新規雇用すること (6)県内に不足している以下の加工形態を行う施設であること ①洗浄、皮むき、カット型 ②冷凍、そうざい型 ③粉末、乾燥型 ④搾汁、糖加型 ⑤飲料型 ※ただし、清酒生産は除くものとする ⑥酢醸造型 ⑦エキス抽出型 ⑧包装、パック、ボトリング型

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807

関連サイト

名称

おいしい鳥取PR推進事業費補助金

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

- (1) 農林業経営体又は漁業者
- (2) (1)で構成する任意組織(補助事業参加者である(1)が過半数以上を占めること。)
- (3) 県内の伝統的な加工食品を製造する小規模事業者、当該業種の事業者で構成する任意組織又は組合
- (4) 鳥取県内の農林水産物生産者と連携した食品を製造する小規模な食品加工製造事業者

施策概要

本県農林水産物及び農林水産加工品の県外への販路開拓・消費拡大の取組に対し支援します。
 ○県外消費者等と産地交流を行うツアーの開催などによる国内販路開拓
 ○見本市、商談会等への出席、試食販売など、国内販路開拓
 ○小売店における1月以上のテスト販売や複数回の試食販売による県外販路の定着化

○支援内容

1. 補助事業区分、事業実施主体、補助限度額及び補助率

事業区分	事業実施主体	限度額	補助率
消費者等交流事業	対象者(1)~(3)	150千円(任意組織又は組合で補助事業参加者が4構成者以上の場合は300千円)	1/2
販路開拓事業			
販路定着化事業	対象者(1)~(4)	200千円(任意組織又は組合で、補助事業参加者が4構成者以上の場合は400千円)	1/2

2. 事業区分及び補助対象経費

補助事業名	補助対象経費
消費者等交流事業	事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組みに要する経費。 <ul style="list-style-type: none"> ・県外の販売先等を通じて募集するなどした消費者と県内生産者の県内での交流(産地視察、農業体験、意見交換会等) ・シェフ等の産地視察に係る経費
販路開拓事業	事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組みに要する経費。ただし、アンテナショップ(とっとりおかやま新橋館)での取組は除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の小売店等とのタイアップによる販路拡大 ・複数団体の連携による共同PR、販売促進(県外団体との連携も含む) ・新たな流通確立のためのテストマーケティング ・展示会、商談会等への参加 ・商品PRイベント等の開催、多くの来場者が見込めるイベントへの出展
販路定着化事業	県外における販路開拓拠点(インショップ等)定着化の取組のために行う次の取組みに要する経費。ただし、アンテナショップ(とっとりおかやま新橋館)での取組は除く。原則として、既に一定の取引があり、その取引を定着・拡大するために行う取組に限る。 <ul style="list-style-type: none"> ・インショップ展開 ・同一店舗での1月以上のテスト販売、年4回以上の試食販売の実施

注1) 県内の伝統的な加工食品とは、酒造及び菓子、味噌、醤油等、地域に古くから伝わる伝統的な製造方法で作られている農林水産加工食品である。

注2) 小規模事業者とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定める、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者とする。

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7828

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=69491>

名称 物産展・県フェア及び見本市への出展支援

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 県内事業者

施策概要 県産品の販路開拓を推進するため、物産展・県フェアの開催や見本市への出展により県内事業者にもマッチング・情報交換の場を提供します。

○支援内容

1 物産展・県フェア、見本市への参加出展者旅費支援

県外で行われる鳥取県フェア等の催事(鳥取県又は鳥取県物産協会が関係しているもの)又は見本市等に出展する県内事業者に対して、出展に要する旅費又は臨時補助員人件費(見本市、商談会のみ)の一部を支援。(先着順、予算がなくなれば終了)(鳥取県物産協会へ事務委託)

(1)概要

ア 対象事業者:県内事業者

イ 支給回数:1事業者あたり年2回まで

ウ 対象となる催事:県のPR効果が高い催事(概ね3日間以上の催事で県内から5社以上の事業者が参加する催事)

エ その他

・他に国・県・市町村等から補助を受けている場合は、旅費支援対象者に該当しないものとする。

・旅費支援事業に従事する者を鳥取県内から派遣する場合には限る。

・催事等への出展が3日以上であること(準備等は含まない)。

(2)旅費支援金額(1名分)

催事開催地	3日間	4日以上
北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県	30,000円	40,000円
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、新潟県、沖縄県	20,000円	30,000円
上記以外の都道府県	10,000円	20,000円

※催事場所までの交通手段・宿泊場所を問わず、催事等の開催日数に応じて定額とする。

※事業所所在地から催事開催地までの距離が100km未満の場合は支給対象外とする。

※ピーコックストア千里中央店鳥取県フェアは除く。

(3)臨時補助員人件費支援 実費(上限10,000円/日)※請求時に領収書の写しを添付すること。

(4)支払方法、問合せ先

助成を希望する事業者は、出展終了後、(一社)鳥取県物産協会宛てに書類を送り、請求してください。先着順ですので、予算がなくなれば助成も終了となります。

【提出書類】

・請求書(書式エクセルデータ)・・・捺印のある原本

・宣伝補助員に要した経費の支払証拠書類(領収書等支払金額がわかるもの)

(注)出展した催事によっては、催事の実施内容等がわかるものを提出していただくことがあります。

2 物産展・県フェアの開催

・百貨店、量販店(銀座三越、大丸松坂屋高槻店等を予定)※物産協会自主事業を除く

・ホテル、飲食店等(大都市圏3店舗程度)

3 県外見本市への参加

・スーパーマーケット・トレードショー(2月、幕張メッセ)

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7767
(一社)鳥取県物産協会	0857-29-0021

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/262984.htm>

名称

「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業費補助金

施策対象

企業、生産者団体等

施策主体

鳥取県

対象者

県産農林水産物等の輸出に取り組む県内事業者

施策概要

鳥取県の農林水産業及び食品製造業の振興を図るため、鳥取県内で生産された農林水産物及びその加工品の輸出活動を支援します。

○支援内容

補助事業	<p>県産農林水産物等の輸出促進のために行う以下の事業</p> <p>①海外での販売促進活動(商談も含む)</p> <p>②物流実験</p> <p>③海外での市場調査活動 対象国に輸出実績がなく、かつ、対象国について県及び鳥取県産業振興機構の補助金を活用したことのない補助事業者の初年度の活動を 対象とする。</p> <p>④海外バイヤー招聘活動 対象国に正規の輸出ルートを持つ補助事業者が、海外バイヤーを鳥取県内に招聘し、産地視察又は工場視 察等を通じた商談を行う場合 に対象とする。</p> <p>⑤県主催事業への出展等</p> <p>※④を除き補助事業者の渡航を伴うものに限る。 ※一事業は渡航又は招聘ごととする。</p>
事業主体	県産農林水産物等の輸出に取り組む県内事業者
補助事業に要する経費	旅費、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、会場使用料・出展料、その他使用料及び賃借料、試食・商品サンプル費
補助率	<p>1/2以内(県費1/2以内)</p> <p>ただし、本補助金の活用が通算6年度以上の事業者は1/3以内(県費1/3以内) (知事が別に定める事業を実施する場合を除く)</p> <p>※ただし、国の補助等を併用する場合は、該当補助率をもとに算定した額から国の補助金等の交付額を差し引いた額を上限とする。</p>
補助上限	4,000千円/年度

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7963

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/237651.htm>

名称 「食のみやこ鳥取県」マーク推奨事業

施策対象 企業

施策主体 鳥取県

対象者 「食のみやこ鳥取県」推進サポーター、とっとり県産品“鳥取物がたり”登録事業者、認証食品業者で従業員20人以下の企業

施策概要 「食のみやこ鳥取県」推進サポーター事業者、とっとり県産品の登録事業者、鳥取県ふるさと認証食品を持つ事業者が、各事業のロゴマークを入れた商品パッケージを作成する経費を支援します。

○支援内容

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 以下のマーク活用に係る商品パッケージ・出荷資材版下作成、ロゴマーク入りシール作成経費 (1)「食のみやこ鳥取県」ロゴマーク (2)“鳥取物がたり”ロゴマーク (3)鳥取県ふるさと認証食品マーク
補助率及び補助金額等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助率：補助対象経費の1/2 (2) 補助金額：1事業者つき、事業年度や商品数にかかわらず、補助金額の合計150千円を限度

【参考】

「ふるさと認証食品」とは	<ul style="list-style-type: none"> 県内の工場で製造された加工食品で、原則として食品添加物を使用していない次に掲げるいずれかのもの。 (1)原材料に鳥取県産の農林水産物を用いている加工食品 (2)地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品 (3)鳥取県独自の新技术を用いて作られている加工食品 <p>http://www.pref.tottori.lg.jp/178533.htm</p>
「鳥取物がたり」とは	<ul style="list-style-type: none"> (1)県内において生産若しくは製造加工された産品 (2)県外において生産若しくは製造加工された産品であって産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産又は伝承されているもの。 <p>http://www.pref.tottori.lg.jp/item/852435.htm</p>

問合せ先

担当部署	電話
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7853

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=192844>

名称

食のみやこ鳥取県づくり支援交付金

施策対象

民間団体、グループ、直売所(JA等)、道の駅等

施策主体

鳥取県

対象者

鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品開発、ブランド化推進に取り組む県内外の民間団体、任意グループ等
募集期間
1次募集 平成31年2月15日(金)～同年3月15日(金)
2次募集 平成31年6月中旬～同年7月中旬(予定)

施策概要

食のみやこ鳥取県のイメージアップ及び県産品のブランド化、名物料理開発による地域振興等、食のみやこ鳥取県につながる活動を幅広く支援します。

○支援内容

交付対象経費	事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費 (ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、備品購入費は除く)
--------	---

1 一般枠・コンベンションPR枠・直売所連携魅力アップ枠

1 事業の内容	<p><一般枠>食のみやこ鳥取県のイメージアップのための情報発信やブランド化の推進、特産品開発、名物料理づくり等、食を切り口にした産業振興、地域振興に資する取組み</p> <p><コンベンションPR枠>全国規模スポーツ大会、コンベンション等に参加する県外からの来県者に対し、「食のみやこ鳥取県」をPRする民間等の取組</p> <p><直売所連携魅力アップ枠>県内の複数の直売所の連携による魅力向上や活性化に向けた取組</p>
2 交付対象者	民間団体、グループ、直売所(JA等)、道の駅等(※市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体、個別企業等は対象外です。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者とします。また構成員のうち、県外事業者等が含まれる場合は、構成員の1/2未満とします。)
3 交付率	1/2以内
4 交付金上限額	<p><一般枠>上限額2,000千円 ただし、県内における中国ブロック以上の規模で開催するイベントで、かつ見込まれる集客が1万人以上の場合、交付限度額を4,000千円とする。</p> <p><コンベンションPR枠> 上限額250千円</p> <p><直売所連携魅力アップ枠>上限額500千円</p>

2 特別枠

1 事業の内容	食のみやこ鳥取県のイメージアップのため、食の美味しさ、楽しさの発信や文化的側面などに着目した営利を目的としない取組み
2 交付対象者	民間団体、グループ、企業、個人等(※市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体は交付対象外です)
3 交付率	10/10以内
4 交付金上限額	上限額250千円

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7853

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/178541.htm>

名称 とっとりオリジナルメニューづくり支援事業**施策対象** 企業**施策主体** 鳥取県**対象者**

県内の農村レストラン、旅館、ホテル、道の駅の飲食店事業者、「食のみやこ鳥取県」推進サポーター(飲食店で県産農林水産物の使用割合が5割以上のメニューを開発するサポーターに限る。) ※ジビエメニューの場合は、飲食店以外のサポーター、ジビエ振興に取り組む任意団体等を対象とする。

施策概要

地元食材を使った料理の開発(ジビエ料理を含みます)・PR活動を支援します。

○支援内容

補助対象事業	1 主として県産農林水産物及び県産ジビエ(野生鳥獣肉)を使用した料理の開発 2 成功事例の視察研修の実施 3 消費者を対象としたモニタリングの実施 4 マスコミへの開発した料理についての資料の提供 5 開発した料理のPR 6 その他目的達成に必要な事業 ※上記のうち、1、3及び4は必ず実施してください。
補助率及び補助金額等	(1) 補助率: 補助対象経費の1/2 (2) 補助限度額: 25万円/1事業者
補助対象経費	試作材料費、旅費、食糧費、謝金、試食品代金、PR資材作成費等

問合せ先

担当部署	電話
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7853

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178538>

名称 鳥取県有機・特別栽培農産物等総合支援事業

施策対象 農業者

施策主体 鳥取県

対象者 有機JAS認証事業者、鳥取県特別栽培農産物認証事業者、新たに鳥取県特別栽培農産物認証を取得予定の事業者

施策概要 有機農産物及び特別栽培農産物の生産振興を図るため生産、販売並びに消費者交流などに積極的に取り組む実践農家に対して支援する。

○支援内容

(1)有機・特別栽培農産物生産技術支援事業

支援内容	有機的管理で使用する機器購入費、有機・特別栽培の技術習得のために必要な経費について支援
補助率	機器購入費は事業費の1/3以内(県費のみ・補助金上限は総額30万円) その他経費は事業費の1/2以内(県費のみ・補助金上限は個人10万円、法人・団体は30万円)

(2)消費者交流・マッチング支援事業

支援内容	イベント等での消費者交流、市場調査、販路開拓、制度PRを行うために必要な経費について支援
補助率	事業費の1/2以内(県費のみ・補助金上限は個人10万円、法人・団体は30万円)

主な要件

有機・特別栽培農産物生産技術支援事業においては、機器購入又は技術習得が、次に掲げるいずれかの取組みに結びつくものであること

- (1)新たに鳥取県特別栽培農産物認証を取得すること
- (2)有機認証申請面積又は鳥取県特別栽培農産物認証申請面積を拡大させること
- (3)鳥取県特別栽培農産物における節減対象農薬の削減割合を向上させること
- (4)法人又は団体における有機・特別栽培農産物の栽培に係る構成員を増やすこと

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7415
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3274
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63864>

名称 環境保全型農業直接支払対策事業

施策対象 農業者等

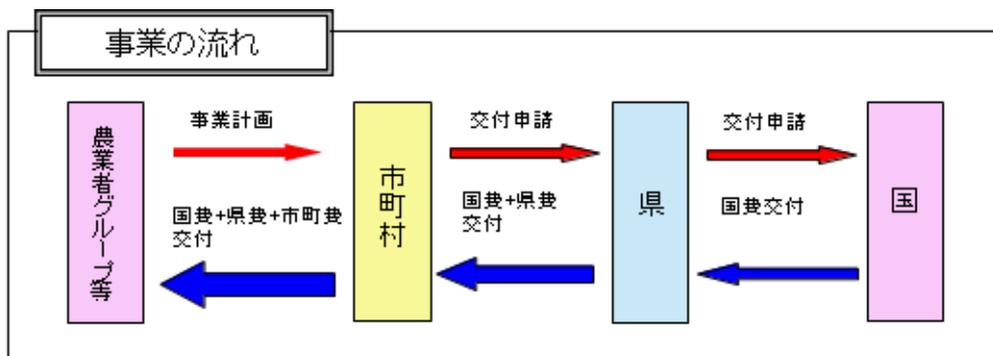
施策主体 鳥取県、市町村

対象者 販売を目的として生産を行う農業者団体(法人を含む)、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループ

施策概要 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農業者等の取組面積に対し、直接支援する。

○支援の内容

補助金額・補助率	<p>全国共通取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑肥の作付け 8,000円/10a ・堆肥の施用 4,400円/10a ・有機農業の取組 8,000円/10a (ただし、そば等雑穀、飼料作物は3,000円/10a) <p>地域特認取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リビングマルチ・草生栽培 8,000円/10a ・冬期湛水管理 4,000～8,000円/10a <p>国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 (配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。)</p>
主な要件	<p>○国際水準GAPIに取り組むこと。 (指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。)</p> <p>○推進活動の実施</p>



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7336
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3172
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665

関連サイト

名称

農地・農業用施設災害復旧事業

施策対象

市町村、土地改良区、農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

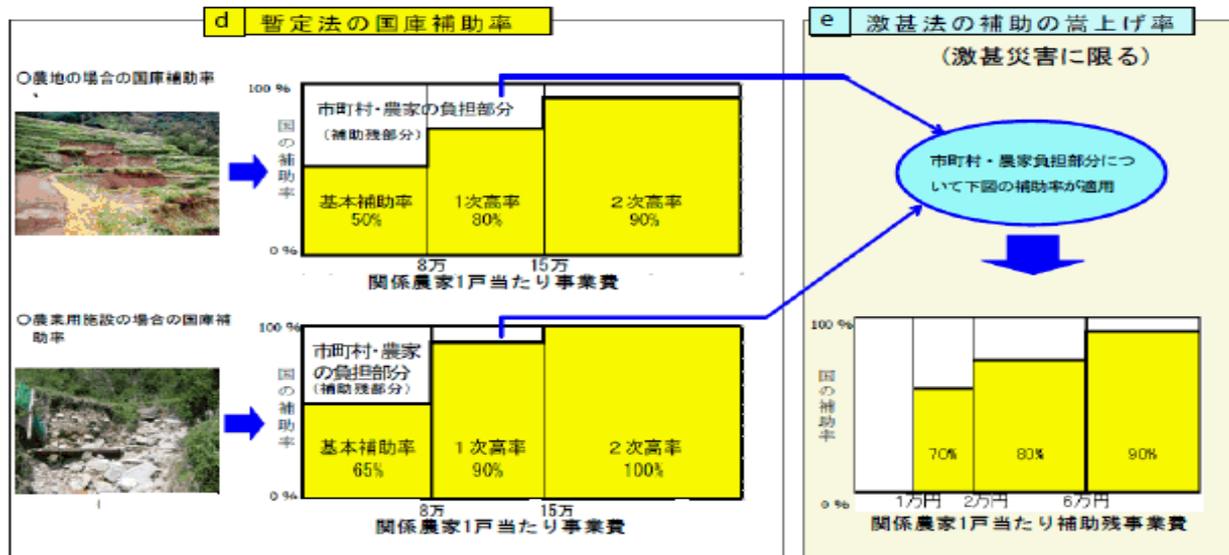
市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合

施策概要

暴風、豪雨、高潮、地震などにより被災した農地や農業用施設を原形に復旧する。

○支援の内容

対象となる施設	a)農地とは耕作の目的に供される土地をいい、現に肥培管理を行っているもの、及び耕作しようとするば直ちに農地として使用できる休耕地等を対象とする。 b)農業用施設とは、ため池、頭首工、用・排水路、揚水機等のかんがい排水施設、農業用道路並びに農地または農作物の災害を防止するため必要な施設を指す。
対象となる災害原因	a)雨量…最大24時間雨量80mm以上又は時間雨量は20mm以上 b)風速…最大風速15m/sec以上 c)洪水…その地点の水位が警戒水位以上。 d)地震…特に震度を定めていません。 e)融雪出水…気温の急上昇による雪解けによる出水。
国庫補助	a)対象となる災害復旧事業は、1箇所の工事の費用が40万円以上。 b)農業用施設は、受益戸数が2戸以上が条件。 c)基本補助率は、農地:50%、農業用施設:65%。 d)関係農家1戸当たりの事業費が多くなれば補助率の嵩上げがあります。 e)激甚災害に指定された場合は、上記の嵩上げ後の補助残の事業費(市町村・農家の負担分)に応じてさらに補助率の嵩上げがあります。 f)農道や水路などの機能確保のための仮設的な工事は、事業主体の判断で応急仮工事が実施できます。実施1箇所当たり20万円以上で仮工事を除く事業費が40万円以上が国庫補助の対象。 g)災害復旧事業の要件に該当するもので、農道や水路の機能確保のために緊急に災害復旧工事の一部又は全部に着工したい場合は、農政局の承認を得て査定の前に着工(応急本工事)が可能。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7325
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3573
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3172
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9671

関連サイト

名称 農地を守る直接支払事業

施策対象 農業者等

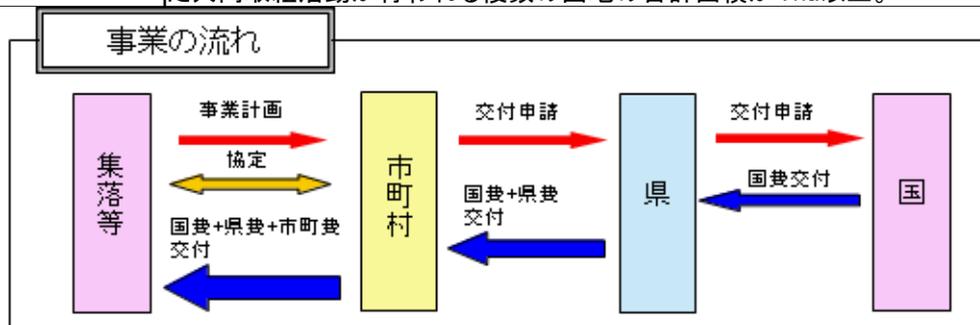
施策主体 鳥取県、市町村

対象者 市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続けることを約束した集落の農業者等

施策概要 特定農山村法や山村振興法等の法律で指定された地域や知事が特に指定する地域について、農用地の農地区分や傾斜に応じて交付金を交付する。

○支援の内容

補助金額補助率	<10a当たり交付単価(円)>		
		急傾斜	緩傾斜
	田	21,000	8,000
	畑	11,500	3,500
	採草放牧地	1,000	300
	① 農業生産活動を継続するための基礎的な活動(上記単価の8割を交付) 例:耕作放棄の防止、水路、農道等の管理、周辺林地の管理等 ② ①に加えて将来に向けて農業生産活動を継続するためのより前向きな取組(上記単価の10割を交付) 例:機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、農産物の加工・販売 ③ ②に取り組む集落が、複数集落で広域協定を締結する場合、3,000円/10a加算、小規模・高齢化集落の農用地を維持した場合、4,500円/10a加算 ④ 超急傾斜地の農用地の保全・活用に取り組む場合、6,000円/10a加算 補助率：国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 (特認地域は全て1/3)		
主な要件	「農業振興地域の整備に関する法律」において定める「農用地区域」内の農用地で、傾斜基準等を満足する農用地が1ha以上まとまって存在もしくは集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上。		



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7336
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3172
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665

関連サイト

名称

しっかり守る農林基盤交付金

施策対象

市町村、農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

市町村

施策概要

小規模な農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に要する経費を市町村に助成し、優良農林地の維持・保全を支援する

○支援内容

主な要件	<p>対象事業は、次に掲げる事業を除いた事業。</p> <p>①当該事業にその市町村の一般財源が一切充当されない事業</p> <p>②当該事業に本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業</p> <p>③受益者の数が1以下である事業(知事が別に定める場合を除く)</p> <p>※知事が別に定める場合の「意欲的な農林業者」には災害復旧を行い営農を続ける者を含めても良い。</p> <p>④国の補助を受けて行う事業に係る採択基準を満たしている事業</p>
補助率	<p>1 市町村事業費の1/2以内 (市町村事業費=全体事業費-受益者負担事業費)</p> <p>以下のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村負担率が、市町村交付金で農林基盤の整備に適用した負担率未満の場合 ・市町村交付金で実績がない事業で、受益者負担率が2割を超える場合 ・災害復旧交付額による災害復旧の場合 <p>2 市町村交付金時の市町村負担率+受益者負担軽減率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村負担率が、市町村交付金で農林基盤の整備に適用した負担率以上の場合 ※上限1/2 <p>3 全体事業費の1/2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村交付金で実績がない事業で、農家負担率が2割以下の場合

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7326
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3573
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3171
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9663

関連サイト



名称	農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金				
施策対象	農業者等				
施策主体	日本政策金融公庫(農林水産事業)				
対象者	①土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む者 ②5割法人・団体(構成員又は資本金等の過半を農業者が占めている法人・団体) ③農業振興法人				
施策概要	●農業基盤整備資金 農地・牧野の新設、改良、造成及び復旧にかかる事業に対し、低金利での資金貸付を行う。 ●担い手育成農地集積資金 農用地集積を条件とする経営体育成促進事業等に対し、無利子での資金貸付を行う。当該資金は単独ではなく農業基盤整備資金との組み合わせによって融資を受ける。				
問合せ先	<table border="1"><thead><tr><th>担当部署</th><th>電話番号</th></tr></thead><tbody><tr><td>日本政策金融公庫 鳥取支店 農林水産事業</td><td>0857-20-2151</td></tr></tbody></table>	担当部署	電話番号	日本政策金融公庫 鳥取支店 農林水産事業	0857-20-2151
担当部署	電話番号				
日本政策金融公庫 鳥取支店 農林水産事業	0857-20-2151				
関連サイト	http://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/kiban_shikin/				

名称 土地改良施設維持管理適正化事業

施策対象 土地改良区、土地改良区連合、市町等の土地改良施設管理団体

施策主体 鳥取県

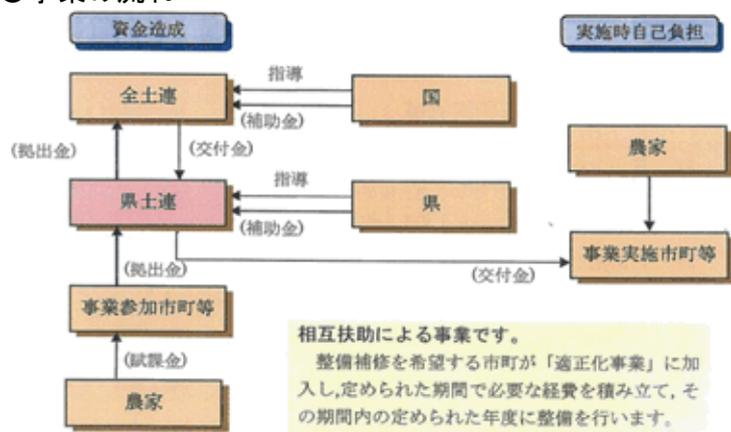
対象者 鳥取県土地改良事業団体連合会

施策概要 団体営規模以上の事業により造成された施設(ダム、頭首工、揚排水機、樋門、水門、ため池、水路、畑かん施設)の機能保持と耐用年数を確保する。

○支援の内容

主な要件	適正化事業を実施する施設について、地方連合会の診断・管理指導を受けるか、県等による機能診断に基づく機能保全計画において、施設の部分的な整備補修が必要とされている必要があります。 また、1地区当たりの年事業費は200万円以上である必要があります。
補助率	ハード 6/10(国費3/10、県費3/10)、 事業主体4/10(うち、3/10は5年間で積立、1/10は事業実施年度に拠出)

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7334
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3168
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9668

関連サイト

名称

多面的機能支払交付金事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

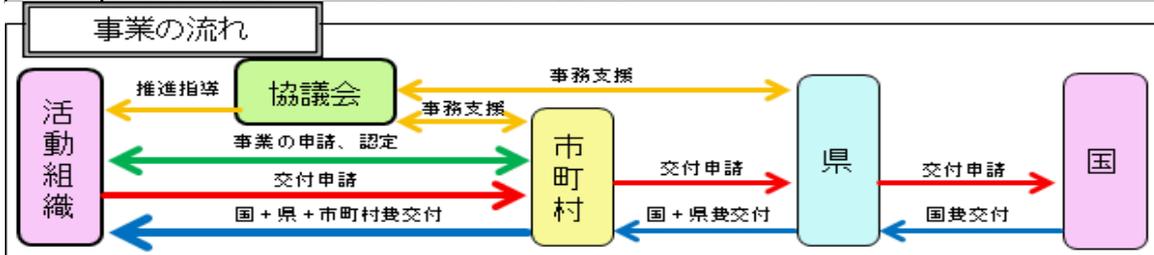
多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した活動組織等。ただし、農地維持支払において農業者のみの組織でも取組可能。

施策概要

地域住民が将来の農地や水路などを保全するための保全管理構想を策定することを前提に、地域全体で行う農地や農業用水等の地域資源の保全・向上活動を支援する。

○支援の内容

支援内容	<p>農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の長寿命化のための補修・更新の取組みに必要な経費を支援する。</p> <p>①農地維持支払を交付するのに要する経費 ②資源向上支払(共同活動)を交付するのに要する経費 ③資源向上支払(長寿命化)を交付するのに要する経費</p>
補助率、補助上限	<p><10a当たり交付単価(円)></p> <p>①農地維持支払…基本交付単価：水田3,000円/10a、畑2,000円/10a ①に加えて既存活動組織が小規模集落を取り込み、保全管理を行う場合、田1,000円/10a、畑600円/10a加算 *小規模集落とは集落内の総農家戸数が10戸以下の集落</p> <p>②資源向上支払(共同活動)…基本交付単価：水田2,400円/10a、畑1,440円/10a ②に加えて ・多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合、田400円/10a、畑240円/10a加算 ・上記に加え構成員のうち非農業者等が占める割合が4割以上かつ実践活動に構成員の8割以上が毎年度参加する場合、田800円/10a、畑480円/10a加算</p> <p>③資源向上支払(長寿命化)…基本交付単価：水田4,400円/10a、畑2,000円/10a ・補助率：国 1/2 県 1/4 市町村 1/4</p>
主な要件	<p>①農地維持支払【農業者のみ、又は農業者以外の地域住民を含む組織】 ・畦畔の草刈り、水路の泥上げ等の地域資源の基礎的保全活動 ・今後の地域の農業のあり方を検討した地域資源保全管理構想の作成</p> <p>②資源向上支払(共同活動)【農業者以外の地域住民を含む組織】 ・水路や農道等の軽微な補修、植栽等による農村環境保全活動</p> <p>③資源向上支払(長寿命化)【農業者のみ、又は農業者以外の地域住民を含む組織】 ・水路や農道、ため池等の地域資源の長寿命化のための活動</p>



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7334
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3172
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665

関連サイト

名称

ため池防災減災対策推進事業

施策対象

市町、集落、土地改良区、事業申請人

施策主体

鳥取県

対象者

市町、集落、土地改良区、事業申請人

施策概要

農村地域の防災力向上を図るため、ため池の調査点検やハザードマップの作成、ため池の廃止や浚渫等の保全対策、工事負担金の軽減などハード・ソフト両面から、ため池の防災・減災対策を総合的に実施する。

<事業の概要>

(1)調査推進事業

区分	事業内容	事業主体	補助率
ため池点検	ため池の防災・減災対策を計画的に推進するために調査点検を行う。	市町	市町村事業費の1/2以内(市町村事業費=全体事業費-受益者負担事業費)但し、ため池防災訓練支援の県補助上限は10万円
ため池ハザードマップ作成	ため池が決壊した場合の浸水被害想定図を基に、関係住民によるワークショップを実施し、初動体制や避難ルートの検討等を行う場合に経費を支援。		
ため池防災・減災システム整備	管理者にため池の水位上昇を知らせるためのシステム等を整備。	市町、集落、土地改良区	
ため池防災訓練支援	ため池ハザードマップに基づいた防災訓練等の実施に要する経費を支援。		

(2)保全対策事業

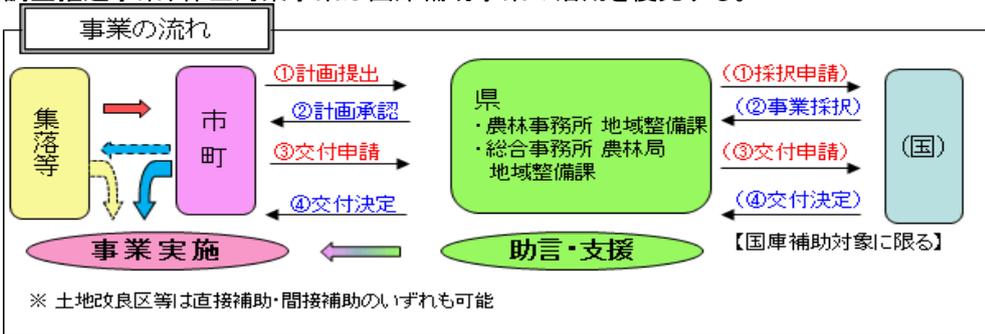
区分	事業内容	事業主体	補助率
旧農業用ため池廃止	不要なため池の中で、決壊した場合に人家・人命等に影響があるものを対象に、貯水機能を廃止する。	市町、集落、土地改良区	市町村事業費の1/2以内(市町村事業費=全体事業費-受益者負担事業費)但し、ため池浚渫の県補助上限は400万円
ため池管理道整備	ため池の管理に必要とされる道路を新設・改良する。		
ため池浚渫	日本型直接支払等による維持管理体制の強化を前提に、堆積土の除去を行う。		

(3)ため池整備推進交付金

区分	事業内容	事業主体
ため池整備推進交付金	農家1戸当たりの工事負担金が10万円を超える場合に、10万円を超える部分に対し、漸増方式で助成する。平成27~31年度までの採択地区に限る。	事業申請人

<主な要件>

事業実施期間は平成27~31年度まで。
調査推進事業、保全対策事業は国庫補助事業の活用を優先する。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部 農地・水保全課	0857-26-7323
農林水産部 東部農林事務所 地域整備課	0857-20-3573
中部総合事務所 農林局 地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所 農林局 地域整備課	0859-31-9665

関連サイト

名称

鳥取県鳥獣被害総合対策事業補助金

施策対象

野生鳥獣による農林水産物等への被害を減少させるため、鳥獣被害に強い集落づくりの推進、侵入防止柵の設置や有害鳥獣捕獲等を支援する。

施策主体

県、市町村

対象者

集落等、市町村、農協等（農業協同組合、森林組合、2戸以上の農業者等で組織する任意の組織、認定農業者）、市町村や農協及び猟友会等で組織する地域協議会

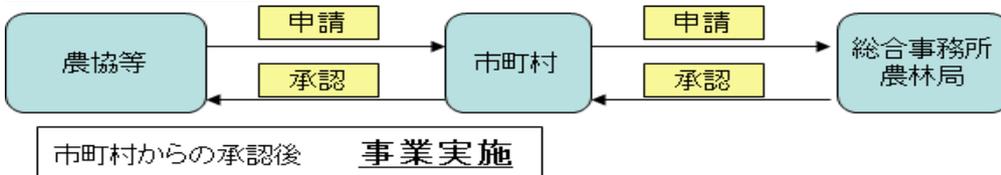
施策概要

- 鳥獣被害に強い集落づくりの推進
- 侵入を防ぐ対策：侵入防止柵等の設置、追い払い用具の導入
- 個体数を減らす対策：有害鳥獣捕獲に係る活動費、捕獲従事者養成に係る経費、捕獲奨励金
- 周辺環境を改善する対策：鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して行う緩衝帯等の設置

○支援内容

区分	事業内容	事業実施主体	補助率
地域づくり推進支援事業	地域ぐるみで行う鳥獣に強い集落づくりのための取り組み（現地調査、研修会、検討会、餌付け要因の除去、藪の刈払い、侵入防止柵の見回り・修繕等）	農協等のうち、自治会及び農業者等の組織する団体	県1/2、市町村1/2（県補助限度額150千円/団体）
侵入を防ぐ対策	侵入防止柵等の設置、追い払い用具の導入等	市町村協議会農協等	事業費の2/3を補助（県1/3、市町村1/3）
個体数を減らす対策	有害鳥獣捕獲に係る活動費、捕獲従事者養成に係る経費捕獲奨励金	市町村	県1/2、市町村1/2（県補助上限単価） イノシシ・シカ（猟期外）・アライグマ：5千円 シカ（猟期）：2.5千円 ヌートリア：1.5千円
周辺環境を改善する対策	鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して行う緩衝帯等の設置	協議会	事業費の1/2を補助（県1/4、市町村1/4）

事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部鳥獣対策センター	0858-72-3821
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3821（鳥獣対策センター）
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

名称

鳥獣被害防止総合対策交付金(国庫事業)

施策対象

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援する。

施策主体

県、市町村

対象者

市町村、農林業関係団体(農協、農業共済、森林組合、漁業協同組合)、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される協議会

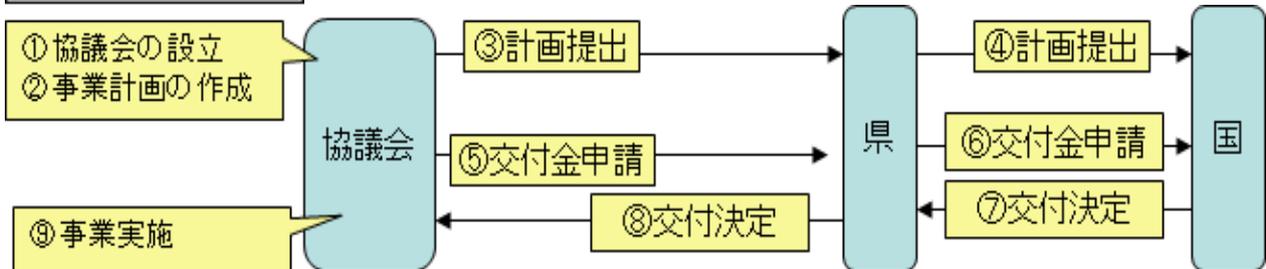
施策概要

- 推進事業(ソフト)
発信器を活用した生息調査、捕獲機材の導入、放任果樹の除去、緩衝帯の整備、捕獲に関する専門家の育成支援等
- 整備事業(ハード)
侵入防止柵の整備、捕獲鳥獣の処理加工施設・焼却施設の整備等

○支援内容

区分	事業内容	事業実施主体	補助率
整備事業(ハード)	・侵入防止柵等の被害防止施設 ・捕獲鳥獣の処理加工施設(解体処理施設・焼却施設) ・捕獲技術高度化施設(射撃場)	地域協議会(市町村、農林漁業団体、猟友会等で構成)又は市町村等	1/2又は定額 5法指定地域は55/100以内 ※侵入防止柵の設置を自力で行う場合は資材費相当分を定額補助
推進事業(ソフト)	・捕獲機材の導入 ・緩衝帯の設置 ・講習会・調査、捕獲に関する専門家の育成支援等	地域協議会	1/2又は定額 ※但し、1/2補助の適用で緩衝帯整備等を行う場合は、県・市町村が嵩上げ(各1/4負担)を行うため地元負担はなし
緊急捕獲事業(ソフト)	・ニホンジカに係る捕獲活動経費等	地域協議会又は市町村	定額

事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部鳥獣対策センター	0858-72-3821
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3821 (鳥獣対策センター)
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

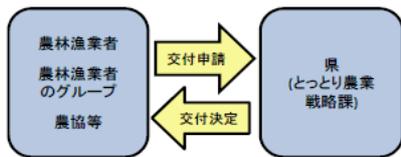
名称	農山漁村滞在促進事業(農林漁業者が進める農泊チャレンジ支援事業)
施策対象	農林漁業者等
施策主体	鳥取県、市町村
対象者	県外や国外からの観光誘客を目的に農山漁村体験等の受入を試行的に行う農林漁業者等
施策概要	農山漁村が有する地域資源を活用し、国内外からの観光誘客による所得向上と地域活性化を目指すことを目的に、農林漁業者による試行的な農泊(農山漁村滞在型観光)の取組を支援します。

●支援の内容

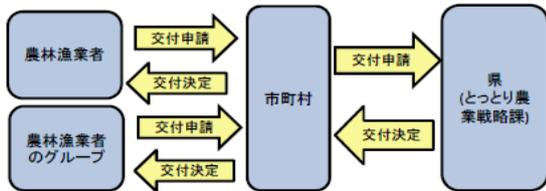
支援の内容	農林漁業者が行う次の取組に係る経費を支援します。 1.お試し農山漁村体験受入支援 農作業体験や農家民泊など、農山漁村体験の受入を試行的に行う場合に必要な、レンタル備品や消耗品等の購入、視察研修等に要する経費 2.試行的なインバウンド対応支援 観光農園等へ外国人観光客を試行的に受け入れる場合に必要な通訳や翻訳、パンフレット等、外国語案内ツール作成に要する経費
補助率	県1/2 (市町村のかさ上げは任意)
補助上限額	150千円

●事業の流れ

■パターン1(県から直接補助金を交付する場合)



■パターン2(市町村を通じて補助金を交付する場合)



問合せ先	担当部署	電話番号
	鳥取県農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課	0857-26-7589

関連サイト	https://www.pref.tottori.lg.jp/283869.htm
--------------	---

名称 農山漁村滞在促進事業(観光客の心に響く滞在型地域創造事業)

施策対象 農林漁業者等

施策主体 鳥取県、市町村

対象者 宿泊事業者(*1)、民泊推進協議会(*2)、市町村
 *1:農家の自宅等を活用して農山漁村等地域における自然・伝統等の観光素材と組み合わせた体験を提供する宿泊施設を開業する者または既に開業している者
 *2:鳥取県内の周辺地域で教育旅行等の民泊受入れに取り組み2者以上(個人含む)で構成される連携事業者

施策概要 特色ある宿泊体験を中心に農山漁村における地域資源を活用したコンテンツ(観光素材)づくりや、これら結びつけた魅力ある滞在エリアの創造を支援します。

●支援の内容

内容	補助対象経費	補助率等	審査会による計画承認
①魅力ある滞在宿泊体験メニュー創造事業	宿泊施設を開業する際の許認可申請等に要する経費、提供する特色ある商品の開発に要する経費、開業及び利用客拡大に伴う宣伝費等	【事業実施主体】宿泊事業者 【補助率】2/3(県費のみ) 【補助上限額】500千円	必要
②魅力ある滞在エリア創造支援事業	民泊受入家庭確保のための掘り起こし活動等に要する経費等	【事業実施主体】民泊推進協議会 【補助率】2/3(県費のみ) 【補助上限額】600千円	必要
③伝統的な農山漁村生活体験等を提供するための宿泊施設等(古民家等)の整備 ※市町村を通じた間接補助	施設の内装や外装の改修、宿泊者が利用する風呂、トイレ等の改修等に係る経費等(宿泊者専用の設備・器具に限る)	【事業実施主体】 ①、②の内容に取り組む 宿泊事業者および民泊推進協議会 【補助率】1/2 (県費1/3、市町村1/6以上) 【補助上限額】県2,000千円	必要
④農山漁村における体験メニューを提供(教育旅行等)する宿泊施設等の整備 ※市町村を通じた間接補助	宿泊者が利用する浴室、台所、トイレ等の改修及び施設のバリアフリー化に要する経費等	【事業実施主体】 宿泊事業者または民泊推進協議会 【補助率】1/2 (県費1/3、市町村1/6以上) 【補助上限額】県200千円	不要

●募集期間等

- 【①～③】 別途通知する期間
- 【④】 随時受付け

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監とつとり農業戦略課	0857-26-7589
観光交流局観光戦略課	0857-26-7273
元気づくり総本部東部振興監東部振興課	0857-20-3663
中部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム	0858-23-3298
西部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム	0859-31-9606
西部総合事務所日野振興センター地域振興課	0859-72-2080

関連サイト

名称

みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業

施策対象

施策主体

県

対象者

市町、市町が認める広域的運営組織、集落、農商工団体、NPO、個人事業者、企業、組合等

施策概要

【事業の目的】

中山間地域において生活する人々が、安心して暮らせるような地域が活性化するための取組や地域資源を活用した地域課題解決の取組、住民同士の支え合いの取組等に対して支援する。

【支援の内容】

地域活性化支援(特産物育成、交流施設等整備)、地域コミュニティビジネス支援(加工品製造施設、農家レストラン等整備)、自然災害対策、遊休施設活用などの取組に必要な経費を支援する。

【補助金額・補助率】

○補助率

事業費の1/2~1/3又は定額を補助する。(市町村任意又は1/6~1/3)

○補助上限額

ソフト1,000千円

ハード3,000千円

(自然災害対策500千円、遊休施設活用10,000千円)

【主な要件】

①条例・規則で定める中山間地域等で実施され、地域住民が参加して住民のコミュニティの活性化を図る取組であること。

②地域活性化支援の対象は、地域の伝統文化の伝承、景観・環境の保全、都市部との交流、地域産業の掘起しなど地域の誇りを再生・発展させる取組であること

③コミュニティビジネス支援の対象は、地域資源を活用した取組であって地域の活性化が目的であること

問合せ先

担当部署	電話
元気づくり総本部元気づくり推進局とっとり暮らし支援課	0857-26-7129
元気づくり総本部東部振興監東部振興課	0857-20-3663
中部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム	0858-23-3298
西部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム	0859-31-9606
西部総合事務所日野振興センター地域振興課	0859-72-2080

関連サイト



名称 若者定住等による集落活性化総合対策事業

施策対象

施策主体 県

対象者 市町を通じた間接補助(小規模高齢化集落及び小規模高齢化集落に準じる集落、小規模高齢化集落を含む広域的な組織、IUターン者等)

施策概要

【事業の目的】
小規模高齢化集落の限界化に歯止めをかけ、将来に向けてその解消を図るため、将来の集落を担う移住者を確保するとともに、小規模高齢化集落を含む地域が一体となって居住環境の整備や農林業等の生活基盤の改善に向けた取組を支援する。

【主な支援の内容】

- ①地域活性化に向けた地域プラン策定支援
- ②地域の維持活動や活性化に向けた取組支援
 - ・里地里山の再生に向けた取組(農林地の保全対策、景観向上対策、鳥獣被害対策等)
 - ・地域活性化対策に係る取組支援(地域資源を活用したコミュニティビジネスや起業支援、伝統文化・行事の継承の取組等)
 - ・集落内の空き家の除去(集落内に放置されている空き家の除去)
- ③IUターン者への直接・間接支援
 - ・奨励金(250万円/人、最大3年)
 - ・住宅取得支援(購入・改修経費、家賃補助)
 - ・農林業機械の購入、施設の取得経費支援(上記の住宅取得と合算して上限250万円)
 - ・子どもの出産祝金(5万円/人・定額)
 - ・高校生通学支援(上限2万円/月)
 - ・奨学金返済の補填給付

【補助率】
市町負担経費の2/3を支援(②は既存事業の補助率の嵩上げ:補助率2/3を上限)

問合せ先	担当部署	電話
	元気づくり総本部元気づくり推進局とっとり暮らし支援課	0857-26-7129

関連サイト

名称 中山間地域集落活動支援事業

施策対象

施策主体

県

対象者

個人、団体、NPO(法人格の有無を問わない)、その他任意組織
(学生グループ、地域住民組織等)

施策概要

[対象経費]
・中山間地域の集落等で行う安全・安心な暮らしづくり支援、地域づくり支援の取組に係る経費
・その他補助事業を実施するために必要と県が認める経費

取組みの例>>>

- ・集落で行う草刈り、雪かき、井手さらい、伝統行事の手伝い
- ・集落で行うフィールドワーク、住民との交流、地域課題や活性化への提言

[補助率]

1/2(県費のみ)

※小規模高齢化集落等※を中心とした取組の場合は10/10

※小規模高齢化集落等について、詳しくはお問い合わせください。

[限度額] 1団体あたり300千円

[その他]

- ・団体の運営に係る経常的な経費、人件費、構成員に対する個人給付的な経費、食糧費(事業実施に不可欠なものを除く)等は除きます。
- ・実施主体が、同一集落で行う取組は3年間を限度とします。
- ・取組を行う集落において、既に他の実施主体が本補助金による取組を行っている場合は、補助限度額を200千円とし、既に複数の実施主体が取組を行っている場合は対象となりません。

問合せ先

担当部署	電話
元気づくり総本部元気づくり推進局とっとり暮らし支援課	0857-26-7129
元気づくり総本部東部振興監東部振興課	0857-20-3663
中部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム	0858-23-3298
西部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム	0859-31-9606
西部総合事務所日野振興センター地域振興課	0859-72-2080

関連サイト

名称	とっとり共生の里保全活動推進事業(とっとり共生の里、むら・まち支え合い共生の里)
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	市町村(間接補助事業者:農山村集落・地域)
施策概要	農山村集落等が企業・団体及び市街地住民組織と協働で行う農地や農業用水路、ため池、農道の保全活動や、農作物の生産、農産加工品の製造・販売を通じた6次産業化の取組みなどを通じて、持続可能な農業の振興と農山村の活性化を図る。

○支援の内容

農山村集落等と企業・団体及び市街地住民組織が協働で行う地域資源保全活動や、農作物の生産、農産加工品の製造・販売などの取組みに必要な経費を支援する。

共生の里推進加速化事業

事業内容	共生の里の活動に要する経費を補助する
補助率、補助上限	10/10(県2/3、市町村1/3) 3年目まで: 上限 600千円/年・地区、4年目以降: 上限300千円/年・地区

むら・まち支え合い共生促進事業

事業内容	むら・まち支え合いの活動に要する経費を補助する。
補助率、補助上限	10/10(県2/3、市町村1/3) 2年目まで: 上限 390千円/年・地区、3年目: 上限195千円/年・地区

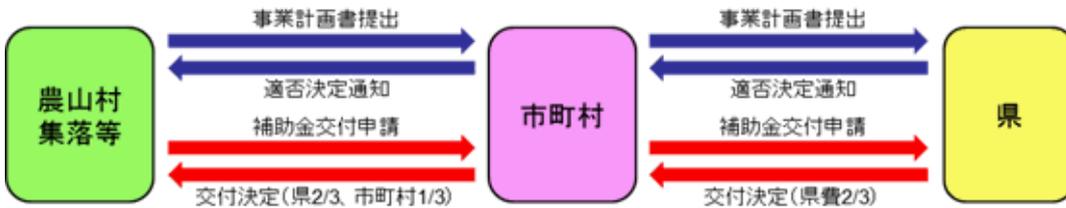
○主な要件

活動対象の地域は、過疎地域、振興山村及び特定農山村地域のいずれかの地域が位置する市町村とする。

[活動期間] 共生の里:5年間、むら・まち支え合い共生の里:3年間

○事業の流れ

- ①農山村集落、企業・団体及び市街地住民組織、市町村、県の4者で協定締結
- ②協定期間中の事業計画概要書作成
- ③毎年度、事業計画作成及び補助金申請



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7336
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3172
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9663

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/247895.htm>

名称 農地法面管理省力化支援事業

施策対象 農業者等

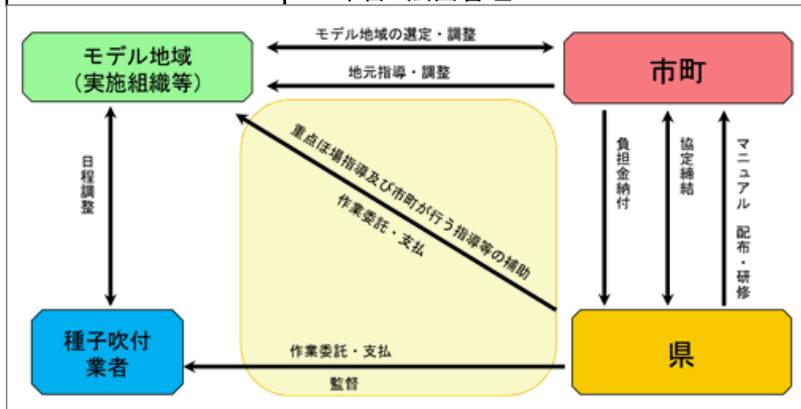
施策主体 鳥取県、市町

対象者 中山間地域等直接支払又は多面的機能支払に取り組んでいる組織等

施策概要 県が確立したセンチピードグラス(ムカデ芝)による農地法面管理省力化技術の普及促進を図るため、各市町に数地区のモデル展示・PRほ場を設置する。

○支援の内容

実施要件	(1)対象地域:中山間地域において、中山間地域等直接支払又は多面的機能支払に取り組んでいる組織又は取り組む予定の地域 (2)地元体制 ・種子吹付前後の雑草対策に協力が得られること ・生育調査やPR活動等に協力が得られること
事業主体	鳥取県(実施組織等への作業委託)
負担割合	県1/2、市町1/2
実施期間及び実施内容	(1)実施期間 第1期 平成30年度～平成32年度 第2期 平成31年度～平成33年度 第3期 平成32年度～平成34年度 (2)実施内容 1年目 法面管理 2年目 法面管理及び種子吹付 3年目 法面管理



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7336
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9663

関連サイト

名称

農業農村自然エネルギー利活用支援事業

施策対象

土地改良区、農業協同組合、農村集落等

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

土地改良区、農業協同組合、農村集落等

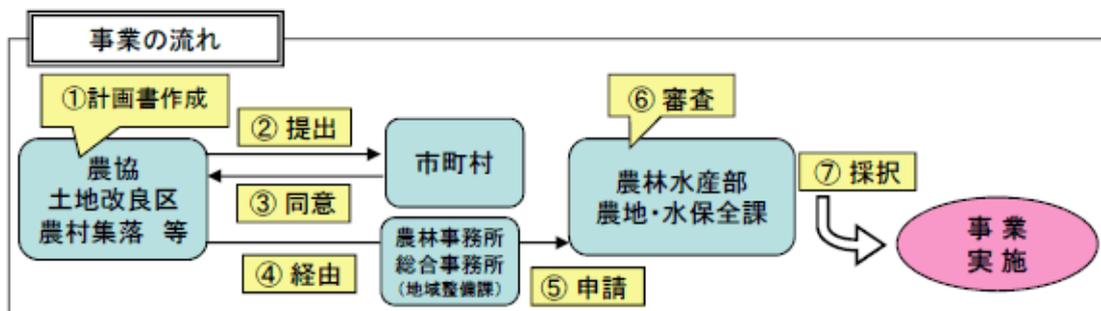
施策概要

太陽光発電施設の導入に要する経費の一部を支援する。

○支援の内容

主な要件	太陽光発電施設の導入を通じて、農業経営の効率化・高度化を目指す取り組みであること。
補助率	事業費の10%を補助する。(上限1,000千円) 原則、市町村の負担額と同額を支援。ただし、農協等の市町村を跨ぐ広域団体の場合は県単独で10%を支援。

【要件】



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農地・水保全課	0857-26-7334

関連サイト



編集：鳥取県農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課
